

令和3年第4回定例会

## 予算特別委員会会議概要

委員長 天内 慎也

副委員長 工藤 健

## 目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審査案件	1
○	出席委員	1
○	欠席委員	1
○	説明のため出席した者の職氏名	2
○	事務局出席職員の職氏名	2

### 1 日目 令和3年12月15日（水）

	開会	3
	開議・審査方法	3
○	中田靖人委員（自由民主党）	3
	要望	4
1	官民連携のPCR検査センターの開設について	4
	答弁 館山新総務部長	4
	再質疑	4
	答弁 総務部長	5
	要望	5
2	子育て世帯への臨時特別支援事業について	5
	答弁 福井直文福祉部長	5
	再質疑	6
	答弁 福祉部長	6
	再質疑	6
	答弁 福祉部長	7
	再質疑	7
	答弁 福祉部長	7
	再質疑	7
	答弁 福祉部長	7
	再質疑	8
	答弁 福祉部長	8
	再質疑	8
	答弁 福祉部長	8
	再質疑	8
	答弁 福祉部長	9
	再質疑	9
	答弁 福祉部長	9

再質疑	10
答弁 福祉部長	10
再質疑	10
答弁 織田知裕企画部長	10
再質疑	11
答弁 企画部長	11
3 ねぶた祭について	11
答弁 横内信満経済部理事	12
要望・再質疑	12
答弁 経済部理事	13
再質疑	14
答弁 経済部理事	14
再質疑	15
答弁 経済部理事	15
再質疑	15
答弁 経済部理事	15
要望	15
休憩	17
再開	17
○渋谷勲委員（あおもり令和の会）	17
要望	17
1 市民病院について	18
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	18
要望・再質疑	19
答弁 市民病院事務局長	20
要望	20
2 中央卸売市場について	20
答弁 大久保文人農林水産部長	21
再質疑	21
答弁 農林水産部長	22
要望	22
3 農業振興センターについて	22
答弁 大久保文人農林水産部長	22
要望	23
4 教育行政について	25
答弁 成田一二三教育長	26
再質疑	27

答弁 教育長	27
5 浪岡駅前開発について	28
答弁 平岡弘志都市整備部長	29
再質疑	29
答弁 都市整備部長	29
要望	29
休憩	30
再開	30
○工藤健委員（市民クラブ）	30
1 新型コロナウイルス感染症について	30
答弁 福井直文福祉部長	30
再質疑	30
答弁 福祉部長	31
意見・再質疑	31
答弁 坪真紀子保健部長	31
再質疑	32
答弁 保健部長	32
再質疑	32
答弁 保健部長	32
要望・再質疑	32
答弁 保健部長	33
再質疑	33
答弁 成田一二三教育長	34
要望	34
2 AOPASSについて	34
答弁 赤坂寛交通部長	34
再質疑	35
答弁 交通部長	35
再質疑	35
答弁 交通部長	35
再質疑	35
答弁 交通部長	35
再質疑	36
答弁 交通部長	36
再質疑	36
答弁 交通部長	36
再質疑	36

答弁 交通部長	36
再質疑	37
答弁 平岡弘志都市整備部長	37
再質疑	37
答弁 福井直文福祉部長	37
要望	38
3 公共施設のW i - F i 整備について	38
答弁 加福理美子市民部長	39
再質疑	39
答弁 市民部長	39
再質疑	40
答弁 舘山新総務部長	40
再質疑	40
答弁 総務部長	40
意見	40
休憩	41
再開	41
○赤平勇人委員（日本共産党）	41
1 油川の配水所について	41
答弁 横内修水道部長	41
再質疑	42
答弁 水道部長	42
再質疑	43
答弁 水道部長	43
要望	43
2 ゴミ処理について	44
答弁 高村功輝環境部長	44
再質疑	45
答弁 環境部長	45
再質疑	45
答弁 環境部長	45
再質疑	46
答弁 環境部長	46
意見・再質疑	46
答弁 環境部長	46
再質疑	47
答弁 環境部長	47

再質疑	47
答弁 環境部長	48
要望	48
3 放課後児童会について	49
答弁 福井直文福祉部長	49
再質疑	49
答弁 福祉部長	49
再質疑	50
答弁 福祉部長	50
要望・再質疑	50
答弁 福祉部長	50
再質疑	51
答弁 福祉部長	51
要望・再質疑	52
答弁 福祉部長	52
再質疑	52
答弁 福祉部長	53
要望	53
○山本武朝委員（公明党）	53
1 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について	53
答弁 福井直文福祉部長	54
再質疑	54
答弁 福祉部長	55
意見・再質疑	55
答弁 能代谷潤治副市長	56
要望	56
2 合併処理浄化槽について	56
答弁 高村功輝環境部長	57
再質疑	57
答弁 環境部長	58
再質疑	58
答弁 環境部長	58
要望	58
休憩	59
再開	59
○山脇智委員（青森無所属の会）	59
1 マイナンバーカードの受取方法について	59

答弁 加福理美子市民部長	59
要望・再質疑	60
答弁 市民部長	61
要望	61
2 生活保護受給者に対する市税滞納処分の執行停止について	61
答弁 川村敬貴税務部長	61
要望	62
○館山善也委員（あおもり令和の会）	62
1 バスの燃料について	62
答弁 赤坂寛交通部長	63
要望	63
2 街路樹の落ち葉の清掃について	64
答弁 平岡弘志都市整備部長	64
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
要望	65
3 国民スポーツ大会について	66
答弁 横内信満経済部理事	66
要望	67
○橋本尚美委員（市民クラブ）	68
1 バスの時刻表について	68
答弁 赤坂寛交通部長	69
要望・再質疑	69
答弁 交通部長	70
要望・再質疑	70
答弁 交通部長	70
再質疑	71
答弁 交通部長	71
2 子どもの居場所づくり・学習応援事業について	71
答弁 福井直文福祉部長	71
再質疑	72
答弁 福祉部長	72
要望	72
散会	74

開議	75
○村川みどり委員（日本共産党）	75
要望	75
1 日本一高い中学校の制服について	75
2 教育支援室について	75
3 放課後子ども教室について	75
4 介護保険について	75
5 高齢者のインフルエンザワクチン接種について	76
6 歯科の無料検診について	76
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	76
委員長の発言	76
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	76
〃 福井直文福祉部長	79
〃 坪真紀子保健部長	79
〃 川村敬貴税務部長	80
要望	81
奈良祥孝委員からの議事進行に関する発言	82
委員長の発言	82
答弁 税務部長	82
意見	83
委員長の発言	82
答弁 税務部長	82
意見	83
(再掲) 1 日本一高い中学校の制服について	83
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	83
再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	84
再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	84
再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	85
要望	85
(再掲) 3 放課後子ども教室について	85
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	86
意見・要望	86
○渡部伸広委員（公明党）	87
1 企業版ふるさと納税について	87



答弁 織田知裕企画部長	87
再質疑	88
答弁 企画部長	88
要望	88
2 マイナンバーカードの健康保険証としての利用について	89
答弁 川村敬貴税務部長	89
再質疑	89
答弁 税務部長	90
再質疑	90
答弁 税務部長	90
要望	91
3 AOPASSについて	91
答弁 赤坂寛交通部長	91
再質疑	91
答弁 交通部長	91
再質疑	91
答弁 交通部長	92
再質疑	92
答弁 交通部長	92
再質疑	92
答弁 交通部長	92
要望	92
休憩	92
再開	93
○藤田誠委員（青森無所属の会）	93
要望	93
1 市民病院について	93
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	95
要望	95
2 生活道路における「除排雪指令の状況の公開」について	96
答弁 平岡弘志都市整備部長	97
再質疑	97
答弁 都市整備部長	97
再質疑	97
答弁 都市整備部長	98
要望・再質疑	98
答弁 都市整備部長	99

再質疑	99
答弁 都市整備部長	99
要望・再質疑	100
答弁 都市整備部長	100
要望	100
3 AOPASSについて	100
答弁 赤坂寛交通部長	100
再質疑	101
答弁 交通部長	101
再質疑	101
答弁 交通部長	101
再質疑	101
答弁 交通部長	102
再質疑	102
答弁 交通部長	102
意見・要望	102
休憩	102
再開	103
○大矢保委員（自由民主党）	103
1 太陽光施設について	103
答弁 高村功輝環境部長	103
再質疑	104
答弁 環境部長	104
意見	104
2 水道管について	104
答弁 横内修水道部長	104
再質疑	105
答弁 水道部長	105
要望・再質疑	105
答弁 水道部長	105
意見	106
3 高齢者健康農園について	106
答弁 福井直文福祉部長	106
再質疑	107
答弁 福祉部長	107
要望	107
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	108

1 議会と理事者側の対応について	108
答弁 館山新総務部長	108
要望	109
2 放課後子ども教室について	109
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	109
再質疑	110
答弁 教育委員会事務局教育部長	110
再質疑	111
答弁 教育委員会事務局教育部長	111
要望・意見・再質疑	111
答弁 教育委員会事務局教育部長	112
要望	112
3 文化行政について	112
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	112
意見・再質疑	113
答弁 教育委員会事務局教育部長	114
要望・再質疑	114
答弁 教育委員会事務局教育部長	115
意見	115
4 雪対策について	116
答弁 平岡弘志都市整備部長	116
要望	118
休憩	118
再開	118
○丸野達夫委員（自由民主党）	118
1 灯油価格について	118
答弁 百田満経済部長	118
要望・再質疑	119
答弁 経済部長	120
要望・再質疑	120
答弁 経済部長	121
再質疑	121
答弁 経済部長	121
再質疑	121
答弁 経済部長	122
要望	122
○神山昌則委員（あおもり令和の会）	122

1 米価下落対策について	122
答弁 大久保文人農林水産部長	124
再質疑	125
答弁 農林水産部長	125
再質疑	125
答弁 農林水産部長	125
再質疑	125
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
意見・再質疑	127
答弁 農林水産部長	127
再質疑	127
答弁 農林水産部長	127
再質疑	128
答弁 農林水産部長	128
再質疑	128
答弁 農林水産部長	128
再質疑	128
答弁 農林水産部長	129
再質疑	129
答弁 農林水産部長	130
再質疑	130
答弁 農林水産部長	130
意見・再質疑	130
答弁 農林水産部長	130
意見・再質疑	130
答弁 農林水産部長	132
要望	132
休憩	133
再開	133

○中村節雄委員（自由民主党）	133
1 市街化調整区域について	133
答弁 平岡弘志都市整備部長	133
要望	134
○木戸喜美男委員（あおもり令和の会）	135
1 農作物の鳥獣被害について	135
答弁 大久保文人農林水産部長	135
再質疑	136
答弁 農林水産部長	136
再質疑	136
答弁 農林水産部長	138
要望	138
2 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業について	138
答弁 平岡弘志都市整備部長	139
再質疑	139
答弁 都市整備部長	139
再質疑	139
答弁 都市整備部長	139
再質疑	139
答弁 都市整備部長	140
再質疑	140
答弁 都市整備部長	140
要望	140
○山本治男委員（自由民主党）	140
1 篠田地区の融流雪溝について	141
答弁 平岡弘志都市整備部長	141
要望	141
採決	142
閉会	143

**1 開催日時** 令和3年12月15日（水曜日）午前10時～午後4時25分  
令和3年12月16日（木曜日）午前10時～午後4時14分

**2 開催場所** 第3・第4委員会室

**3 審査案件**

議案第142号 令和3年度青森市一般会計補正予算（第7号）  
議案第143号 令和3年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第144号 令和3年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第145号 令和3年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第146号 令和3年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第147号 令和3年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第148号 令和3年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第149号 令和3年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第150号 令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）

**○出席委員**

委員長	天 内 慎 也	委 員	山 脇 智
副委員長	工 藤 健	委 員	村 川 みどり
委 員	赤 平 勇 人	委 員	渡 部 伸 広
委 員	奈 良 祥 孝	委 員	舘 山 善 也
委 員	橋 本 尚 美	委 員	木 戸 喜美男
委 員	中 田 靖 人	委 員	藤 田 誠
委 員	山 本 治 男	委 員	丸 野 達 夫
委 員	中 村 節 雄	委 員	大 矢 保
委 員	山 本 武 朝	委 員	里 村 誠 悦
委 員	神 山 昌 則	委 員	渋 谷 勲

**○欠席委員**

な し

### ○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治  
教育長 成田 一二三  
企業局長 鈴木 裕 司  
代表監査委員 出町 文 孝  
総務部長 舘山 新  
企画部長 織田 知 裕  
税務部長 川村 敬 貴  
市民部長 加福 理美子  
環境部長 高村 功 輝  
福祉部長 福井 直 文

保健部長 坪 真紀子  
経済部長 百田 満  
経済部理事 横内 信 満  
農林水産部長 大久保 文 人  
都市整備部長 平岡 弘 志  
市民病院事務局長 岸田 耕 司  
教育委員会事務局教育部長 小野 正 貴  
水道部長 横内 修  
交通部長 赤坂 寛

### ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛  
議事調査課主幹 吹田 匠  
議事調査課主査 岩間 憲 仁  
議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主査 木村 結 衣  
議事調査課主事 高木 涉  
議事調査課主事 北山 賢 臣  
議事調査課主事 柿崎 良 輔

## 1 日目 令和3年12月15日（水曜日）午前10時開会

**○天内慎也委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年第4回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計9件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計9件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12月13日に開催されました本委員会の組織会の終了後に質疑者は18人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和3年第4回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計9件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中田靖人委員。

**○中田靖人委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自



由民主党の中田靖人です。トップバッターを務めさせていただきます。

質疑に入ります前に、私のほうから、一言所見を述べたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大で、2年続けて、中止となっておりましたあおもり桜マラソンの件であります。来年4月の開催に向けて、準備を進められているということが、今定例会において、木下議員に対しての答弁で明らかとなりました。私は、平成30年第4回定例会において、AOMORIマラソンのフルマラソン部門の設置を要望しました。そして、翌年、1年後になりますけれども、令和元年第4回定例会において、山崎翔一議員の質問に対しての答弁という形で、フルマラソン部門を新設するということが発表されたわけであります。私も、ずっと陸上に携わってきた者として、青森陸上競技協会の役員という立場もあり、ぜひ、役員の方々からは——このフルマラソンの愛好者というのは日本全国にいらっしゃいます。開催に向けて、準備を進められている職員の皆さんも大変だと思いますけれども、私ども、それをサポートする立場の青森陸上競技協会も全面的に協力していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上を申し上げまして、質疑に入りたいと思います。

今回、4項目について質疑をいたします。

まず、1つ目は、官民連携のPCR検査センターについて質疑いたします。

去る11月29日、私ども、青森市議会の自由民主党会派として、官民連携のPCR検査センターの早期開設について、市に要望書を提出いたしましたところであります。県内市町村の官民連携のPCR検査センターの開設されている状況を、まず最初にお示しいただけますでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中田委員からの県内市町村における官民連携のPCR検査センターの開設状況についての御質疑にお答えいたします。

県内では、八戸市が令和3年10月11日から、十和田市が令和3年11月15日から、全国的にPCR検査センター事業を展開しております株式会社木下グループとの連携により、開設しております。また、五所川原市では、明日、12月16日から開設するほか、三沢市においても、同センターの開設について、検討を進めていると承知しております。なお、むつ市におきましては、むつ下北医師会とむつ市の関係部局等で構成いたします、むつ市地域保健協議会が別の医療法人と提携し、検査を受け付ける形で、むつ市PCR検査センターを令和3年12月1日から開設している状況にあります。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ただいまの答弁で、開設に向けて、準備をしているということが明らかになりました。八戸市、十和田市、五所川原市、三沢市、むつ市ということで、ちょっと、後塵を拝してはおりますけれども、青森市としても、速やかに、年

内の開設に向けて、今、準備しているということでした。ありがとうございます。

コロナウイルスの感染拡大が、ある程度、一定の収束を迎えて、経済活動が再開しているという中であっては、迎える立場の青森市も、できれば、その玄関口において、この官民連携のPCR検査センターというのは大変重要になってこようなというふうに思います。

木下グループで検討されているんですけど、そこは明らかにできるんですけどか、ちょっとすみません。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

すみません、相手方につきましては、現在、相手方と協議中でありまして、名前は差し控えさせていただきたいと思います。

〔中田靖人委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ちょっと明らかになりませんでしたけれども、でも、多分、木下グループなのかなというふうに——分からないですよ。分からないですけども、ちょっと調査したところでは、木下グループであれば、検査料というのは、大体1900円ということで、大変安い価格でPCR検査を受けることができるということが分かりました。それから、この陰性証明についてであります、これまでは、どちらかという、公式なものにならないというところがありましたけれども、これも、ちょっと調べたところでは、内閣官房のほうとも、木下グループが、しっかりと、今、協議をしている最中で、それにのっとる形で、公的に認められる陰性証明となりそうであるということでありましたので、この辺も明るいニュースかなと。トピックだというふうに思っております。市の速やかな対応が、これから図られるということで、できるならば、木下グループであることを祈りますけれども、市の対応を期待して、この項については終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費に関連して質疑いたします。子育て世帯への臨時特別支援事業について質疑いたします。

現在、国会において、また、地方においても、盛んに議論されております子育て世帯へ10万円相当の給付を行う支援事業であります、私の元にも、多くの方から、意見が寄せられております。市の見解を確認しながら、提案してまいりたいと思います。

現行の基本制度では、5万円の現金を年内に支給し、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととされております。これが現行の基本政策です。仮に、この制度で実施した場合、先行給付金の青森市内の対象者数及び支給総額、この見込みをお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり) 中田委員からの先行給付金の対象者数及び支給総額の見込みについての御質疑にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)は、本年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯については、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされ、そのうち、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもについては、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始するとされております。

本給付金の対象者につきましては、本年10月1日の住民基本台帳における18歳以下の児童数3万8736人を基に、本市からの児童手当受給者の情報を用いて推計いたしますと、中学生以下の対象者は、本市からの児童手当受給世帯の児童が2万3501人、本市から児童手当を支給されていない公務員等の世帯の児童が6782人の合わせて3万283人、高校生の対象者は、本市から児童手当受給世帯の児童が2259人、公務員や高校生のみが属する世帯の児童が4618人の合わせて6877人、合計3万7160人になるものと見込んでおります。また、支給総額につきましては、対象者1人当たり5万円の給付を乗じると18億5800万円になるものと見込んでおります。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 答弁ありがとうございます。プッシュ型で、3万7160人が対象と。総額でいうと、1回目の支給で18億5800万円相当ということが明らかになりました。

ちょっと確認なんですけれども、プッシュ型という言葉がよく使われております。国が考えているプッシュ型と青森市のプッシュ型が、ちょっと違うというふうに聞いていたんですけれども、分かれば、ちょっと教えてください。青森市のプッシュ型の詳細を、ちょっと簡潔に教えていただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

プッシュ型、いわゆる児童手当を受給している世帯の情報を使いまして、受給を拒否する方の確認をいたします。それ以外の方については、拒否するという届出がない方については、児童手当の支給している口座、そちらのほうに給付金を振り込むということで、プッシュ型としております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** そうすると、申請・審査を経ないで、一括で口座に振り込んでしまうというのをプッシュ型とするということですね。

それから、中学生以下のほかに、高校生に兄弟がいる世帯も含まれるということではよろしかったですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

今回、プッシュ型で先行給付する世帯については、児童手当を受給している世帯に、高校生、いわゆる、15歳以上になりますと、児童手当の対象になりませんので、その方々がいる世帯については、その方の分も含めて、受け取りを拒否しなければ、そちらの世帯に、同じ、いわゆる児童手当相当の方の分と15歳以上の高校生相当の方の分を合わせて、そちらの口座のほうに振り込む……

〔中田靖人委員「了解」と呼ぶ〕

**○福井直文福祉部長** ただ、それ以外の15歳以上であるとか、本市から児童手当を受給されていない方については、申請等が必要になりますので、それは別に……

〔中田靖人委員「了解しました」と呼ぶ〕

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ありがとうございます。

先行給付の支給のスケジュールをお示しいただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

先行給付の支給のスケジュールについてですが、先行給付につきましては、先般、11月26日付で内閣府政策統括官より、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給することを目指し、できるだけ速やかな開始に向けるよう、市町村に求める通知が発出されております。

これを受けまして、本市におきましても、本市からの児童手当受給世帯については、プッシュ型で年内に支給できるよう、現在、準備作業を進めているところであります。また、本市から児童手当を受給していない公務員や高校生のみが属する世帯につきましては、申請・審査後の支給として、来年1月下旬の支給ができるよう、併せて、準備作業を進めているところであり、今後、必要となる予算提案等についても、関係部局や関係機関と調整しながら、適切な時期に行うこととしております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 5万円の先行給付のほうについては、今年中、そして、申請・審査を必要とする世帯については、来年1月下旬をめどにするということで、今、準備を進めているということが分かりました。

それでは、基本政策である5万円分のクーポン給付の対象者数及び給付額の見込みも、1回目の現金給付と同様と考えてよいかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の5万円相当のクーポン給付につきましては、国の経済対策におきまして、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うものとされているもののうち、5万円の現金支給に加えて、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる

子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う、ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするところとされています。

クーポン給付の対象につきましては、先ほど申しあげました先行給付金と同じでありますので、対象者が3万7160人、対象者当たり1人5万円の給付を乗じますと、給付総額が18億5800万円になるものと見込んでおります。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 対象者数等、数字は同じであるということが分かりました。

クーポン給付の場合、どのような作業内容で、どのぐらいの準備期間を要するのかお示しいただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

クーポン給付につきましては、12月3日に、内閣官房による自治体向け説明会が開催されまして、資料に基づき、説明がなされましたが、制度概要につきましては、その時点における検討状況等を示したものであり、今後、自治体からの意見等に基づき、修正を予定しているとのことで、取扱いの詳細については、いまだ示されておりません。したがって、本市におきましても、クーポン給付についての具体的な検討を進められない状況ではありますが、仮に、今年度実施されました青森市プレミアム付商品券事業、これを参考にした場合、実行委員会の立ち上げ、クーポン券の印刷、参加店の募集、広報用グッズの作成などが必要なものと想定されております。準備期間につきましては、3か月程度の期間を要するものと推測しております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 約3か月の準備期間を要すると。多分、想定されるのは、これまでの窓口での混乱を見てきておりますので、それに匹敵するような、膨大な事務作業、それから窓口の混乱、そういったものが想定されるということは分かりました。

クーポン給付ではなくて、現金給付というふうにした場合に、どのような作業内容で、どのぐらいの期間を要するのかお示しいただけますか。見込みで構いません。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

クーポン給付ではなくて、再度の現金支給を行う場合は、これまでの子育て世帯への給付金事業等を参考にすることとなりますが、まずは、対象者データの抽出、プッシュ型支給における支給金受領の意思確認、システム改修及び振込データの作成や金融機関での振込準備など、おおむね1か月半程度の期間を要するものと推測しております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 一括給付の場合は1か月半程度ということで、先ほどの答弁ではクーポンの場合は約3か月ということでしたけれども、約半分ぐらいの期間で準備

をすることができるということが分かりました。

それで、現金給付にすべきであるというふうに、私は、ちょっと個人的に思っておりますけれども、市として、現時点で、どのように考えているのか、お考えをお示しく下さい。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

現在開会中の臨時国会におきまして、5万円相当のクーポン給付を含む、子育て世帯等臨時特別支援事業を盛り込んだ補正予算案の審議が行われております。

一連の報道によりますと、政府において、10万円の現金一括給付を認めるに当たり、特定の条件をつけて審査することはない、一括給付の考え方は、補正予算案の成立を待たず、一両日中に自治体に説明したいとの首相発言があったことは承知しております。

本市におきましては、国の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** これまでの臨時国会の予算委員会での審議で、今の答弁でもありましたけれども、政府において、10万円の現金一括給付を認めるに当たり、特定の条件をつけて審査することはないと。それから、一括給付の考え方は、補正予算案の成立を待たずに、一両日中に自治体に説明したいということがありました。これは首相答弁ですので、正式な、厚生労働省のほうからは発出しておりませんが、これまでの慣例からすれば、首相答弁が、ああいうふうな形で出たということは、それにのっとり、要は、簡単に言うと、国は縛りをかけずに、地方自治体の判断で、クーポンにするか、10万円一括給付にするかということを決断してもいいよということであろうと思います。

それを踏まえて、ちょっと確認していきたいと思いますけれども、青森市が、国の方針決定を待たずに、一括給付が可能かどうか、そのことを確認していきたいと思います。

1回目の給付は、今年中に配分されて、それで、青森市が、その準備を、先ほどの答弁であると、今年中にするということでありました。まず、その考えで間違いないかだけ、お示しいただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

5万円相当のクーポン給付を含む子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、国の補助事業交付要綱に基づき、国の制度に合致する給付を実施する市町村に対し、全額、国庫補助金を交付して実施されるものであります。

しかしながら、その取扱いをめぐり、現在開会中の臨時国会におきまして、5万円相当のクーポン給付を含む子育て世帯等臨時特別支援事業を盛り込んだ補正予算

案の審議が行われており、一連の報道によりますと、政府において、10万円の現金一括給付を認めるに当たり、特定の条件をつけて審査することはない、一括給付の考え方は、補正予算案の成立を待たず、一両日中に自治体に説明したいとの首相発言がありましたことは承知しております。

本市といたしましては、国の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 先ほどと答弁が同じなんですけれども、ちょっと確認したいのは、年内の分、まず、5万円、これが18億5800万円ということでした。

来年度に出すクーポン、これを現金給付で一括となった場合には、総額約36億円となると思いますけれども——単純に足せば、約37億円か。18億5800万円掛ける2だから、約37億円になろうかと思えますけれども、この考えで間違いはないかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

給付額だけを見ると、対象者数は同じで、5万円と5万円ですので、先行給付の額の倍、給付額だけを比べると、倍というふうに考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 国の、先ほどの総理の発言からすると、縛りをかけないで、それから、クーポン分を現金にしたとしても、国庫補助金の対象にするということであろうかと思えます。その場合は、約37億円を青森市が立て替えることができるのかどうか肝になってこようかと思えますけれども、既に、青森市外では、他都市で、弘前市とか、五所川原市かな、今年度中に一括給付にしますと。決定して発表しているところもあります。そこは、多分、資金ショートもしないで、潤沢な基金状況にあったりとか、そういうような、もろもろのことが考えられるから、別に、国から入ってくる前に、立て替える余力があるということなのかなと思えます。

そこで、ちょっと確認していきたいんですが、この37億円相当を一括で給付するということが可能かどうかを確認したいんですけれども、現在の3基金残高を取り崩して、一括給付をするのか、それとも、仮に、この37億円相当のものを一括給付にした場合には、どのような資金の流れになるのか、ちょっと、企画部長、説明いただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 10万円の一括給付に関しまして、その資金の対応についての御質疑にお答えいたします。

中田委員から、今、説明していただいておりますとおり、岸田首相から、12月13日・14日の衆議院予算委員会の中で、10万円給付について、地域の実情に応じて、

年内に一括支給することも選択肢に加えるとしまして、その際に、条件は設けずに、補正成立前に自治体が一括支給を決めた場合であっても、事後に補助金を交付するというので、財源を手当てするという方針が示されているものと、これは承知をしております。

今回のケースに関しまして、国から、まだ、詳細が示されておられません。お尋ねの件に、一概にお答えすることはできないわけでありまして、今後の国の補正予算に係る対応、資金手当てにつきましては、適切に対応してまいります。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 市長の決裁がないと、答弁できないかもしれませんが、約37億円の一括給付が可能かどうか、それだけ、シンプルに答えていただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 10万円給付の一括給付に関する資金対応についての御質疑に再度お答えをいたします。

市では、毎日、行政活動を行うに当たりまして、毎日、様々な収入がありますし、毎日、逆に歳出もあります。したがって、毎日、支払いに備えて、手持ち現金というものを保有しております。また、国庫補助金が後から振り込まれるということも、これはよくある話でありまして、今、中田委員から、財政調整基金の金額のお話もありましたし、それ以外にも、特定目的基金という形で、基金を市の会計の中で保有しておりますので、約1200億円の予算の青森市でありますから、仮にですけれども、約37億円をすぐ支出する必要があるとなった場合でも、手持ちの資金繰りの中で対応することは、十分、可能ではあると考えておりますが、繰り返しですけれども、国から、まだ、詳細が示されておられませんので、まず、国の対応をよく見極めて、しっかり対応したいと思います。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 企画部長、言葉を選びながら答弁していただいて、誠にありがとうございます。

可能であるというふうに思います。3基金がありますけれども、それだけじゃなくて、今、企画部長がおっしゃっていたみたいに、出と入りがあると。これは民間企業と同じですよ。出と入りがあって、仮に、資金ショートしそうなときには、青森銀行とか、借入れをして、準備をします。それは、大企業青森市ですから、融資のお願いをして、断られるということはないでしょうから、まずは、市民に向けての財政的などころでは、足かせにならないということが分かりました。

それを踏まえて、今後、議会の中で、市に対して要望するなりの動きが出てこようかと思えます。この件については確認できましたので、終わりたいと思えます。ありがとうございます。

それでは続きまして、ねぶた祭について、確認したいと思います。第7款商工費第1項商工費第3目観光費に関連して、ねぶた祭について質疑していきたいと思



ます。

今議会の一般質問の秋村議員への答弁で、青森市は、ねぶた祭の開催に向けて、11月に、関係団体と意見交換をして、今後、基本方針や予算案等の取りまとめに向け、関係団体と連携を図りながら、検討を進めてまいりますという旨の答弁がありました。

来年のねぶた祭開催に向けて、11月に開催されました青森ねぶた運行団体協議会との意見交換の内容をお示しいただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 中田委員の本年11月に行われた青森ねぶた運行団体協議会との意見交換の内容についてお答えをいたします。

来年の青森ねぶた祭の開催に当たりましては、青森市、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会の主催3団体におきまして、本年11月から、関係団体との意見交換を開始したところであります。

11月4日に開催された青森ねぶた運行団体協議会との意見交換の場では、コロナ禍での祭り開催に関しまして、1つに、中止となった場合の支出の損害を最小限に食い止めるため、開催の可否判断の時期を早めに設定してほしい、2つに、主催者には、ねぶた祭が中止となった場合であっても、制作されたねぶたをお披露目できる場を整えてほしいとの意見のほか、ねぶたラッセランドに関しまして、非常に大きな案件でありますことから、しっかりと議論して決定する必要があるとのことや、小屋を借りる側といたしまして、より安全で安心できるものとしてほしいなどの意見が出されたところであります。

青森ねぶた祭実行委員会におきましては、今後、県が改訂するとしております青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のほか、運行方法やハネトの受入れ方法などを盛り込んだ青森ねぶた祭基本方針や予算等の取りまとめに向け、引き続き、青森ねぶた運行団体協議会をはじめ、関係団体と連携を図りながら、検討を進めることとしております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 御答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、昨年、今年と、ねぶた祭が2年連続中止になるというふうなことがありまして、市も、そこに、実行委員会の一翼を担うという形で参画しております。各運行団体からも、私の元にも、いろんな様々な意見が聞こえておりました。

そのうちの一つをちょっと紹介すると、ねぶたの運行をしなければ、そもそも、スポンサー——団体によって違いますけれども、スポンサーによって、運行がこなっている団体というのがたくさんありますので、そういったスポンサーからの協賛を

得ることが難しくなってくると。そして、各運行団体の活動が、それによって、ますます乏しくなってくると。結果として、ねぶた祭参加へのモチベーションというのが低下することにつながりかねないというところが大変心配だということも聞こえてきておりました。

やはり、青森市のねぶた祭というのは、青森市民にとっても、大変大きな誇りである祭りであります。2回中止となっておりますけれども、来年も、感染状況によっては、中止の憂き目に遭う可能性は十分にあると。それでも、ねぶたに関わる関係者というのは、開催に向けて、一生懸命、知恵を出して、何とか開催に向けて頑張りたいというふうに考えています。

やはり、青森ねぶた祭実行委員会にも入っている青森市が、この点については、主体的に取り組んでいただきたいと。万が一の場合に備えて、財政面でのサポートについてもしていくということが求められると私は思います。

ここで、1つ、紹介したい条例があるんですけれども、青森ねぶた保存伝承条例。私も、今回、質疑するに当たって、うちの会派の中村節雄委員から教えてもらって、ちょっと、いろいろ調べました。これは平成13年ですから、今から20年前に青森市議会で制定された条例だそうであります。第4条第1項に、次のように書かれています。「市の責務」、第1条の目的、いわゆる市民文化の向上に資するため、あらゆる施策を通じ、青森ねぶたの保存・伝承に努めるものとするというふうに、この条例の中で定められています。

青森ねぶた祭実行委員会を構成する3者のうち、財政的にサポートできる立場にあるのは青森市だけあります。来年の開催に向けて、各団体は大変不安になっていると。先ほども申し上げましたとおり、不安になっております。仮に、こういった、何だろう、補償ではないけれども、中止になった場合のリスク、こういったところの財政的な部分での市のサポートというのがなければ、運行に、出陣すること自体が、ちょっと、今の段階では決めかねているという団体の話も聞こえてきております。

そこで、ちょっと確認していききたいんですけれども、ねぶた祭の保存・伝承を目的とした経済部所管の本年度の予算額をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 経済部所管の保存・伝承を目的とした予算額についての再度の質疑にお答えをいたします。

本市では、中田委員御紹介の、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている青森ねぶたを健全で良好な姿で保存・伝承するため、平成13年に、青森ねぶた保存伝承条例を制定いたしまして、青森ねぶた祭実行委員会と連携しながら、同条例に沿った取組を実施しているところであります。

主な取組といたしまして、1つに、子どもたちに興味を持ってもらうための小・中学生を対象としたねぶた下絵コンクールの実施、2つに、後継者育成のための中型

ねぶたの制作やねぶた囃子講習会の開催、3つに、大型や地域のねぶた運行を支援するための奨励金の交付などに取り組んでおります。

本市では、これらの保存・伝承の取組のうち、大型ねぶたの運行団体を対象に、運行日数に応じまして、例年、1団体当たり約50万円から約70万円を助成している大型ねぶた奨励金・運行助成金として1246万円、地域ねぶた等の運行団体を対象に、1団体当たり6万円を助成する地域ねぶた奨励金等として475万円の計1721万円を、青森ねぶた祭活性化事業負担金の一部として、本年度当初予算に計上しているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 総額1721万円と。大型ねぶたに対して、1団体当たり約50万円から約70万円、それから、地域ねぶたも含めて、トータル1721万円の予算組みだったということが分かりました。

今年、県内の主要な祭りは、青森市のみならず、他都市も中止になっております。私が、ちょっと調べたところでは、弘前市で、ねぶたに参加する場合の町会への交付金というのがあります。この各町会において、本番の運行は中止になりましたので、各町会で運行した場合、20万円を上限にして、支援をしているということでした、弘前市は。祭りが中止になっても、要は、支援するというスタンスを変えずに、弘前市として、各町会のほうには、上限20万円で、お金を支援していたということでもあります。八戸市、こちらも、町会・企業が三社大祭に参加した場合の交付金を、山車の保管に要する経費として、上限120万円として、支援しています。これも、目的を変えていますけれども、例年、準備している予算を、各団体に、科目を変えて、そのまま、お渡ししているというのが、実態として、分かりました。各市で、運行する団体に対して、言いましたけれども、目的を変えて、払っているんです。

青森市は、ねぶた祭を中止して、運行団体に対して、どのような対応をしていたのかを確認したいと思います。

まず最初に、経済部が所管するねぶた祭の保存・伝承を目的とした本年度の予算額をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

〔中田靖人委員「あっ、ちょっと待って。そうだね、今、直接、答弁してもらいましたね」と呼ぶ〕

**○横内信満経済部理事** はい。予算額……

〔中田靖人委員「予算のところですか」と呼ぶ〕

**○横内信満経済部理事** ねぶた祭の保存・伝承を目的とした、本年度の、先ほど御紹介申し上げました予算の執行見込額……

〔中田靖人委員「執行見込額。ごめん、ごめん」と呼ぶ〕

**○横内信満経済部理事** こちらのほうに関して、御説明させていただきます。

経済部所管のねぶた祭の保存・伝承を目的とした本年度の予算は1721万円であり  
ますけれども、今年の青森ねぶた祭が中止となったことを受けまして、大型ねぶた  
奨励金など、1661万円、これが未執行となりました。

ちょっと紹介いたしますと――なお、この1661万円でありますけれども、そのま  
ま執行残ということで残ったわけではありませんで、今年の祭りの中止に伴いまし  
て、例年、運行団体からの負担金、そして、有料観覧席の収入で賄われております  
ラッセランドの設置・解体費用のほか、ホームページや広告費などの準備に要した  
経費、これにつきまして、本来でありますと、青森ねぶた祭実行委員会がお支払い  
するわけですが、収入不足が生じる見込みとなりましたので、市が、今般の  
未執行分1661万円と、青森ねぶた派遣事業等々の予算も計上しておりましたが、そ  
ちらのほうも実施できませんでしたので、その未執行分911万1410円を活用いたしま  
して、トータル2572万1410円を負担金として支出したところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 奨励金は、毎年、準備して、各団体に約50万円から約70万円払っ  
ていましたけれども、今年は、そこの部分はどうかされたんでしたでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほど申し上げました、ねぶたの保存・伝承に係るところの奨励金でありますけ  
れども、子どもねぶたに関する奨励金に関しましては、60万円執行させていただい  
ておりまして、大型ねぶたに関する奨励金は、未執行となっております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** すみません、子どもねぶたに60万円出して、大型ねぶたに払わな  
かった理由を、ちょっと、お示しいただけますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 再度の質疑にお答えいたします。

大型ねぶたの奨励金・運行助成金といいますのは、運行した場合に、その日数に  
応じて交付される奨励金でありますので、今年度は、ねぶた祭の中止に伴いまして、  
未執行となったところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 運行に応じてということだったので、本番の運行がなかったか  
ら、大型ねぶたについては、奨励金というのは払われなかったということでした。  
準備された予算のうち、ほぼ大きいところでいうと、ねぶたラッセランドに各団体  
が出していましたから、それ分の、本来であれば、借りていた設置・撤去費用分の100  
万円相当、これを各団体から徴収するんだけど、それを徴収しなかったという

ふうに思います。

ただ、やっぱり、先ほど、ちょっと、私のほうでお話ししました弘前市・八戸市の取組では、各団体を、やっぱり、ねぶたまつりだったり、三社大祭を盛り上げてくれる各団体、町会・企業、そういったところを、祭りが中止になったとしても、現状維持で頑張ってもらいたいという思いの中で、行政がサポートしていていると。そういうふうな実態が八戸市・弘前市ではありました。残念ながら、青森市のほうでは、奨励金という形では、各団体のほうには、そういうふうな形はなかったということが分かりました。

補償はできないというのは分かるんです。ただ、その苦渋の選択の中で、弘前市、八戸市は、科目を変えてでも——やはり、その準備に取りかかるのには数か月を要しますし、青森ねぶた祭も、年明けの1月から、早いところは、もう既にねぶたの着手準備に入ります。ところが、奨励金も出されないというふうな状態で、スポンサーも、どうなのか分からないという中では、各ねぶた運行団体が、どうしようというふうな形で不安になってきているというのは、実際、あります。そういうふうな意見も私のほうにも届いておりますし、ねぶた関係に近い方々も、たくさん、そういう意見というのは聞いているはずであります。

先ほども申し上げましたけれども、青森市が、平成13年に、全会一致で可決した青森ねぶた保存伝承条例、この条例で、やはり、その条文には、市民文化の向上に資するために、あらゆる施策を通じて、青森ねぶたの保存・伝承に努めるというふうに掲げられているというのは大変重いのかなと私は思います。仮に、来年の青森ねぶた祭が中止になったとしても、保存・伝承という観点から、運行団体に対して、支援については、ぜひ前向きに青森市としても検討していただきたいというふうに思います。中止の憂き目に遭ったとしても、保存・伝承の観点からは、私は、運行団体に対して、今年、去年と執行されなかった奨励金については、何らかの形で、科目を変えてでも、この保存・伝承という観点からは、青森市が条例で制定している以上、市の責務としてうたわれている以上は、しっかりとやっていただきたいということを強く要望したいと思います。

私の持ち時間が、ちょっとオーバーしそうなので、最後にもう1つあったんですが、ねぶたについて、終わります。ありがとうございます。

最後、今年、実施された——これは意見で終わります——プレミアム付商品券についてであります。(発言する者あり)それでも、大矢委員が頑張ると思いますので、ちょっと時間を残すために、意見として、終わりますけれども、プレミアム付商品券事業、こちらの2回目が、今年、事業が実施されました。多分、こちらのほうの報告書というのが、今月の17日、この予算特別委員会が終わってから、発表される、報告書が提出されるようではありますが、今回確認したかったのは、どういうふうな昨年との違いがあったのかということを確認したかったんですけども、多分、変わらず、使われた先の業種というのは、形は、あんまり変わっていないのかなと

いうふうに思います。

それで、ニュース・報道でもありましたけれども、新町商店街でのプレミアム商品券、これが、あっという間に、約30分で完売したというふうなのがニュースになっていました。それを受けて、私は、組合のほうに、ちょっと、いろいろ聞いてみたんですけれども、そしたら、中小企業団体中央会、こちらのほうの支援制度を活用して——上限300万円だそうですけれども、こちらのほうから、補助金をもらってやっているということでした。青森市内に、ほかにあるのかなと調べてみたら、サンロード青森も同じように、この中小企業団体中央会の補助金制度を使ってやっております。

プレミアム付商品券事業については、一定の効果はありますが、やはり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、本当に困っている事業者に行き渡る制度にはなっていないんじゃないのかなというのが、これまで、私が一貫して、お話ししてきたことです。せつかく、青森市も約9億円相当の資金を使って、経済効果を発揮させるというのであれば、やはり、その新町商店街のような取組というのは大変参考になろうかと思えます。青森市内にも、商店街があります。商店街の振興策という形も踏まえて、そういった側面もありますので、できるならば、今、臨時国会が終わった後に地方創生臨時交付金、こちらのほうが来て、青森市の裁量で使える交付金も来ますので、その中で、ぜひ、これまでの経緯を踏まえて、地域経済の実情に応じた形での経済対策、新型コロナウイルスで疲弊してしまっている青森市内の事業者を救済するための対策をしっかりと構築していただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時からといたします。

### 午前10時51分休憩

---

### 午前11時再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、渋谷勲委員。

**○渋谷勲委員** あおもり令和の会、渋谷でございます。

先ほど来の各部長の答弁をお聞きしまして、今日は、非常に、津軽の言葉でいえば、奥歯に物が挟まったような感じの答弁で、大分、私には聞きにくい、そういう答弁ではなかろうかなと思っております。副市長、そういうことのないように、今

後は、ひとつ、気をつけて、答弁をしていただければなど。私の質疑に対しては、そういうことで、肝に銘じて、答弁をお願いしたいと思います。

それでは、早速ではありますけれども、奈良委員じゃないけれども、お聞きしたいと思います。

市民病院についてです。

私も、第1回、第2回、第3回、第4回と、幾らかは冊子を読ませていただいて、特に感じたことは、当初、副市長も、あるいは市長サイドで、ただ、今回はテーブルに着くだけだということが、次第に、あの冊子を見れば、もう合併ありきのような、そういう冊子なんですよね。

特に私が感じているのは、当初、委員の方々も、高知市だとか、あるいは酒田市だとかの、こういう方々は、もう既に合併を終えて、ある程度、軌道に乗っているのかどうか分かりません。私は、県病の今の院長も、大分、知っているわけでありましてけれども、もう何年も前から、市との合併は、自分なりに、さきやいてはいたんですよね。

ただ、言葉がちょっと悪いかも分からないけれども、弘前大学の医局あつての県あるいは市の病院だと。こういうことまで言われているわけですよね。非常に遺憾だと私は思います。これから、我が青森市の市民病院も、弘前大学一本でもって、医師の派遣をしていただいて、それなりの努力はしているんです。私も、この間、何回か、1週間か10日ぐらい、入院させていただいて、あのてきぱきとした看護師の方々は、非常に頑張っているんですよね。

ただ、市民病院事務局長、これも、当初から——まあ、何年も前からですよね。呼吸器内科だとか、あるいは、いつも私が言うように、眼科だとか、これすらも、きっちり揃えていた市民病院であれば、こういうふうにして、合併が加速するものではないと、私は言い切ると思います。市民病院事務局長、仮に、県病がなくしたら、市民病院は、まだまだ忙しかったと私は思います。この2つをなくしただけでも、何億円という、売上も利益もないわけでしょう。したがって、やっぱり、冊子を見て、そこまで言われるのだったら、これはしょうがないのかなど。私なりに、この頃、思っているんです。

そういうことで、ある程度の協議を終えて、これから、県と市の協議に、また移るわけでありましてけれども、その進め方について、ひとつ、御答弁をお願いしたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 渋谷委員からの市民病院についての御質疑にお答えいたします。

県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会からの提言後の協議の進め方についてであります。去る11月12日、県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会から、県立中央病院と青森市民病院における現状と課題、さらには、人口減少、

高齢化の進展など地域医療を取り巻く課題等を見据え、将来的に持続可能な医療提供体制を構築していくためには、両病院の共同・連携が必要であり、その方向性は、医師等の医療従事者不足・人材確保など、6つの観点を踏まえると、共同経営の上、統合病院を新築整備することが最も望ましいと考える、協議会からの提言の実現に向けて、県と市で今後の在り方について早期に協議を進めることを期待するとの提言を県知事及び市長に対して頂きました。

今後の協議についてであります。あり方検討協議会の事務は、県病院局と市民病院事務局の両方で担当しており、あり方検討協議会の資料作成を通じた県病院局と市民病院事務局との意見交換は行ってきたところであります。現在は、県病院局と市民病院事務局で、提言を踏まえた協議に移行しているところであり、市内部での議論、さらには、県との協議を本格化し、方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** これはやむを得ないよね。ただ、市民病院事務局長、ちょっと先走るような話になるかも分からないけれども、おのずと、市と県の報酬も給料も違っていると私は思うんです。その際に見えてくるのは、独立行政法人でなければ、こういう維持管理はできないと私は思います。

ただ、最も悔しいことは、公立大学を見なさい。市からの持ち出しは、いっぱいあるわけでしょう。人事一つにしても、何にしても、口は出せないわけです。本当に、私は悔しくてならないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうなんだよ、市民病院事務局長。この辺は、きっちりやっていただかなければ、本当に。公立大学一つにしても、私に聞こえてくる話は、職員間の話だとか、様々あります。でも、私どもは、口出しできますか。できないでしょう。私は、そういう実例も、ある程度、聞いて、考えた上での協議に入っていただきたいんです。それが一番なんです。

それで、強いて言えば、恐らく、地元で起こっている青森銀行だとか、みちのく銀行の受け皿——私も、ある程度は聞いています。1つの受け皿をつくって、そこに対等で入るとか、様々なことを聞いているんだけど、この協議は非常に大事にもなるし、我々、ある程度の議員の方々の説得もかなり厳しいものがあると私は思いますよ、これからね。

だから、そういうことを踏まえつつ、たまには、副市長をはじめ、市民病院事務局長も、各会派に足を運んでいただいて、そういう直接的なことを聞きながら、事務局として、こういう会議に入っていただきたい。これも、また、強く要望させていただきます。今、何だかんだと言っても、しょうがないでしょう、私が言っても。

そういうことで、2つ目は、市民病院の看護師の過去3年間の報酬だとか、採用状況をお聞きいたしたいと思います。



**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 渋谷委員からの市民病院の看護師の募集と採用状況について、お答え申し上げます。

平成30年度から令和2年度までの過去3か年の市民病院における看護師の募集・採用状況については、平成30年度が、13人の募集に対し、11人の採用、令和元年度が、21人の募集に対し、10人の採用、令和2年度が、27人の募集に対し、13人の採用、3年間の合計では、61人の募集に対し、34人の採用となっております。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 若干の要望を申し上げたいと思います。ここ何年かの間に、初めて、高等学院でしたか、市民病院の隣にある……（「高等看護学院」と呼ぶ者あり）高等看護学院。今、授業料だったか、何かかにか、5000円のものをやっとの思いで——あれは十数年ぶりですか。これは、やっぱり、市民病院事務局長を高く評価しなければならないと私は思います。誰も手をかけられないことであつたんですよ。例えば、うちの孫一つにしたって、本当に、ここに入ってくる方々は幸せだと私は思います。今、5000円で入れるような学校も学院もないわけでしょう。みんな、100万円単位です。

そういうことで、高く評価をしつつ、できるならば、この高等看護学院を卒業した方々は、特に、市民病院あるいは合併になる新病院に、なるだけ入れるような自助努力は、ある程度、募集も含めて、私はやられたほうがいいと思うし、高等看護学院は、今の答弁のように、1人とか、2人だとか、3年間で7人だとか、普通の県立高等学校であれば、もう廃止ですよ、これは。

そういうことから、せっかく入って来られた看護師を目指す方々には、それなりの指導をしていただいて、何とか、地元に残れるように、残るように、ひとつお願いをしたいなど。以上で、市民病院に対しては終わりたいと思います。

次に、中央卸売市場について、1款卸売市場事業費1項運営費に関連して、質疑をさせていただきたいと思います。

70歳を過ぎたら、目が悪くなりました。（「みんな同じだ」と呼ぶ者あり）私も市場に勤めて、大分、たつんですけれども、来年で50年です。ましてや、この施設というのは、企画部長、普通の公共の施設と違って、家賃収入が、かなりあるわけでしょう。恐らく、この50年で相当なものだと思います。ちゅうちょすることなく、早めの建て替え、これはしなきゃ駄目だと思います、時代が流れているんですから。まして、HACCPだとか、いろんなことが国におけるの施策の中であるわけでしょう。この中央卸売市場は、施設そのものも、そんなに、今の時代にマッチしたような市場ではないと私は思います。マッチするためには、一応は、業者の方々あるいは仲卸の業者の方々ともテーブルに着いて、市から、アドバイスなり、あるいは業者から説明なりを聞いた上での進め方というのは非常に大事だと私は思います。ちょっと聞けば、まだ何もやられていないとか——だから、我々は質問しているん

です。よければ、誰も質問するんじゃないんです。悪いから、質問するんです。私はそう思っています。

しからは、今後の整備について、具体的に検討すべきだと思いますけれども、それについて、答弁。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 渋谷委員の青森市中央卸売市場の整備についての御質疑にお答えいたします。

昭和47年に開設しました青森市中央卸売市場につきましては、ただいま、委員から御紹介ありましたとおり、令和4年に開設50周年を迎えることとなります。

当市場における取引の実績であります。令和2年度におきましては、水産部が2万352トンで179億6473万円、青果部が6万1606トンで127億6058万円、花卉部が961万6097本で7億5003万円、合計で、取引額が314億7533万円となっております。青森市の生鮮食料品等の安定供給のための流通拠点として、重要な役割を担っているところであります。

この市場におきましては、昭和47年の開設以後、平成12年には花卉棟を、平成14年には青果低温倉庫、平成16年には水産冷蔵庫等の主要な施設の整備を行うなど、市場機能の強化を図ってきたところであります。一方、築後約50年が経過し、施設の老朽化に伴い、平成22年には、仲卸売場の全面改修、また、平成元年度……（「令和」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。令和元年度及び令和2年度におきましては、青果低温倉庫の低温設備の改修を行うなど、市場機能の維持・充実に努めてきたところでもあります。

本市では、市場関係者の皆様と地域に根差した持続可能な市場の実現に向け、これまで検討を行い、令和3年3月には、青森市中央・公設地方卸売市場経営ビジョンを改定したところであります。この中では、老朽化施設等の改善対策といたしまして、緊急性や耐用年数等も考慮しながら、順次、改修・更新を行うこととしておりまして、今後におきましても、他市場の整備状況——あるいは関係部局とも協議させていただきながら、卸売市場の機能や役割を発揮できるよう、引き続き、取り組んでまいります。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 今、農林水産部長が答弁したように、いろんな箇所については——まあ、今回も、屋根の修繕をやっていただいたと。継ぎはぎですよ。とにかく、これまで、ある程度の売り場だとか、あるいは水産も青果も含めた形の低温冷蔵庫だとか、いろいろ、自助努力はしていただいて、今日に至っている。

ただ、私は、ちょっと分からなかったけれども、今、水産部の売上げが約170億円でしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）これだと、なかなか、テーブルに着いても、すぐに、はい、分かりましたと、しゃべらないですよ。やっぱり、やることによって、売り場の家賃は、当然、幾らか上がりますよね。でも、50年なんです。何ぼ、

継ぎ足しして、改修したとしても、本体が悪いんですから——まあ、1年に1回か2回来て、分かるとおり、目の見えない人は歩くにも大変なんです、どんと下がっているんだから。

そういうことで、できれば、同じテーブルに着いて、根気よく、ある程度の説明あるいは御意見——それで、なおかつ、来年、一応、50周年なわけですよ。

そこで、市として、今現在、考えていること、あるいは協力会に対して、お願いすることがあったら、若干なりとも、御答弁をお願いしたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 渋谷委員の青森市中央卸売市場開設50周年についての再質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場開設50周年記念事業につきましては、市場の発展に貢献してきた市場関係者に感謝の意を表するとともに、市場の社会的使命達成のため、市場関係者が一丸となって、さらなる発展を期し、また、市民の皆様が生鮮食料品等を安定供給するという市場の役割を御理解いただくことを目的に、昭和47年の開設から10周年ごとに記念事業を行ってきたところであります。

その実施内容につきましては、卸売業者や仲卸業者等の市場関係団体や関係者が一堂に会し、これまで市場の発展に寄与してきた方々の表彰等を行う記念式典及び多くの市民の皆様にご来場いただき、生産物・青果・花卉の即売や競り売り等を体験していただく市場まつりを実施してきたものであります。

本市といたしましては、当市場が令和4年に開設50周年を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、また、これまでの実施状況を踏まえ、協力会等、市場関係者の皆様と御相談させていただきながら、開催に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** よく分かりました。前回同様に、ある程度の予算、市からの幾らかの御支援をお願いさせていただいて、節目でもありますので、そこは、ちゅうちょすることなく、ひとつ、前回並み——あれは40周年だったかね——並みに、副市長、御支援をひとつお願いしたいと思います。以上。この項は終わりたいと思います。

次に、農業振興センターなんです、指導センターじゃないんですね——取組について、お示しをいただきたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 渋谷委員の農業振興センターの取組についての御質疑にお答えいたします。

農業振興センターにつきましては、本市の農業経営の近代化及び農業者の生活の向上を図るとともに、新たに農業に従事しようとする者の育成に資することを目的として設置されており、その業務内容につきましては、1つには、新たに農業に従事しようとする者の育成・指導のための研修に関すること、2つには、農業経営及

び栽培技術の講習に関する事、3つには、農業に関する栽培技術の実験展示に関する事、4つに、農業知識の普及及び啓発に関する事、5つに、家畜の防疫及び生産指導に関する事の業務を行っているところでもあります。

具体的には、農業の担い手の育成や生産者の技術向上に向けた農業研修業務といたしまして、新規就農を目指す方や農業の基礎を学びたい方などを対象に、実技や栽培に関する講習会を実施しております。また、野菜・花卉の栽培技術の向上や本市の気候条件に適した付加価値の高い作物の調査を行う奨励作物等栽培研究業務といたしまして、これまで、ハウス栽培による軟白ネギの栽培技術の確立やトルコギキョウの産地化等に取り組んでまいりました。また、農家圃場の土壌を分析・診断し、バランスの取れた施肥設計を指導することで、健康な土づくりを促進する組織培養・土壌診断等についても行ってしております。また、優良な苗を生産者へ提供し、産地の維持、経営の向上を図る園芸種苗供給業務といたしまして、青森農業協同組合と連携し、トマト、ピーマン、トルコギキョウ等の種苗の供給を行っているところでもあります。また、市民の方が気軽に野菜などを栽培できる市民農園や、みそ、リンゴジュース、豆腐等の製造ができる農産物加工施設を運営し、また、畜産振興業務といたしまして、畜産農家の巡回や放牧場の運営、子牛の生産業務を行っているところでもあります。

本市におきましては、近年の農業従事者の減少と高齢化が進んでいる中、地域農業の担い手の育成が急務となっております。このため、市では、今年度より、移住就農を促進する環境を整えるため、東青地域の4町村と連携しながら、県外に在住している方で、移住就農に興味のある方を対象に、季節に応じた農作業体験をできる機会として、青森市短期就農体験モニター事業を、また、就農に必要な知識及び技術を習得する青森市農業インターンシップ等を実施してまいりました。このうち、モニター事業につきましては、県外より2名の参加があり、農業振興センターでのトマト・ピーマン等の収穫作業や、浪岡地区のリンゴ園地での収穫・選果作業を体験していただいたところでもあります。また、新たな栽培技術の確立に向け、水耕栽培による試験を行っているほか、スマート農業の普及を図ることを目的に、自動換気システムを導入したトマトの試験栽培を行っており、これらの取組により、労働時間の削減や収量及び秀品率向上につながっているものと考えております。

農業振興センターにおきましては、これまでの取組実績等を踏まえながら、引き続き、栽培技術等の調査・研究に取り組み、新たな栽培技術の確立、付加価値の高い作物の普及や新たに農業に従事しようとする者の育成に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 今、農林水産部長の答弁のように、ちょっと悪いけれども、ほとんど行っていないわけですね。スマート農業、あるいは担い手、あるいは体験を、ちょっと、聞き取りの中で、詳しく聞いたんだけど、ほとんど増えていないんですよ、これも時代の流れかどうか分からないけれども。

でも、以前、若干——これは本当か嘘か分からないんです。今のセンターでは、市内から見て、本当に遠いわけです。蓬田に近いんです。それを中心部に持ってきて、苗の供給だとか、花だとか、こういうことも、やっぱり、これからの時代の流れで考えるべきセンターだと私は思います。ちょっと、口は悪いけれども、あそこであれば、誰も見に行かないです。例えば、荒川の刑務所だとか、深沢地区一帯に、ああいうような施設があることによって、全然、変わってくると私は思います。行かないんだから、あそこまで。確かに、みそだとか、こういうことでは、私も高く評価させていただくけれども、何ととっても、遠いんです。幾ら何だかんだしゃべっても、今の中でも、例えば、温度の関係だとか、あるいは水耕だとか、農林水産部長の答弁はよく分かるんです。私も理解はするんです。でも、どのようにしてやっているかというのを見にも、なかなか行けないんです。私も、このほうのプロなんだから、水耕栽培だとか、これに関しては。毎日、買っているんですから、それを相当に。でも、我々が買っているというのは、今、例えば、サラダ菜一つにしても、みんな、宮城県だとか、あるいは三沢市なんです。種市さんと言って、これはかなり大きくやっていると思います。ある程度の労力も使わない、この水耕栽培というのが軌道に乗ったら、大したものだと思いますよ、これからは特に。手始めとして、ある程度のものをたたき上げ作るといっても、今の農業振興センターでは、ほど遠いものがあると思います。

後で聞くけれども、職員にしても、何人もいないんです。何ができるんですか。私は以前にも言ったと思うけれども、二、三日前に、浪岡のリンゴ農家ではないんだよ、土建業なんですよ、その人と、たまたま、お会いした際に、また、畑を買うと言うんです。何をやっているかといえば、紅玉って分かりますか。昔の千成です。こういうものを作っているんです。すごいと言っていました、今、弘果市場も。何も手がかからないんだと。簡単に言えば、下の草を刈るだけで、あとは自然となってしまうと言っていました。それで、ある会社もすごいと言っていました。だから、また、何反部も買って、売るところがあれば、どんどん買うと言っています。それで、それをやっているらしいんです。恐らく、ここにいる天内委員長も、こういうことは、あまり分からないと思います。造園業種の方々も昨日の電話で、もう既に、長野県に見習いに行っているんです、自分の孫が。そういうことを導入して——ヨーロッパもすごいんだそうです。色が変わらないリンゴを加工するんです。あと、千成というのは、何だ、リンゴのパイとかあるでしょう。あれは、原料が足りないんだそうです。扱う量がすごいと言っていました。何だかんだとできないんだそうです。うちの教育長の好きなシナノゴールドとかでは、できないんだと。そういうふうな特殊なものだとか、今、青森市内でも、幸畑だとかで、若干、リンゴをやっている、そういうことは、なかなか——覚えても、どうなのか分からないけれども、だから、あなたたちも、若干なりとも、手が空いたら、そういうこともやりつつ、見本を示していただくとか。ただ、いつも、トルコギキョウとか、苗の供給といっ

たって、誰がそう喜んでいるんですか。そう喜んでいないと私は思います。ましてや、農協とタイアップしているんでしょう。農協は、あのおりです。もっともっと、我々、身近な農家の方々だとか、いろんな団体の方々にアピールできるような、そういう農業振興センターであってほしいなど。それには、まず、あそこから移転するしかない、申し訳ないけれども。それで、もっともっと市内に、近場に持ってくるようにやることによって、まだまだ活性化にもつながるし——今、油川の農協の辺りで、あの周辺の野菜を朝市だとか何かでやっているでしょう。あの売上げを聞きましたか。相当なものなんですよ、あれは。近くなきゃ駄目なんです。奥に引っ込んでやっても、もう時代の流れがあるんだから、その辺は、これから——さっきの企画部長だとか、福祉部長の答弁に歯がゆいところがいっぱいあるんだけど、そういうことで、この農業振興センターについては、特にこれからの課題だと私は思います。活性化のためにも。

やっぱり、土日になれば、私をはじめ、みんな、いろんなところに行っているんです。農林水産部長だって、そうでしょう。奥さんといろんなところに行くでしょう。いつも、朝から晩まで、農林水産のことを考えているわけでもないでしょう。「考えているんだ」と呼ぶ者あり）副市長もそうです。いろんなところに行っているらしいよ。自分で、目で見て、感じたことを、ある程度、部に持ってきて、問いかけて、徐々に徐々に市内でできることを、やっぱり、やられたほうが良いと私は思うし——一大産業なんです、これは。市内に持ってきて、みそから何から作って、そこで物品の販売もしていただいて、競輪場の場外だって、そこに持ってきてやれば良いんです。もっともっと活性化になるんですよ、様々。替わった企画部長が、私に、ちょっとしゃべりました。十二、三億円で新町にそういうものをつくりたいなという話をしたら、途端に替わってしまいました。そういうことだって、真剣に、真面目に、私にしゃべっていたことがあるんですよ、企画部長ね。

まあ、そういうことで、職員の数はいいから、今、しゃべったことを若干なりとも耳に入れて、頭に入れて、そういう機会があったら、やっぱり、後潟から、この町に、活性化のために、担い手をつくる意味でも、考えられたほうが良いと私は思います。国のいろんな支援も、あなた方はプロなんだから、持ってくるのに、その辺も十分考えた上で、これは要望させていただきます。この件については、以上でございます。

あと、教育行政です。10款教育費2項小学校費に関連をして、質疑をさせていただきたいと思います。

これまでも、何度か、私なりに質疑をさせていただいて、随分、クラブでの活動を、大分、広げていただいたと。おかげで、我が荒川小学校も、生徒数が少ない割には、他校とのクラブの中で、スクラムを組んでいただいて、優勝した経緯だとか、こういうことが様々あるわけです。例えば、今後、ますます進む少子化を見据えた子どもたちのニーズ、あるいは、スポーツのいろんな環境を整えるため、本市小学

校における運動部活動のクラブ化について、私は、以前から、非常に興味も持っているし、個人的でちょっと悪いけれども、そのために、私は、鶴田町の町長選に向かったんです。この人口減少を、あの過疎地で、どのようにして増やしたらいいのか。例えば、その地域、その町によっては、昔から育った歴史だとか、伝統だとかがあるものなんです。その辺を探っていけば、おのずと、監督になれる人とか、あるいは指導できる人だとか、いろいろいっていると私は思うんです。青森市みたいに、旧校舎をただ野放しにすることなく、ただ福祉の施設だけで使うことなく、そういうところから、ある程度、下積みをしていただいて、人口減少にもつながる。これはつながるんです。やっぱり、私もそうだけれども、親あるいはおじいちゃん、おばあちゃんは、自分の孫だとかが、その辺の大会に行って、参加することによって、案外、見に行くものなんです。あるいは、青森市においても、そういうことをすることによって、ある程度、たたき合いを通じた国体選手だとか、あるいはインターハイだとか何かに育つ子どもだって——30万人も市民がいるんですから。そういうことから、私は、これまでも、いろいろ、質問をさせていただいたんです。

このクラブ化によって、今現在、どのように進んでいるのか。そういう点について、お示しをお願いしたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 渋谷委員の本市小学校における運動部活動のクラブ化の現状についての御質疑にお答えいたします。

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、近年の少子化に伴い、単一の学校で特定の競技の運動部を設けることができない場合は、スポーツ活動の機会が損なわれることがないように、合同部活動等の取組を推進することとしております。

本市の小学校におきましても、近年の少子化等による学校規模の縮小により、単一の学校では特定の種目の運動部を設けることが困難な状況が見られております。教育委員会では、運動部活動が、学校教育の一環として、子どもたちの望ましい人間関係づくりや自己肯定感・責任感・連帯感の涵養など、教育的意義が大きいことを踏まえ、子どもや保護者のニーズに応じたスポーツ環境の整備を図っていくこととし、令和元年度から、従来の学校単位での運動部活動から、複数の学校の児童による活動も視野に入れ、家庭や地域等が主体となって運営するクラブへの移行に取り組んでおります。

教育委員会が小学校のクラブ化に取り込む前年度の平成30年度におきましては、学校が支援して、スポーツ活動を行っているクラブは4種目6クラブでありましたが、2年後の本年9月の調査では7種目58クラブに増え、その内訳は、ミニバスケットボールが19クラブ、野球が15クラブ、サッカーが8クラブ、卓球が8クラブ、バレーボールが6クラブ、陸上競技が1クラブ、様々な運動を行う総合クラブが1クラブとなっております。

なお、本年度、学校が支援して、スポーツ活動に取り組んでいる58クラブのうち、複数の学校の児童で構成されているクラブは17クラブとなっております。その内訳は、2校の学校の児童で構成されているクラブが7クラブ、3校の学校の児童で構成されているクラブが3クラブ、4校以上の学校の児童で構成されているクラブが7クラブとなっております。

教育委員会では、今後におきましても、クラブ化によって、本市の子どもたちが、それぞれの興味やニーズに応じた活動が行われるよう、各学校及びクラブに対して、情報提供や助言に努めてまいります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 答弁ありがとうございました。かなり、クラブ化が進んでいるということ、ただいまの答弁で、評価をしたいと思います。子どもたちが、何とか、いろいろなクラブ化によっての交流も大事なわけですね。特に、我が荒川の場合、他校との連携をして、ふだん、あまりできない、いろいろなことを話し合いながらやっている。特に、優勝すれば、面白いわけですね。ただ、それだけではないんだけど、まだまだ、やっぱり、これは進むと思うし——ただ、今現在やっている親のお話を聞けば、親そのものも、大分、御苦労していると思うんです。例えば、その学校でできない場合は、他校に行くとか、いろいろなことがあると思います。それで、特にお金はかかるじゃないですか。あるいは、今現在、ほとんど、指導する方々がボランティアでやっているわけでしょう。これについても、まだまだ、クラブ化が進むことによってのいろいろな経費だとか、いろいろな面では、これから考えるべきことが、非常にあると思います。ましてや、今現在、菫町小学校でも、橋本小学校でも複式学級なわけでしょう。それで、まだ、統合もあまり進んでいないわけでしょう。子どもたちがかわいそうです。親云々というより、子どもたちのためには、ある程度、そういう統合も含めた形の中で、このスポーツ、クラブ化もひっくるめて、考えるべきことなのかなと強く感じている1人であります。

そこで、最後に、このクラブ化が、今以上に進むことによる若干の考えがあったら、教育長、御答弁をお願いしたいと思います、いいですか——はい。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 渋谷委員からの再度の質疑にお答えいたします。

今後のクラブ化について、どういうふうを考えているかということですが、既に、学校単位でのスポーツ活動には限界が来ているところでありまして、しかも、現在、試合に参加する場合には、有資格者が指導者として存在しているというような条件も、いろいろ入ってきております。それを、教員に、また求めるというのも、なかなか大変なところありますので、それを解消していくためにも、このクラブ化というのは、1つの方策なんだろうと思っております。



その上で、先ほど、本答弁の中でもお答えいたしましたけれども、58クラブのうち17クラブは複数の学校の児童で構成されております。これを、単純に、学校数を延べ数で計算いたしますと、17のクラブに58の小学校が関わっていることとなります。それで、小学校は、本市には43校しかありませんので、複数のクラブに関わっている小学校もありますが、こういうふうに見ていくと、1番多く関わっているのがサッカーで、1クラブで7つの小学校から成るチームがつくられておまして、このことが、これからのスポーツ活動を維持していく上での1つの方策になるのではないかなと思っております。

確かに、保護者の皆さんは、送迎等で、ある程度の負担は発生しているかとは思いますが、その分も含めて、しっかりとした専門的知識と指導技術のある方に、短時間で、効率よく指導してもらえると、そういうような条件の下、複数の学校から成るクラブ活動、こういうものをさらに進めていくことで、本市の子どもたちの能力といいますか、スポーツ活動の能力を、十分、高めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 御答弁、本当にありがとうございました。通知なしに質疑させていただきました。ありがとうございます。

次に、浪岡駅前開発について。

これまで、今現在、恐らく、工事はしていると思うんだけど、あの駅前は、都市整備部の御支援によって、道路の道幅も、ちょっと拓げていただいて——土砂降りの雨の際、あるいは雪解けの際、あのかいわいは、大分、洪水になっているということも聞き及んでいると。

ただ、私も、これまで、都市計画審議会の委員として、2年ぐらい、やらせていただいて、あまり納得できないんですね。というのは、市でもってやろうとしているところは、例えば、駅前でも、新町でもそうなんですが、きちんと、立地適正化計画にのっとって、いろんな事業を進めていると。それは、まだしも、この浪岡に対しては、この立地適正化すらないんですね。せつかく合併したわけでしょう。民間の企業が——行けば分かるとおりに、私が、今、しゃべった道路だって、県でもって、余ってしまったところなんです。たまたま、私も仲介に入れさせていただいて、何十年来のことは、今現在、若干ではあるけれども、工事をしていただいて、30坪か40坪を市に無償で提供したわけでしょう。

これによって、あのかいわいは、若干なりとも、私は、効果についても——それで、まだ何もやっていないんです。やっていなくても、今現在、いろんな問合せはあるような話なんですよね。

そこで、立地適正化計画における浪岡地区の位置づけについて、お示しを願いたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 渋谷委員の浪岡駅周辺地区についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、人口減少、少子・高齢化の進展などの社会環境の変化に対応し、市内各地域の特色を生かしつつ、持続可能な都市づくりを目指して、平成30年3月に青森市立地適正化計画を策定しております。本計画におきましては、都市機能の立地の適正化に関する基本的な方針として、市民の生活利便に関するバランスを踏まえながら拠点区域を設定し、この拠点区域において、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ることにより、人口減少の中にあっても、市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指すこととしております。

浪岡地区におきましては、浪岡駅周辺地区を本計画に定める都市機能誘導区域の一つに位置づけており、津軽地方の各都市との近接性を生かした津軽地方の玄関口として、交通結節機能を生かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能や商業施設、医療施設等の集積を図ることとしております。浪岡駅周辺地区に誘導する施設として、病院——入院定員20床以上、店舗面積が3000平方メートル超1万平方メートル未満の店舗、防災施設、市庁舎を位置づけております。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 答弁ありがとうございます。

まず、再質疑。この立地適正化計画を見直す予定はないのかどうか、その辺について。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 立地適正化計画の見直しについての御質疑にお答えいたします。

立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法により、おおむね5年ごとに、現状調査、分析、評価を行うよう努めることとされていること及び令和2年の同法改正により、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置づけられたことを踏まえ、今後、本市の立地適正化計画につきましても、適切に対応してまいります。

**○天内慎也委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** あの周辺は、まだ、何ら、しっかりとした計画はないんだけど、今現在でも、保育所をやらしていただきたいとか、医院の開業をさせていただきたいとか、あるいはコンビニをやらせてくれないとか、様々な要望が来ているらしいんです。先般、都市整備部の職員から、若干なりとも聞いて、来年度でもって、見直しがかかるわけでしょう。そういうことでは、ある程度の計画も出来上がると思うし、今、都市整備部長が答弁したような事柄については、ある程度、クリアできると私は思うし、その辺について——ましてや、コロナ禍における病床まで考え

て、私は伝えているんです。

そういうことでは、駅周辺の活性化についても、いろいろ、御指導、アドバイスしながら、あのかいわいの活性化のために、都市整備部長、ひとつ、自助努力を何とかしていただくということで、強く要望させていただいて、委員長、私の質疑を終わりたいと思います。

以上。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

### 午後0時3分休憩

---

### 午後1時10分再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願ひします。

議案別冊40ページ、総括表に基づいて質疑いたします。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業の概要について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 工藤委員からの新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国の補助事業を活用し、県が実施主体として、入所系の介護施設・事業所に対して、今年度、簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境等の整備に要する経費への補助を行うものであります。

その内容といたしましては、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を備えるとともに、簡易的なダクト工事等に要する経費について補助する簡易陰圧装置の設置、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、従来型個室・多床室のゾーニングの整備に要する経費について補助する感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備となっております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。簡易陰圧装置の設置とゾーニング環境等の

整備ということです。

それでは、補助を希望する対象介護施設の件数と補助金の内訳を教えてください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 補助を希望する介護施設数と補助金額についての再度の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業による補助を希望し、県から内示を受けている介護施設と補助金額につきましては、簡易陰圧装置の設置に要する費用への補助を希望する施設は1施設、補助金額は432万円、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用への補助を希望する施設は1施設で、4か所の整備によって、補助基準額は2400万円となっております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。ありがとうございます。

介護施設で、クラスター防止のために、まだ、多くの施設が、面会禁止あるいは制限をかけています。入所されている方、御家族は、不自由な日が続いておりますが、感染防止のための整備を進めている施設が増えているということは、理解しています。特にクラスターの発生しやすい介護施設ですので、必要な事業と思います。ありがとうございます。これは終わります。

次に、新型コロナワクチンの接種証明書についてであります。国は、マイナンバーカードを使って、スマートフォンの画面に表示されるワクチン接種証明書を12月20日から発行するというふうにしてありますが、この新型コロナワクチンの接種証明書の概要と本市の実施時期について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書とは、ワクチン接種を受けた方の接種年月日、ワクチンの種類、メーカー、製品名、製造番号及び接種国の情報を証明するものであります。

本市では、海外への渡航予定がある方を対象に、7月26日から、紙による接種証明書を交付しております。

新たに12月20日から、利用可能となる電子版の接種証明書につきましては、国が公式に提供するものであり、スマートフォンアプリを活用し、マイナンバーカードと暗証番号により、本人確認を行い、電子申請することで、市町村での審査等を行わずとも、自動で交付されるものであります。また、これまで、接種証明書の用途は、海外渡航用に限定されておりましたが、当該アプリでは、海外渡航用と日本国内用の接種証明書が取得できるものとなっております。

なお、スマートフォンを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていない方など、アプリを利用できない方も一定程度おられますことから、紙での接種証明

交付を、今後も、継続して行うこととしております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。12月20日、もう間もなくですので、アプリは全国共通でしょうから、多分、国のほうから、一斉に、その辺は、情報として来るんだと思いますけれども、発表では、ワクチン接種記録システム——VRSに登録された個人の接種歴に、500万件ほど、誤った情報が記載されているというふうな報道もあります。多分、現在、その辺は、懸命にチェックをしているんだと思いますけれども、それでは、このワクチン接種記録システム——VRSのデータの誤登録の確認、チェックについて、本市での対応をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** ワクチン接種記録システム——VRSにおける誤登録等の確認についての御質疑にお答えいたします。

VRSは、国が配付したタブレット端末を用いて、接種後の予診票を読み取ることにより、接種日時及び接種会場、ワクチンロットナンバー等の接種記録の管理を行うものであります。本市においては、これまで、約44万件に上るVRSに登録されているデータとそのデータの基となる紙の予診票を一つ一つ突合し、誤りがないかの確認作業を行い、現時点では、ワクチンロットナンバー等の誤りを発見しており、今後も、順次、確認及び修正作業を継続していくこととしております。また、接種証明書の取得等により、接種記録に誤りがあることを発見した場合は、本市へお申出いただくよう、市ホームページや「広報あおもり」を活用し、市民に広く呼びかけていくこととしております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 現在も、チェックしていると。もし、ざっとでもいいんですけれども、現在まで、どのぐらい誤りがあったのか、教えていただければ。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** VRSの誤登録についての再度のお尋ねにお答えいたします。

誤登録につきましては、ほとんどの医療機関は誤登録なく登録されておりますが、一部の医療機関において、ワクチンロットナンバーの部分、この部分が、手入力になりますので、初期設定のまま、別の日に打った方のものなどになっているものがあります。これらの医療機関が大体10件程度あります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

このVRSですけれども、従来の青森市の総合福祉システムの予防接種台帳と連動しているということでしたよね——それで、データの入力は、多分、別々に入力しているんだと思うんですが、VRSのほうは、タブレットの読み取りと手入力の

部分があると。それで、予防接種台帳のほうは、これは、手入力ということによろしいんですね——それで、このVRSですけれども、最初は、国が配付したタブレット端末で接種券を読み取る。それで、手入力もあると。当初から、入力の遅れとか、いろんな指摘があったシステムです。今回のことは、多分、そういったものが、そのまま、システム的な対応が修正されないままで来たところも、多分、あるんだと思いますが、チェックの対象の数も約44万件、多分、とても大変だと思います。マンパワーも、相当、負担がかかっていると思いますけれども、これは、やはり、あると、とても便利な証明書で、海外渡航もそうですけれども、正しい接種証明書の発行ということと、あと、第3回目の接種にも関わってくることで、ぜひ、この部分は進めていただきたいと思います。これはこれで結構です。ありがとうございます。

次に、後遺症についてなんですが、前議会でも、お伺いしました。それで、新型コロナウイルス感染症の後遺症と見られる、その後の相談・連絡はどうなっているでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 後遺症に関しての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては、市内の重点医療機関及び診療・検査医療機関、耳鼻咽喉科や精神科医療機関、80か所を対象に、11月13日から17日までの間、新型コロナウイルス感染症の後遺症と思われる症状のある受診者の有無についての聞き取り調査を行い、うち73か所から、回答を得ております。

その結果、後遺症と思われる症状のある方が38名受診されており、その症状は45件でありました。症状の主なものといたしましては、咳が続くが14件で最も多く、次いで、倦怠感、頭痛などとなっております。また、12月7日に、これまで、職場クラスターが発生した10か所の事業者に対して、聞き取り調査を行ったところ、各事業者の感染した従業員72名のうち3名に倦怠感などの後遺症と思われる症状がありました。

新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては、いまだ、不明な点が多く、国内外で様々な調査が行われており、国の厚生労働科学特別研究によりますと、診断後6か月の時点で、8割の方は罹患前の健康状態に戻ったと自覚したと報告されております。

これらの症状は自然経過で徐々に回復することが多いと考えられており、症状の緩和や早期回復を目的として、各症状に応じた対処療法が行われ、一般医療の中で、十分、対処できるものが少なくないことから、症状の経過に応じて、かかりつけ医や地域の医療機関などへつながるよう対処してまいります。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

全国でも、相談ダイヤルを開設したり、病院で窓口をつくったりというところも

増えてきています。結構です。ありがとうございます。

この倦怠感・疲労感を伴う後遺症は、子どもなどの世代にも見られるという報告があります。青森市教育委員会が把握している子どもの感染者の治療を終えた後の様子、後遺症などについての報告はあるのかどうかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 工藤委員の再度の質疑にお答えいたします。市内小・中学校で新型コロナウイルス感染による後遺症の報告・相談についての御質疑にお答えいたします。

青森市立小・中学校からの報告によりますと、これまで、新型コロナウイルスに感染した児童・生徒の後遺症についての報告あるいは相談を受けたことはないとのことであります。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。子どもたちはないということで、ありがとうございます。よかったですと思います。

ただ、後遺症は、大人もそうですけれども、全国的には一定の数があるということで、あと、地方ほど、周囲の目があって、ちょっと相談しづらくて、我慢する傾向があるというようなことも聞いておりますし、小・中学生にとっては、後遺症である違和感というのは、なかなか認識・表現しづらいというところもあるそうですので、引き続き、注意していただくように、これはお願いいたします。ありがとうございます。

次に、自動車運送事業会計に関連して、青森市地域連携 I C カードについてですが、この A O P A S S ですけれども、バスに乗る際に、かざして読み取って、降りる際に、また、かざして精算するということです。とてもスピーディーで、便利なシステムだと思います。

この A O P A S S の運用開始は来年 3 月と聞いておりますけれども、具体的な日程は決まっているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 工藤委員の A O P A S S のサービス開始の時期についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、新型コロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けた受入れ環境整備といたしまして、青森市地域連携 I C カード——A O P A S S の導入を進めてきております。現在、2022年3月のサービス開始を目指し、本定例会へ青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例案を提出し、御審議をいただいているところであります。

御質疑でありましたサービス開始の具体的な期日につきましては、現在、関係機関と協議を行っているところであり、決まり次第、広く、お知らせすることとしているところであります。

○**天内慎也委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 分かりました。まだ決まっていないと。来年、同じ3月に導入する八戸市とかも、まだ決まっていなみたいで。

では、このAOPASSとこれまでのバスカードを比較して、機能、サービスで何が増えて、何がなくなるのか、教えてもらえますか。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** AOPASSについての新たなサービスの内容についてという御質疑にお答えいたします。

AOPASSの導入後に行います新たなサービスの主なものとしたしましては、乗れば乗るほどお得な交通ポイントサービスの実施、また、通学定期券における学期定期、これを新設したこと、さらに、市営バス・市バス・ねぶたん号で、共通利用できる休日周遊券——AOPASSワンデーパス・AOPASSツーデーパスの創設などがあります。

以上でございます。

○**天内慎也委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** では、AOPASSを取得するための手続はどういう流れでしょうか。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 工藤委員の再度の御質疑にお答えいたします。発行手続に関する御質疑であります。

AOPASSには、再発行が可能な記名式カードと再発行ができない無記名式カードが設定されることとなっております、双方とも、カードの預り金として、500円のデポジット、それを含めまして、1000円単位で販売することを想定しております。まず、その代金が必要になります。このほか、記名式カードでは、運転免許証や保険証などの本人を確認する書類が必要となります。

以上でございます。

○**天内慎也委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 分かりました。記名式カードは本人確認が必要だけれども、多分、定期とか、交通ポイントも関わってくるんだらうと思います。

確認ですけれども、既存のSuicaカード、モバイルSuicaも、バスでは使用可能ということによろしいんですね。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** Suica等の利用に関する再度の御質疑にお答えをいたします。

新しくAOPASSが導入されますと、こちらのほうで、運賃精算の際に、Suica及びモバイルSuicaは使用可能となります。

以上でございます。



**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** では、既存のSuicaカードとAOPASSの違いは何でしょうか、サービス含めて。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** SuicaとAOPASSのサービスの内容の違いという質疑にお答えをいたします。

まず、Suicaでありますけれども、Suicaと相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券ですとか、電子マネーなどのSuicaサービスが利用できるカードとなっております。一方、AOPASSにつきましては、今、御説明しましたSuicaの機能に加えまして、Suicaでは利用できない当方のバスの定期券や交通ポイント等の地域独自のサービスも利用できる2in1のカードとなっております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。定期券、交通ポイントということは、私もそうですが、けれども、既存のカードを、モバイルSuicaを持っている人は、定期券とか、あるいは交通ポイントを得るためには、それとは、別途、AOPASSを手に入れないと駄目だということですよ——分かりました。

それで、金額のチャージの方法を教えてください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 工藤委員のAOPASSへのチャージについての御質疑にお答えをいたします。

まず、AOPASSへのチャージができる窓口でありますけれども、その窓口につきましては、青森駅前発売所など、直営発売場のほか、市内のコンビニエンスストアなどのSuicaに電子マネーをチャージできる店舗などでAOPASSへのチャージができるようになるところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。

それでは、県内あるいは近県で、AOPASSを使用できる交通機関は、じゃあ、どのようになるのでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 近県でのAOPASSの利用可能地域に関する再度の御質疑にお答えいたします。

まず、近県——北東北で申し上げますと、地域連携ICカードというふうなくくりであります。その導入動向であります。報道などによると、今年の3月から、岩手県盛岡市において、現在、利用をされているというふうなところがあります。

また、来年の春には、秋田県においては、秋田市で、本県においては、本市と八戸市周辺地域で導入予定となっております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 分かりました。

S u i c a が利用可能なタクシーが、とても、今、多いです。それで、今、お話がありました八戸圏域、あと、秋田市、盛岡市ですよ。あと、十和田観光電鉄もという話もありました。それで、再来年から、奥羽線も、弘前―青森間で S u i c a が使えるというニュースが前にありまして、それで、そのあと、残るは青い森鉄道なんですけれども、S u i c a あるいは地域連携 I C カードの利用を検討されているかどうか、分かる範囲で、もし分かれば、教えてもらえますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 工藤委員の青い森鉄道のキャッシュレス化の状況についての御質疑にお答えいたします。

青森県におきましては、青い森鉄道への交通系 I C カード導入可能性を検討するための基礎資料を整理する調査を実施しており、現在、青い森鉄道の実態を踏まえた I C カード導入に関するメリット・デメリット、課題等について整理しているものと聞いております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** これだけ、広域の公共交通の周囲で S u i c a が使えるようになると、もちろん、県のほうも、前向きに、多分、近い将来には使えるようになるのかなというふうに思います。青森市を取り巻く広域の公共交通を A O P A S S 1 枚で移動できるということになれば、やはり、利便性はとても高いと思っています。

では、交通ポイントなんですけれども、福祉のボランティアポイント、これがバスカードに交換したりしていましたがけれども、A O P A S S で対応するというのは検討しているのでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** ボランティアポイント制度の交換品についての御質疑にお答えいたします。

青森市ボランティアポイント制度は、地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図るため、青森市地域福祉計画における重点事業の一つとして実施している制度でありまして、ボランティア登録を行った地域福祉サポーターが対象としているボランティア活動を行うことで、1時間につき1ポイントが付与され、10ポイント以上たまると、商品券やバスカードと交換できるものであります。

このたびの A O P A S S の導入により、バスカードの販売が終了となりますことから、現在、バスカードから A O P A S S への交換品の見直しについて、検討を進

めております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 検討中ということですが、ぜひ載せていただくようにお願いします。結構です。ありがとうございます。

最後に、AOPASSの導入メリットをいろいろ調べました。観光面もありますし、新型コロナウイルス感染症対策ということもあるんですけれども、やはり、1番はスピーディーな精算だと思うんです。それで、特に、冬は、道で擦れ違うので、2車線ないようなところは、バスが止まると、後ろの車も、全部、渋滞します。そこで、さっさと精算ができるSuicaというのは、交通渋滞緩和にも、とても効果があると思っています。それで、そういう意味ではCO<sub>2</sub>の排出量の削減にもなりますし、あと、料金の精算もそうですし、お客様との精算での事故も防止されます。また、データも取れるようですから、これによって、効率的なダイヤ改正、見直し、コース運営も可能になってくると思いますし、何しろ、非接触型というか、ある程度、かざすだけなので、機械の消耗も少ない。メンテナンスでも、多分、コストがとて安くなるということだと思いますので、そうしたことを生かしていければと思います。

交通系ICカードは、もう10年ほど前から、私も質問をしてきましたので、コロナが理由であるにせよ、よかったと思っています。それで、青い森鉄道も参入していただければ、広域の公共交通にもなります。利用者も利便性も増えるという意味では、来年3月の導入をとて楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

最後に、公共施設でのWi-Fi環境の整備についてであります。前回もそうですけれども、重ねての質疑で恐縮でありますけれども、今の時代、たくさんの市民の活動に対して、いわゆる市の姿勢が問われているのかなというふうに思いますので、改めて質疑いたします。

これまでの委員会などでの市の答弁を見ますと、導入には、設備費、ランニングコストがかかるということ、あと、会議室には、ポケットWi-Fiの持込みを許可していますよと。そして、使用してくださいという理由で、導入しないということでもあります。何か所か対象があって、各部署に同じ質疑をしても時間がありませんので、すみません、市民部長、よろしくお願いします。

これまで様々な活動してきた市民の皆さんが、このコロナ禍で、集まって活動することができなくなったと。そして、それでも、皆さんは、いろんな工夫をして、あるいはWi-Fiを活用しながら、遠方とのオンラインをしたり、あるいは現地でのリアルを組み合わせ、ハイブリッドにしたり、情報・意見交換をして、いわゆる、その活動をさらに深めていること、いろんな模索をしています。そうしたWi-Fiを使用したり、使用したいと思っている市民の活動へ、青森市——まあ、今回はカダールですが、今後、どうやって、どういうふうにサポートしていくつもりでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** カダールにおいて、Wi-Fiを使用している団体等への支援についての御質疑にお答えいたします。

本市における男女共同参画社会の形成を図る拠点施設であります青森市男女共同参画プラザ「カダール」につきましては、貸室として、使用料を利用者から徴収しておりますAV多機能ホール、研修室のほか、団体登録をすることにより、無料で使用することができる小会議室等があります。カダールの有料貸室におきましては、光回線を利用して、インターネットに接続できる環境は整っており、インターネットを使用したいという御要望があった場合につきましては、通信料等を御負担いただいた上で、御使用をいただいております。なお、無料の貸室において、インターネットを使用する場合につきましては、利用団体がモバイルWi-Fiルーターを持ち込み、インターネットに接続し、使用しております。

カダールにおいて、モバイルWi-Fiルーターを持ち込み、インターネットに接続し、使用している団体につきましては、令和3年度は、令和3年11月30日の時点で、有料の貸室利用が109団体のうち2団体、無料の貸室利用が無料施設を利用している226団体のうち4団体と伺っております。

市といたしましては、全ての施設利用者がWi-Fiを利用し、これがなければ、活動が成り立たないという状態であれば、必須の設備として、設置を要することとなりますが、個別の団体からの御要望に対し、お応えすることは、おのずと初期費用や月額使用料などの費用を要することになりますことから、Wi-Fiを使用している団体等への支援としてのWi-Fi環境の整備につきましては、現時点では考えておりませんが、施設の利用者の動向や必要性等について調査してまいりたいと考えております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。これがなければ活動できない団体が多ければ考えるということですが、随分、後ろ向きだと思いますが、実際に、ポケットWi-Fiを持ち込んで活動している団体は、もちろんあります。私も、そういう会議に参加しておりますけれども、実のところ、月に数回集まる会合のために、月々の通信料を負担するポケットWi-Fi、これを所持してまで活動する個人・団体というのは、そんなに多くないと思います。

前回はお願いが出ておりますけれども、今回のお願いの内容と何が違うかというのは、青森市が可能な方法でという、そういうお願いの内容です。その趣旨はどのように捉えているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

お願いの内容については、可能な限り、市として、設備を設置してほしいということとあります。こちらとしては、1台でも設置が可能なのか、それとも、どうい

場合であれば、設置が可能なのかということにつきまして、今、御答弁いたしました。が、他都市の状況、それから施設の利用者の動向や必要性を見極めて、様々な視点で調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

ポケットWi-Fiモバイルルーター、これは、例えば、最新の、無制限の、グレードの高いものでも、初期費用は、無料からありますけれども、数万円です。それで、月々の通信費は七、八千円です。ということは、年間10万円かからない。既に、弘前市は16か所入れています、市民センターとかね、ポケットWi-Fiを。八戸市は、もちろん、もう、Wi-Fi環境が、ほとんどの公共施設で整備されています。弘前市は、今年の2月からですけれども、とても好評だそうです。

これは、総務部長に伺えばいいんでしょうか。例えば、市民ホール、カダール、文化会館、しあわせプラザ、この4つの施設で、予約制でもいいんです。やりくりをして、ポケットWi-Fiを1個、整備してもらえませんか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

以前も、お答えいたしましたけれども、Wi-Fi設備等の利用につきましては、その施設施設ごとの設置目的、機能、対象者、利用状況、規模などといった特性が異なるものと考えております。このため、Wi-Fi設備等の利用者サービスにつきましては、いわゆる施設ごとに、その施設特性やニーズを踏まえた上で、受益者負担の有無、設備設置に係るコスト、効果等といった施設運営全体を考慮しながら、その必要性を検討していくべきものなのかなというふうにして考えております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 請願が上がっている、4団体から上がっているということから、まず、そういう声はあるんです。もし、その1個が難しいというのであれば、有料でもいいです、時間貸し、市の費用負担を少なくして、提供するというのはいかがですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

1個といえども、結果として、いつ使われるか分からない状態のものに関して、いわゆる月額使用料等がかかるわけですので、その部分についても、慎重に見極めていかなければいけないのかなというふうにして考えております。

**○天内慎也委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** いつ使えるか分からないんでなくて、もう、使いたいという請願が上がっているんです。ぜひ、青森市が可能な方法でという、今回の請願者の趣旨を踏まえてほしいと思うんですが、請願は4団体ですけれども、実はもっとあります。

幾つかの団体にも聞いておりますけれども、青森市との様々な関係があったり、あるいは登録団体であったり、今後の利用に制限が出てくると困るというので、名を挙げていません。施設には、直接、言っていませんけれども、ぜひ、お願いしますという声です。それで、職員・理事者の皆さんの中にも、今どき、必要だよねという方も、現に、いらっしゃいます。市民の皆さんに、こういう話を伝えると、何でという、そういう声です。可能な方法で結構なのでお願いしますという今回のお願いですけれども、それが難しいという市の回答であります。

青森市総合計画前期基本計画が掲げる「ひと創り」とあるんですが、関係団体等が連携し、市民誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で生かすための環境の充実を図るという取組として、1個のポケットW i - F iを導入しないという、できないという市の考えであると理解せざるを得ませんが、とても残念です。

終わります。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時からといたします。

## 午後1時48分休憩

---

## 午後2時再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、赤平勇人委員。

**○赤平勇人委員** 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、水道事業会計補正予算に関連して、油川配水所について、お聞きします。

油川配水所の跡地の活用方向について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 赤平委員からの油川配水所の現状と廃止後跡地の活用についての御質疑にお答えいたします。

油川配水所は、油川小学校の南側に隣接しており、昭和41年に供用を開始した、地下約400メートルからの地下水を水源として、日量2万立方メートルの配水能力を有し、主に市内北部地区の配水を担う重要な施設でありました。しかしながら、人口減少や節水機器の普及といった社会変化に伴い、水需要が減少してきており、また、施設の老朽化の進行も顕著となってきましたことから、水道事業経営の効率化を図るため、市内北部地区への配水は、これも担うことが可能である天田内配水所において行うこととし、油川配水所については、令和2年9月をもって、機能停止することを予定しておりました。

このような中、令和元年11月に実施した電気設備の定期点検において、電力を受電するための施設、いわゆる高圧受電設備内の高圧遮断機の動作不良が確認され、故障の危険度が高い状況であることが判明いたしました。これが故障した場合、油川地区一帯の停電や断水が発生し、市民生活や経済活動に支障を来す恐れがあったこと、また、修繕には多額の費用と期間を要することを勘案し、油川配水所の機能停止時期を前倒しし、令和元年12月に機能を停止し、令和2年6月に廃止としております。

現在、解体を進めている油川配水所は、用地面積が1万7600平方メートルであり、この用地内に配水のための施設である鉄筋コンクリート造り二階建ての管理棟が1棟、建築面積592平方メートル、延べ床面積1135平方メートル、同じく鉄筋コンクリート造り二階建ての着水棟が1棟、建築面積389平方メートル、延べ床面積1149平方メートル、鉄筋コンクリート造りで計画水位6.75メートルの配水池が2池などがあります。

今年度は、これら、施設のうち、解体する際に、事前に取り除くことが義務づけられている管理棟のアスベスト除去工事を先行して行っており、来年度以降、配水池の躯体の解体、配水池などの杭1117本の撤去、5つある取水井の埋め戻しとポンプ制御盤や除砂機——砂を取り除く機械であります——の撤去、着水棟及び管理棟の解体といった工事が必要であり、工事費も多額となりますことから、全ての工事の完了までには長い年数を要するものと考えております。

したがいまして、これらの工事が終了した後の跡地の取扱いにつきましては、現段階では未定となっております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 建物自体も大きいし、敷地面積も大きくて、そして、解体工事自体も時間をかなり要するということだったので、まだ、活用の方向性については、これからだと思うんですけども、これまで、近隣住民などをはじめ、地域住民からの活用について、どのような意見が出されているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 近隣住民からの要望等についての再度の御質疑にお答えいたします。

油川配水所の機能の停止・廃止につきましては、令和2年6月に、油川横町町会及び羽白町会への周知チラシの配布、同年7月に、青森市水道事業ホームページへの掲載、同年8月には、市内毎戸に配布している水道事業の広報紙「あおもり水道だより」により、地域住民を含め、広く、市民への周知を図ったところであります。

これにより、本年5月には、油川地区の住民で構成されている油川コミュニティ協議会から、施設の解体工事が始まる前に、油川配水所の見学を行いたいとの要望がありました。この要望に応え、本年6月8日に、油川配水所見学会を開催し、地域住民17名に参加をいただいております。この見学会の際、参加者からは、春にな

ると、桜がきれいだが、敷地内の桜は残さないのか、解体後の跡地利用については決まっているのか、油川の水道水は天田内配水所の水で賄えるのかといった御質問等がありました。また、本年11月19日に、開催の北部第1区連合町会を対象としたあおりタウンミーティングにおいては、油川配水所の跡地の活用については、地域と協議して検討してほしいとの御意見が寄せられております。

油川配水所の跡地の取扱いにつきましては、今後の具体的な検討を進めていく中で、適時適切に地域住民の方々へ説明等を行っていくこととしておりますが、この検討に当たりましては、地方財政法第6条、地方公営企業法第3条及び同法第17条の2に規定されている、経営の基本原則、独立採算制の原則に基づき、水道事業の財産としての目的に沿って、地方公営企業としての経済性が発揮できるように取扱いを検討していくこととなります。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今後の話合いの場合なんかは、適時適切に場を設けていくということだったんですが、先ほど、油川コミュニティ協議会の中で、桜の木の話もあったということでした。私も油川小学校に通っていた身なので、あそこの桜を毎年のように見ながら通っていて、地域の人から、本当に、あそこで花見ができれば、どれだけいいだろうかというふうに、ずっと言っていたわけです。そうした大変親しまれている場所でもあるんですけれども、この桜の木の取扱いについてはどのようになるのでしょうか、考えているのでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 油川配水所の桜についての再度の御質疑にお答えいたします。

油川配水所の施設廃止に当たりまして、施設内の桜の樹木の樹勢に衰えが見られましたことから、令和2年7月に、敷地内にある全ての桜の樹木34本について、樹木医の診断を受けております。この際、樹木医からは、全ての桜の樹木に、こぶ病やてんぐ巣病、キノコの発生、虫の食害などの異常部分による樹勢の衰退が見られ、移植にも耐えられず、枯死してしまう——枯れて死んでしまう状態であるとの診断結果でありました。

油川配水所の周囲は、隣接する油川小学校や県立青森北高校の通学路となっており、枯死による倒木などで、児童・生徒に被害が及ぶことも、今後、懸念されますことから、施設の解体工事に合わせて、大変残念ではありますが、全ての桜の樹木を伐採することとしております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 病気で、移植が難しいと。そして、その場に残しておくにしても、倒木してしまう恐れがあるから、難しいと。なので、やむを得ず切るしかないということで、本当に、これを初めて、最初、聞いたときは、もう残念だなと。何とかならないのかなと思ったんですけれども、何ともならないということだったので、もう、やむを得ないというふうに思うわけですけれども、一方で、地域住民の中に



は、跡地について、例えば、ただ簡単に、売却して、宅地とかにしないでほしいというような声もあります。この油川の地域でいうと、公園空白地区にもなっております。例えば、公園にするなど――面積が広いので、全部が全部というふうになると、管理の面とかの問題も出てくると思うんですけども、ただ、そういう公園なんかにして、活用するという方法も選択肢としては、あり得るのかなど。住民からも、そういう声も出されています。今後、まだ、時間はあるので、そうした住民の意見も、しっかりと聞いた上で、有効な活用について検討してほしいというふうに要望して、この油川配水所については終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費に関連して、ごみ処理について質疑していきます。

町会などで、草刈りなんかを行った際に、ごみなんかが発生します。そうした町会などで発生したごみはどのような手続を市で取られているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 赤平委員からの町会がボランティア清掃をした際のごみ処理手数料について答弁いたします。

地域の清掃美化活動でありますボランティア清掃につきましては、毎年、多くの町会、民間企業、地域美化活動団体、個人の方、また、学校関係者などにより、実施されており、青森地区でごみ処理手数料の減免申請がありましたものは、令和2年度は、58団体、延べ67件となっております。

このうち、町会によるボランティア清掃につきましては、14団体、延べ17件となっております。東部地区では、相馬町町会をはじめとする4町会で5件、西部地区では、石神町会をはじめとする6町会で8件、南部地区では、細越町会をはじめとする3町会で3件、北部地区では、油川連合町会で1件となっております。また、全町会が参加する青森市ごみ問題対策市民会議の東部、西部、南部、北部、中部、浪岡の各ブロック単位で実施する市民一掃きデーなどにつきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年度と令和3年度は中止となったものの、それ以前は、毎年度、4月から10月まで計8回実施されており、約1000名の御参加を頂いているところであります。改めまして、地域の清掃活動を実施していただいている各町会の皆様に対し、感謝申し上げますところであります。

本市では、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第1項の規定に基づき、事業活動に伴い、青森市清掃工場及び青森市一般廃棄物最終処分場にごみを搬入する場合、10キログラムまでごとに110円のごみ処理手数料を徴収しております。

町会がボランティア清掃を実施した場合には、同条第2項、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条及び一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料の減免基準に基づき、ごみ処理手数料を減免することができるとしております。

減免申請の手続につきましては、同規則第9条第2項の規定による一般廃棄物処理（処分、収集）手数料減免申請書を市の窓口に、直接、提出していただくこととしております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 減免申請が必要なわけです。この減免申請について、手続が大変だという声が寄せられています。

まず、申請書については、清掃管理課に取りに行くか、ホームページからのダウンロードという方法でしか取れないということによろしいでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 減免申請書につきましては、担当課であります清掃管理課の窓口及び市ホームページからのダウンロードにより、入手することが可能であります。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうなると、仮に、パソコンなんかが使えなかったりすると、まずは申請書を清掃管理課まで取りに行き、申請書をもらおうと。

この申請書には、搬入する車両の番号も書かなくてはいけないということなので、場合によっては、その場で分からなければ、一度、持ち帰らなければいけない。そして、申請書を提出するために、また来庁して、後日、許可証というのかな——のようなものを取りに行かなくてはいけなくなるということなんです。なので、何度も行き来しなければいけないということが、大変不便だという声が出されています。

ホームページから印刷することは可能でも、例えば、これは、郵送でも申請できますということは、聞き取りの中で伺ったんですが、ただ、ホームページから印刷することは可能でも、ホームページに、一言、郵送でも申請できますとか、あるいは許可証は、後日、こちらから郵送しますよとかというふうに書いてあればいいんですが、そうした案内もありません。実際に手続を行った方が言うには、例えば、草刈りなんかをする2週間ぐらい前から、この一連の手続をしなくてはいけないということだそうです。

この手続に限った話では当然ないとは思いますが、高齢化も進む中で、市役所に何度も足を運ぶことが負担になっている方もいらっしゃいます。例えば、この申請書については、郵送で提出することが可能であることをしっかりと周知した上で、例えば、各市民センターなどにも設置し、許可証については、郵送で、発送するといった対応は取れないのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

減免申請書の提出につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、市の窓口で、直接、提出していただくこととしておりますが、もちろん、様々な御理由で、市の窓口に来ることが困難である場合には、まずは担当課である清掃管理課に御相談していただければ、それぞれの実情に応じた相談に応じておりますので、まずは窓口であります清掃管理課に御相談していただきたいと存じます。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 減免申請書を各市民センターに置くということについてはどうでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 申請書の市民センターでの受付等については行っておりませんことから、減免申請書の提出につきましては、市の窓口にも、直接、提出していただきたいと思います。

なお、先ほど申しあげましたように、様々な事由で、市の窓口に来ることが困難な場合、担当課である清掃管理課に御相談していただき、それぞれの実情に応じて、これまでも、御相談に応じてまいりましたので、担当課である清掃管理課に御相談していただきたいと思います。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 結構、やっぱり、ごみ処理のボランティアを町会でやっている。特に、草刈りなんかで、200キログラムとか、草が出たりするという話も聞いています。大変、それは、町会にとっても、住民にとっても大事な作業になるわけですが、そういった環境面を整備してもらっている町会などに、やっぱり、やりやすいような形を追求していくということが必要だというふうに思います。

それから、ごみ処理について、もう1点ですが、高齢や障害などの理由により、自らごみを出すことが困難な人に対する対応について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** ごみ出しが困難な方に対する市の対応ということについての御質疑にお答えいたします。

高齢化の進展とともに、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しており、国立環境研究所の高齢者ごみ出し支援ガイドブックによりますと、全国的に、ごみ出しが困難でありながら、十分な支援を得られない高齢者が増えていることが課題とされているところであります。

このような中、本市では、高齢者等に対するごみ出し支援の検討に当たりましては、実情の把握が不可欠であり、その上で、国から示されることとされているガイドラインに照らし合わせ、豪雪地帯である本市の地域的特性を踏まえた効率的な方策について、関係部局と協議していくこととしているところであります。このうち、地域の実情の把握につきましては、ごみ出しが困難な高齢者等の実態を把握するため、町会や民生委員に実情を伺ってきているところでありますが、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、当面、会議は開催しないという町会の意向を踏まえ、昨年度と同様、今年度も町会からの聞き取りを一時中止しているところであります。

また、国から示されるガイドラインにつきましては、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」として、本年3月に示されております。国が示した手引につきましては、今後、高齢者のごみ出し支援を行おうとする地方公共団体が、どのようなこ

とに留意して制度設計を行い、持続的に運用していくべきかを検討する際の参考となるよう、また、既に高齢者のごみ出し支援を行っている地方公共団体においても、課題の改善や事業の見直しにつながることを目的としたものであります。記載内容につきましては、ステップ1として、導入前の実態把握、ステップ2として、制度の設計、ステップ3として、制度の運用、ステップ4として、制度の見直しなどの評価となっております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、地域の実情を把握するための町会からの聞き取りとともに、国から示された手引等に照らし合わせながら、豪雪地帯である本市の地域特性を踏まえた効率的な方策について、関係部局と協議していくこととしております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 実態調査についてなんですけれども、町会の意向もあるということだったんですが、直接、会って、聞き取りしなければいけない事が全部なのかなというふうに疑問に思うんです。

例えば、今、青森市空家等対策計画に基づく空き家の実態調査なんかでは、各町会にアンケートを配って、記載してもらったりとかという方法もあると思うんです。それぞれの町会で、どれぐらい、ごみ出しが困難の人がいますかとかというようなアンケートなんかは、必ずしも会ってやらなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その実態調査について、どうでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 実態調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

地域の実情の把握につきまして、市は、これまで、ごみ出しが困難な高齢者の実態を把握するために、町会や民生委員の会議に、市のほうから参加して、その実情というものを伺っているところであります。

単に、高齢者やごみ出し困難な方が町会や身近に何人いるかというような人数の把握にとどまらず、実際に、それを担っている人が、どのような人なのかということも含めまして、詳細に聞き取り調査を行っておりますが、町会や民生委員の方々の負担とならないように、それぞれの集まりに、市が、直接、出向いて、お聞きしているところであります。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、かつ、町会の御意見を伺いながら、実施していくものとしております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** これまでも、この問題については、多くの議員も取り上げてきた問題だというふうに私も把握しています。

例えば、新城の地域なんかでは、今、寄せられている声として、御存じのとおり、坂が多くて、特に、この時期になると、ただでさえ、冬場に、ごみ出しをするのが大変なのにも関わらず、そこに坂もあって、下手をすると、転がって落ちてしまう

かもしれない、滑って転んでしまうかもしれないという方もいらっしゃる。なので、こうした支援について、急いでほしいというのが住民からの要望です。

先ほども答弁の中でありましたが、環境省が、2021年3月に、地方公共団体向けに「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を出しました。これによると、全国の地方公共団体における高齢者のごみ出し支援制度を導入している割合は、平成30年度の23.5%から令和2年度には34.8%と増加しています。また、国立環境研究所によると、平成27年の時点でも、中核市・特例区では、67.4%が何らかの支援を実施しているということです。

それで、ごみ出しの支援制度のタイプ、先ほどもおっしゃったように、4つのタイプに分けているわけなんですけれども、例えば、群馬県高崎市では、令和2年9月から開始した高齢者ごみ出しSOSという事業で、70歳以上のみのごみ出し困難な世帯や障害者世帯、妊娠期や3歳未満児がいる世帯で家族の協力が得られずごみ出しが困難な世帯を対象に支援事業を行っています。千葉市では、町内自治会、老人クラブ、PTAなどの非営利活動団体で、支援対象世帯から、週1回以上、ごみを収集したものをごみステーションへ排出するといったごみ出し支援を実施している団体に、事業開始時に1万円、運営費用補助金として、1世帯当たり1000円の補助を行っています。

これら、ごみ出しの支援を実施している自治体に多く見られるのが、高齢者の安否確認ということも併せて行っているということです。さらに、総務省は、令和元年度特別交付税の3月分の算定より、新規項目として、高齢者等世帯に対するごみ出し支援を創設し、こうした支援を行うことに対して、特別交付税措置も行うとしています。

今、現在、実態調査を行っているということなんです、実態調査も、当然、踏まえたものとしてということはあると思うんですけれども、ゴールとして、やはり、ごみ出し支援を必要とする声に応じて、本市でも前向きに導入を検討すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

今、赤平委員がおっしゃいましたように、坂道が多いですとか、その地域の実情等も含めまして、実態調査というものを行おうとしたところが、コロナ禍により、今、中断しているという状況であります。

繰り返しになりますが、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、また、町会の御意見を伺いつつ、その調査の続き、また、国から示された手引等に照らし合わせながら、豪雪地帯である本市の地域特性を踏まえた効率的な方策について、引き続き、関係部局と協議していくものとしております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** やっぱり、声が、だんだんだんだん、切実になってきていると思

うんです。多くの議員も、この間、質問していますし、私にも、そういった声も寄せられていますし、なので、コロナの状況はあるんですけども、ただ、この問題には、スピード感を持って対応して、そして、支援制度の創設を、ぜひ行ってほしいというふうに要望して、この項は終わります。

3つ目、最後に、3款民生費2項児童福祉費関連して、放課後児童会について聞きます。

放課後児童支援員の任用形態について、常勤支援員と代用支援員の2通りがありますが、この処遇の違いについて、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 赤平委員からの放課後児童支援員の処遇の違いについての御質疑にお答えいたします。

本市の放課後児童支援員の任用形態は、同一の放課後児童会で、週4日から週6日までの勤務日数で勤務する常勤支援員、主に、常勤支援員が休暇を取得し、欠員が生じた場合や夏休み等の長期休業日に勤務する代用支援員と2通りあり、任用に当たりますとは、支援員本人が、勤務時間や勤務日数等の任用条件を踏まえた上で、希望する任用形態の選択に基づき行っております。また、支援員から任用形態の変更の申出があれば、任用途中であっても、変更を可能とする取扱いとしております。

常勤支援員と代用支援員の処遇についてですが、賃金及び昇給制度は同じものとなっておりますが、主な違いといたしましては、1つに、常勤支援員には期末手当が支給されますが、代用支援員には支給されないこと、2つに、常勤支援員には有給休暇や特別休暇等の休暇が付与されますが、代用支援員は、あらかじめ定められた勤務時間・勤務日数により任用されていないことから、休暇の付与ではなく、勤務不要日とみなされることなどが処遇の違いとなっております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** この同じ支援員なんだけれども、代用支援員と常勤支援員との間に、例えば、期末手当の違いだとか、休暇の問題だとか、そうした差が生じていることに対して、疑問の声が寄せられています。特に、常勤支援員が利用することができる特別休暇が、この間、コロナのこともありまして、ワクチン接種だとか、そういった関係もあり、副作用とかというような関係もありまして、特別休暇の扱いが常勤支援員と代用支援員で違うということに疑問を持っている声が寄せられています。ただ、支援員の数自体が十分ではない中で、代用支援員もなくてはならない存在となっているのが現状だと思います。

まず、確認しますが、今年の夏休みにおける代用支援員が、一番、出勤したときの人数について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

今年の夏休み期間に代用支援員が一番多く勤務した日についてですが、当時、在

職しております代用支援員115名のうち、79人が勤務しております。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** かなりの数の代用支援員が出勤していると。長期休暇じゃなくても、ふだんでも、それなりの数の代用支援員が勤務しているという状況もあると伺っています。ただ、先ほどから言っているように、一方では特別休暇を認められるけれども、一方では認められないということです。

実際に聞いている声として、支援員の中には、自ら進んで——先ほど、選択というお話もありましたけれども、自ら進んで代用支援員を選んでいるという方もいると伺っています。それは、同じ場所ではなくて、幾つかの場所で、いろんな子供と接することにやりがいを感じているから、代用支援員を選んでいるんだという方もいるということです。働き方、携わり方の選択として、選んでいるということです。

それから、特に学校が夏休みや冬休みといった長期休暇の時には、常勤支援員と変わらない状況で、代用支援員も勤務しているということです。

それで、常勤支援員と代用支援員の処遇に差を設けていることについて、やはり、そうした疑問の声にも応えて、見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

常勤支援員は、同一の放課後児童会で、週4日から週6日までの勤務日数で勤務することを勤務条件として、任用されておまして、一方、代用支援員は、主に、常勤支援員が休暇を取得したときや夏休み等の長期休業日に勤務することを勤務条件として、任用しております。

現状の常勤支援員と代用支援員の処遇の差につきましては、それぞれの勤務条件に応じた内容となっておりますことから、処遇の見直しについては考えておりません。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 中には、代用支援員が嫌だったら、常勤支援員になればいいという話もあるようですが、やはり、やりがいを持って、自分で選んで代用支援員がいい、そういうやり方もいいというふうにやっている方の思いも、ぜひ尊重した形で、処遇の改善、差をなくしていくというふうにしてほしいと思います。

放課後児童会について、2点目ですが、放課後児童会における新型コロナの感染対策に関わる問題ですが、放課後児童会における新型コロナの感染拡大防止対策の取組について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 放課後児童会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての御質疑にお答えいたします。

これまで、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、放課後児童会におきまし

ては、国からの方針・通知等を参考としながら、手洗いの徹底、手指の消毒、座卓・玩具・ドアノブなどの特に多くの児童が手を触れる箇所の1日1回以上の消毒、せきエチケットの励行のほか、各家庭での検温、子どもたちへのマスク着用の励行、放課後児童支援員へのマスク着用の徹底等を行ってまいりました。また、これらに加えまして、密閉・密集・密接の3密を避けるため、小まめに換気を行う、1日の活動時間の中で、学習時間や昼食を取る際など、可能な限り、児童同士の距離を確保し、不要な接触を避けるようにする、通常使用している教室のほか、各小学校の協力の下、特別教室や体育館等を借用し、子どもたちの活動スペースを確保するといった取組を実施してまいりました。

今後、小まめな換気や手洗い・うがいの徹底といった新しい生活様式を踏まえた運営に努め、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** これから、第6波の心配もあるわけですがけれども、この間、コロナ禍の下でも、子どもの大事な居場所である放課後児童会では、様々な工夫もしながら、例えば、夏は水遊びをするなど、いろんな活動ができるように、放課後児童支援員の方々も、大変、工夫して行っていました。

一方で、コロナの感染が大きく広がった際に、こうしたことがあったと聞いています。感染拡大防止のため、放課後児童会では、ほかのクラスの児童と遊んではいけないとか、感染対策防止のため、ブロックで遊んではいけないなど、こうした対応が行われたということを知っています。こうした対応は、ちょっと過剰なんではないかなというふうに私は思います。なぜ、同じクラスの子と話す、遊ぶのはよくて、ほかのクラスの子と遊ぶのは駄目なのかとか。子ども自身も、納得ができないことだというふうに思うんです。こうした対応について、市の見解をお示ください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

放課後児童会における感染症対策につきましては、基本的な対応につきましては、事業所管課であります子育て支援課におきまして、国の通知であるとか、保健所等からの助言を踏まえまして、各放課後児童会を指導しているところであります。また、放課後児童会ごとに、開設場所の広さであるとか、利用児童数などの環境が異なりますことから、各放課後児童会の判断による対策も講じているところです。

放課後児童会の管理・運営に当たりましては、国の放課後児童クラブ運営指針において、学校関係者と放課後児童会の関係者が連携して取り組むことが重要であるとされておりまして、各放課後児童会の支援員が学校と子どもの様子などを情報共有する際などに、感染症対策についても、意見交換を行い、必要と思われる対策については、それぞれの放課後児童会においても取り入れております。

今後、感染症対策について、より効果的な感染症対策を実施してまいります。



**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** あれこれ禁止するのは、すごく簡単なことだと思うんです。ただ、やっぱり、そこにいる子どもたちのことを一番に考えた対応を、コロナ禍の下でも、最大限、取るべきだというふうに思うんです。それから、放課後児童会の場所によって、対応が違うということもあると思います。

こうした問題が起きてしまわないように、やっぱり、担当課として、放課後児童会の新型コロナ対策を——消毒作業とかだけではなくて、子どもたちの過ごし方について、最低限、ここまでは尊重しましょうとか、窮屈な思いをしないように配慮しましょうとか、そういった基準を、もうちょっと、持つべきだというふうに思うんです。

感染防止対策自体は大事ですが、必要ですが、結局、それぞれの解釈などによって、極端なことが起こったりしてしまっただけでは意味がないというふうに思います。そうした点について、改善を求めます。

放課後児童会について、3点目ですが、ある放課後児童会において、来年度の放課後児童会の入会のお知らせの案内の中に、入会児童数の増加により、活動スペースの確保が難しくなることが懸念される。このことから、来年度の4年生から6年生の放課後の居場所として、近隣の児童集会室の利用も検討してくださいという文書が配られました。この文書をぱっと見たときに、保護者は、スペースが狭くなるから、高学年の使用は遠慮してくださいというふうに受け取ったということですが、この文書を配付した理由について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 放課後児童会について、児童集会室の利用を勧める文書を配付した理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

放課後児童会の開設場所につきましては、小学校の余裕教室の活用を基本とし、余裕教室が確保できない場合には、学校周辺の公共施設や民間施設の借用等により、確保することとしております。

今回、保護者の皆様にご文書を配付いたしました放課後児童会につきましては、既に、小学校内の2つの教室を利用し、開設しておりますものの、来年度の入会児童数によっては、現在の活動スペースは手狭になることが懸念されたことから、学校周辺の公共施設や民間施設の借用等による確保も検討する一方で、放課後の子どもの居場所の選択肢の一つとして、小学校近隣の市民センター内で開設しております児童集会室の紹介も兼ねて、文書を配付したものであります。

このたびの文書は、放課後児童会への利用を制限することを意図したものではありませんが、保護者の皆様に対して、誤解を招くことのないよう、十分、配慮した内容としてまいります。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 選択肢を示すこと自体を否定するわけでは当然ないんですけれ

ども、ただ、この文書には、4年生と6年生というふうな記載があるんです。

しかし、児童館などの利用は、別に小学校4年生からじゃなければ利用できないということでは当然ないわけです。子ども自身が希望して、児童館などを利用したいとなるならば、別ですが、大人の都合で、高学年は大丈夫でしょうというふうに、安易に振り分けしようとする事自体が、やっぱり違うというふうに私は思うんです。当然、これを見た親は、当然、利用を遠慮すると。小学校4年生から小学校6年生の子どもを持つ親は遠慮するというふうに思うんです。活動スペースが狭く、手狭になるということが懸念されるのであれば、増やせばいいのではないのでしょうか、答弁を求めます。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 放課後児童会の開設場所の確保についての再度の御質疑にお答えいたします。

放課後児童会の開設場所につきましては、学校と協議の上、教育活動等の妨げにならない範囲において、学校内に確保することとしておりますが、学校内で確保できない場合には、学校周辺の公共施設や民間施設の借用等により、確保するなど、適宜、対応しております。

今後におきましても、可能な限り、学校内での開設場所を確保するよう努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** この学校の場合は、最近、コロナ対応ということもあって、答弁でもあったように、ずっと、2つの教室を借りて開設していたものを、3つに増やしたんです。3つに増やすことができたんです。しかし、今では、また2つに戻ってしまっているんです。それで、利用者が多いと見込まれるなら、やはり、制限をするようなやり方ではなく、増やす方法を取るべきだというふうに思うんです。同じように、まだまだ、3密回避といっても、ぎゅうぎゅうな状況で子どもたちが過ごしている放課後児童会も少なくないというふうに伺っています。子どもたちが伸び伸びと過ごせるような環境づくりを進めることを要望して、終わります。

**○天内慎也委員長** 次に、山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 公明党の山本武朝です。

最初の質疑は子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）についてであります。第3款民生費第1項社会福祉費について、お聞きします。

そもそも、この事業は、予算提出前の案件ですが、国が、事実上、年内を目途に5万円を支給し、子育て世帯を支援するという事業であります。最終の確定しないところもありますが、支給対象となる子育て世帯にとって、大いに関心がありますので、確認の意味を込めて、質疑いたします。質疑その1、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の本市の対象者数の見込みをお示してください。なお、午前中の中田委員の質疑と同じですけれども、大事なので、答弁をお願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 山本武朝委員からの子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の対象者数の見込みについての御質疑にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）は、本年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯については、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされ、そのうち、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもについては、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始するとされたものであります。

本給付金の対象者につきましては、本年10月1日の住民基本台帳における18歳以下の児童数3万8736人を基に、本市からの児童手当受給者の情報を用いて推計いたしますと、中学生以下の対象者は、本市からの児童手当受給世帯の児童が2万3501人、本市から児童手当を支給されていない公務員等の世帯の児童が6782人の合わせて3万283人、高校生の対象者は、本市からの児童手当受給世帯の児童が2259人、公務員や高校生のみで属する世帯の児童が4618人の合わせて6877人、合計約3万7160人になるものと見込んでおります。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。合計の対象者が3万7160人ということですから、参考までに、18歳以下の人数が、住民基本台帳では3万8736人ということですから、引き算をすると、3万8736人引く3万7160人ということで、1576人の方が対象にならなかったということでもあります。

今回、やっぱり、児童手当の仕組みを使うので、実は、これだけ迅速に支給ができたわけです。また、その手当の中で、支給対象に960万円の制限がついているということなので、何でするんだという、その線引き論があるかもしれません。これは、児童手当の制度を使ったわけでありますので、必ず、線引きすると、この場合はどうなるんだという話があるけれども、それは、きりがいい話でありまして、大事なことは、本来、我が公明党が訴えておりました、教育、子育て支援に関しては、親の収入に関係なく、分断なく——まさに分断になるんです、その話になると。そういうものに願いを込めているわけでありますが、大方9割以上の方が、この対象になっているということで、速やかな、迅速にできるということで、了とするものであります。

それでは、この子育て世帯への臨時特別給付金この具体の支給方法——みんな、いつもらえるのか、年末もらえるのかとか、大変な期待を込めているわけでありませうけれども、具体の支給方法をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 先行給付金の支給方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

先行給付金につきましては、先般、11月26日付けで内閣府政策統括官より、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給することを目指し、できるだけ速やかな開始に向けるよう、市町村に対する通知が発出されております。

これを受け、本市におきましても、本市からの児童手当受給世帯については、プッシュ型で年内に支給できるよう、現在、準備作業を進めているところであります。また、本市から児童手当を受給していない公務員や高校生のみが属する世帯につきましては、申請・審査後の支給として、来年1月下旬の支給ができるよう、併せて、準備作業を進めているところであり、今後、必要となる予算提案等につきましても、関係部局や関係機関と調整しながら、適切な時期に行うこととしております。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。

もともと、5万円を1回目に支給をするということで、担当課のほうも準備を進めておりましたけれども、年内に、この5万円を2万5760人に支給という準備が進められているということが確認できました。また、児童手当は、まさに自動手当、自動的に年齢でみんなもらえるのかなと思ったら、所属長が公務員の場合は、市役所・県庁等で、そこから支給されるんだなということで、今回、基本的なことを知ったわけでありまして。残念ながら、高校生に関しては、児童手当の対象外ですので、ただ、高校生であっても、兄弟に中学生等がいれば、児童手当の支給の情報があるということで、先ほどの人数に入れていただきました。

ただ、その高校生のみでも、やはり、養育の状況、所得の状況、また、振込口座がないので、もう1回、個別に、また申請していただくと。なかなか、私は要りませんという人はいないと思うんですけども、それでも受給をするかどうかの確認を求めなきゃいけないということで、やはり、何一つやるにしても、きちっと、それなりの確認作業があるということが事実であります。こういったことを考えると、こういう行政の、サービスの仕組みを円滑にするには、やはり、デジタル化の推進が大事であるというのは、この件からも感じるわけでありまして。

そうすれば、最後に、ちょっと要望ですけれども、今まさに、臨時国会で、この審議がされて、今日の予算委員会で、さっき可決されたとありました。夕方の衆議院の本会議で採決され、そして、舞台は参議院の予算委員会になると思っておりますけれども、昨日からのニュースで、一両日中に支給方法の概要を示されると。指針、実施概要、Q&Aとか。福祉部長、今日、もう届いたものでしょうか。まだですか——まだですね。今日中に示されるのかなというふうに思っております。

それで、2回目の給付は、クーポン券以外でも、自治体の判断で、現金が支給されると示されたわけですが、現金給付を望む立場から確認します。

そこで、能代谷副市長、ちょっと、確認させてもらいます。よもや、このクーポン券での給付はないですね。そこだけ確認させてください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。副市長。

**○能代谷潤治副市長** 子育て世帯への臨時特別給付についての御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど来、福祉部長のほうから、お答えさせていただいておりますとおり、様々な報道等でも、いろんな報道がされて、10万円を一括でとか、そういうふうなこと、また、補助の話とか、そういうこと等の検討をされていることは承知しております。いずれにいたしましても、この国の動向等、先ほど、山本武朝委員のほうからも、一両日中には届くというお話もあります。それらも踏まえて、適切な対応をしたいと思っておりますし、適切な時期には、きちんと、議会のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。急に、確認の意味で、質疑を振らせていただきました。焦点は、もう、皆さん、報道を見ると分かるとおり、現金で10万円の一括給付も容認されていることから、10万円一括給付を念頭に、至急、検討を実施していただくことを要望します、これは多くの議員からも声が上がっていることでもありますので。この項は終わります。

次は、合併処理浄化槽について。第4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費について、お尋ねします。

最初に、合併処理浄化槽で、我が公明党の国への要望活動をちょっと紹介させていただきます。今月、公明党の浄化槽整備推進議員懇話会は、環境省を訪れ、山口環境大臣に浄化槽の整備推進を求める決議書を渡しました。くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換は、まだ、なかなか進まない状況で、踏み込んだ対応をお願いしたいと要望しました。トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽は、浄化槽全体の半数に当たる約375万基が残っており、台所やお風呂などの生活排水を処理できる合併処理浄化槽への転換が課題となっております。くみ取便槽への対応は、さらに遅れているとのことです。山口環境大臣は、しっかり取り組む、くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換工事費用の助成について、今年度の補正予算に盛り込むということでやったというところで、毎年、この時期、浄化槽の関連のところを、しっかり、予算措置・助成措置をしてくださいということで、与党——自民党・公明党のほうに、こうやってきているわけです。

それでは、質疑させていただきます。トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽は、先ほどもありましたが、現在も、浄化槽全体の約50%に当たる約375万基が現存している状況とのことです。設置から40年が経過したものが、何と約100万基あると推計されており、これらの浄化槽は、老朽化が進み、昨年度、令和2年度は、約6000

件が、毎年の法定検査で、破損や漏水などの事例が報告されております。浄化槽が良好な処理性能を維持するためには、保守点検や清掃の定期的な維持管理が重要であります。しかしながら、老朽化の激しい単独処理浄化槽などは、台所や風呂などの生活排水も処理できる合併処理浄化槽に転換・入替えを推進する必要があります。

そこでお尋ねします。質疑1、本市には、合併処理浄化槽の設置に係る補助制度がありますが、過去10年間の実績及び転換した内訳をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 合併処理浄化槽の設置に係る補助制度の実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の区域において、主に新築を除く既存単独処理浄化槽及びくみ取トイレから合併処理浄化槽へ転換設置する方に対し、青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しております。

当該補助金の過去10年間の補助実績につきましては、平成23年度は、件数が30件、補助合計額が1177万5000円、平成24年度は、件数が27件、補助合計額が1066万1000円、平成25年度は、件数が32件、補助合計額が1224万3000円、平成26年度は、件数が10件、補助合計額が405万4000円、平成27年度は、件数が29件、補助合計額が1282万3000円、平成28年度は、件数が25件、補助合計額が1164万2000円、平成29年度は、件数が24件、補助合計額が1060万6000円、平成30年度は、件数が11件、補助合計額が475万2000円、令和元年度は、件数が14件、補助合計額が682万2000円、令和2年度は、件数が11件、補助合計額が503万5000円となっており、10年間の合計件数が213件、補助合計額が9041万3000円となっております。また、単独処理浄化槽及びくみ取トイレからの転換件数の内訳は、単独処理浄化槽から転換した件数が32件、くみ取トイレから転換した件数が181件となっております。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。あえて、毎年、どれぐらいの件数が転換されているのかということで、10年間にわたっての件数を挙げてもらいました。年によっては、十数件のときもあれば、20件のときもあって、補助金額は五、六百万円から1000万円と、件数に応じるわけですので、お聞きしました。それで、10年間の合計では213件、そして補助額が約9000万円と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ32件、そして、先ほど、ちょっと冒頭紹介したとおり、何と、くみ取トイレからの転換は181件ということで、数字の上でも、やはり、くみ取トイレからの合併処理浄化槽への転換が多いんだなということが分かりました。引き続き、この転換事業は、こういった、くみ取トイレを含めて、大事な事業であるということが分かりました。

ここで、ちょっと、現場で、いろいろ遭遇した件から、確認したいと思います。公共下水道が近くにあっても、ちょっと、距離があったり、下水道につないだほう

がいいのか、くみ取式または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に更新したほうがいいに決まっておりますが、費用も含めて、どうしたらいいのかと、ちゅうちょしている場合もあるかと思えます。

そこで、お尋ねいたします。公共下水道事業を認可された区域内、この中で、合併処理浄化槽設置に対しての補助制度の相談はあるものでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 公共下水道事業認可区域内での補助制度の御相談はあるかという再度の御質疑にお答えいたします。

相談件数に関しては、集計を行ってはいないものの、御相談の御住所から、公共下水道事業認可区域内であるかどうかという、判別が難しい箇所に関しましては、下水道部局に確認し、相談者に対し、回答することとしております。令和3年度につきましては、11月末現在で6件の御相談——公共下水道事業認可区域内であり、いずれも補助対象外であることを御説明しております。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 相談は6件、数件はあったということ——まあ、公共下水道事業認可区域内ですから、つないでくださいというのが、もう大前提で、補助対象外であると。それは当たり前のことかと思えます。あと、この公共下水道事業認可区域内——もう、ここは下水道につないでくださいという場所でも、下水道管の布設、つなぐことが、いまだ、先で、中には、合併処理浄化槽に転換して、設置してしまうケースもあるのではないかと思っております。

そこで、お尋ねします。公共下水道事業認可区域内での合併処理浄化槽に対する支援制度はないのでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 公共下水道事業認可区域内での支援についてという再度の御質疑にお答えいたします。

公共下水道事業認可区域内であっても、まだ、御自分のうちの前に下水道が入っていないとか、公共下水道に接続できない方に対する合併処理浄化槽設置に対する支援制度というものはないものであります。実際に、下水道管が布設され、公共下水道へ接続する際に、工事費用について、市が利子を全額負担し、金融機関から、無利子で工事資金を借りられる融資のあっせんという制度はありますが、山本武朝委員がおっしゃるような、公共下水道に接続できない方の支援制度というものはないものであります。

**○天内慎也委員長** 山本武朝委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。一にも二にも、下水道が布設されたら、つないでくださいということは、当然、理解しておるわけであります。恐らく、私もそうでしたけれども、多くの議員の皆さんも、相談されたことは1度や2度あるかと思うんですけれども、下水道につながっているんですけれども、お一人暮らし

で、御年配の方で、なかなか——下水道をつなぐと、工事代かかると。今、市が、利子を負担し、また、銀行で借りられるように、ちゃんをつないでくれますよというふうに教えていただいたわけですがけれども、なかなか、使ってもいないのに、何で、この敷設代のところを取られなきやいけないんですかと、私も2回ぐらい相談を受けたことあるんですけれども、残念ながら、下水道が来たら、つなぐのが大前提ということで、法律で規定されているんですということが、私もあったわけでありませう。

いずれにせよ、この合併処理浄化槽への転換が進むよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

### 午後3時8分休憩

---

### 午後3時30分再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山脇智委員。

**○山脇智委員** 青森無所属の会の山脇智です。

初めに、令和3年度青森市一般会計補正予算、2款総務費1項総務管理費のうち、マイナンバー等の交付事務について質疑します。

この間、マイナポイントの付与などもあり、普及が進んでいるマイナンバーカードですが、本市におけるマイナンバーカードの交付については、年度当初から、手続に時間がかかる、窓口の電話が繋がらないなどの相談が、市民から、何件か寄せられています。

そこで、初めに質疑しますが、市民が、マイナンバーカードの申請後、受け取るまでの間に、どのような手続が必要なのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 山脇委員からのマイナンバーカードを申請後、受け取るまでの手続についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請につきましては、住民の皆様が、直接、地方公共団体情報システム機構に対し、申請することとなっております。申請方法は、申請書を郵送する方法、スマートフォンまたはパソコン等から申請する方法となっております。同機構では、申請を受理後、マイナンバーカードを作成し、住所地の市町村長に送



付しております。市におきましては、地方公共団体情報システム機構から送付されましたマイナンバーカードの券面に記載されております、氏名、住所、生年月日、有効期限等の内容について、住民基本台帳ネットワークシステムで一致しているかを確認しております。その後、マイナンバーカードの受け取り場所、受け取り期限などが記載されております交付通知書、受け取りの際の必要書類の一覧及び受け取り予約方法が記載されております御案内を市民の皆様の御自宅へ郵送しております。

市から交付通知書等が郵送されました市民の皆様につきましては、駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課のほか、各支所及び各情報コーナーで受け取りが可能となっておりますが、マイナンバーカードの受け取りに当たりましては、駅前庁舎市民課においては、長時間お待たせすることがないように、また、各支所及び各情報コーナーにおいては、駅前庁舎市民課で一括して事務処理を行っていることから、原則、予約制としております。予約につきましては、電話または交付予約システム専用サイトで御予約の上、交付窓口にお越しいただき、職員が、交付窓口で、申請された方の本人確認をし、暗証番号を設定していただいた後に、マイナンバーカードを交付しております。

マイナンバーカードにつきましては、国の目標として、令和4年度末までに、ほぼ全国民が取得することとなっており、本市では、交付件数の増加に対応するため、体制強化として、本年10月に、駅前庁舎1階のマイナンバー臨時窓口受付スペースを拡大し、受付窓口を6か所増設し、14か所とし、また、市民課マイナンバーチームの職員を15人増員し、37人体制で業務を行っております。これらの対応により、交付受付につきましては、1日当たり、約200人増の462人の受け付けが可能となっております。

市といたしましては、引き続き、マイナンバーカードの円滑な交付に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** ただいま、答弁にありましたように、10月の職員などの増加によって、回線が繋がらないなどの苦情が一切寄せられなくなったので、それは、大変、まず、よかったかと思えます。あと、来年からは、マイナポイント付与の第2弾も始まりますから、そこで、また、増加傾向になると思うんですけども、交付事務が滞りなく進むように取り組んでいただきたいと思えます。

ただ、1点、マイナンバーカードの受け取りについて、ちょっと改善するべきではないかと思う点があるので、再質疑します。現在、マイナンバーカードは、先ほど、御説明にあったとおり、申請して、本市にカードを来た後というか、最終的な事務手続は、市民が受け取りの予約をして、市役所に受け取りに行くという手続が必要となっております。これは、この間、コロナウイルスの影響などもあって、あまりにも混雑すると大変なことになるということで、やむを得ない対応だったというふうには私も思うんですけども、現在、国内、そして市内の感染状況などを考え

れば、予約なしでも受け取れるようにするべきなのではないかなというふうに思っています。そうすれば、市民の方も、一々予約する手間も省けますし、出かけたついでに受け取りすることも可能となります。職員の方の電話対応なども、その分、楽になるのではないかと思います。

そこで質疑するんですが、現在、本市におけるマイナンバーカードの受け取りには、原則、予約が必要というふうなことになってはいますが、今後、予約なしでも受け取りできるようにしていただきたいと思いますが、見解をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○加福理美子市民部長** 予約がない場合のマイナンバーカードの受け取りについての再度の御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの受け取りにつきましては、先ほど、御答弁いたしました、長時間お待たせすることがないように、原則、予約制としておりますが、転出予定の方や緊急を要する方など、御事情のある方につきましては、マイナンバーカード交付担当課である市民課に御相談いただければ、マイナンバーカードをお受け取りいただけるよう対応しているところであります。なお、この対応につきましては、市のホームページにおいても御案内しております。

**○天内慎也委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 緊急性がある場合には、今、予約も必要ないということで、確かに、様々、考慮しなければならぬ点もあると思うんですけども、受け取る際に、わざわざ、また電話予約をして、その上で、来庁して、受け取らなければならないという点でいうと、やっぱり、デジタル化の推進が目的なのに、結構、アナログなやり取りというか、非常に不便なんじゃないかなというふうに思っています。

現在、予約なしでも受け取れる対応はしているということなので、それは評価したいと思うんですが、今後については、予約なしでも受け取れる、このほうが、窓口業務もまた、スムーズに、時間かからずに、できるようになっていくと思うんです。その方法がスタンダードになるように検討していただくことを要望して、この質疑は終わります。ありがとうございました。

次に、2款総務費2項徴税費に関連して、滞納処分事務について質疑します。

生活保護受給者に対する市税の滞納処分の執行停止についてですが、市税滞納者が生活保護の受給を開始した後に、市税の滞納処分の執行停止はどのように行われているのか、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 山脇委員の市税滞納者が生活保護を受給した場合の滞納処分の執行停止についての御質疑にお答えいたします。

市税の滞納処分を執行停止する際の要件は、地方税法に規定されており、1つに、「滞納処分をすることができる財産がないとき」、2つに、「滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれのあるとき」、3つに、「その所在及び滞納

処分をすることができる財産がともに不明であるとき」とされております。このことから、市税の滞納処分の執行停止に当たっては、これらの要件に該当する事実の有無を確認することが必要なため、滞納者の生活実態、担税力、換価可能財産所有の有無などを調査した上で、処分の妥当性を判断しております。

お尋ねの市税に滞納がある方が生活保護の受給を開始した場合の滞納処分の執行停止に当たっては、生活福祉担当部署との連携を密にし、生活保護受給開始の事実を確認した際には、換価価値のある土地や建物などの不動産を所有している場合や、本人が自主的に納付したいとの意思を有している場合などを除き、基本的には担税力がないものと判断し、速やかに、滞納処分の執行停止を行っているところであります。

**○天内慎也委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 御答弁ありがとうございます。

先日、11月の市営住宅の抽せんに申込みをしたいと生活保護を受けている方から、相談がありまして、申込みの手続をしたんですが、市税の滞納があるから、申込みできないということが分かりました。その後、納税支援課に相談し、本人が窓口に行き、事情を説明したところ、年明けに執行停止処分が予定されていたんですけども、この住宅の申込みに合わせて、執行停止を早めていただいて、申込みすることができました。市民の方に寄り添った柔軟な対応をしていただいて、その点については非常に感謝しております。ただ、この方は、まず、大変高齢な方でして、失業してから、生活保護を受け、さらにその後、自己破産もした方です。後から思い返してみると、この生活保護の申請したのが、もう既に、昨年の中頃のことだったんです。調査の上、速やかに執行停止処分をしているということだったんですが、結構、時間がたっているということで、こういったケースに関していえば、やはり、将来的に、再度、納税できる状況になることも、ほぼ考えられないと思います。ですので、こういった、将来的に納税できる可能性もないし、財産もないということが、もう、生活保護の受給が決定して、自己破産しているということからも、確実に明らかですので、そういう方に関しては、市税の滞納が、いつまでも残っていれば、その間、様々な権利の制約・制限を受けることになりまして、先ほどのように市営住宅の申込みもできないということになりますので、今回の対応については感謝しているんですが、今後、調査の上ということは当然なんですけれども、こういったケースの場合には、もっと速やかに、市税の滞納処分の執行停止を行ってほしいということをお願いしまして、私の質疑を終わります。

**○天内慎也委員長** 次に、館山善也委員。

**○館山善也委員** あおもり令和の会、館山善也です。予算特別委員会の質疑のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」に関連しまして、バスの燃料費について、お尋ね申し上げます。

現在、ガソリンを含む燃料費の高騰の影響を、私たちも含めて、受けております。本市のバス事業においても、燃料費の高騰は大きな影響となることから、お尋ね申し上げます。青森市営バスにおける燃料価格高騰の状況と市の対応をお示しください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 館山委員の市営バスの燃料についての御質疑につきまして、お答えをいたします。

市営バスにおける燃料である軽油の調達方法につきましては、毎年、青森市競争入札参加資格登録業者のうち、燃料類の軽油に登録のある市内に本店または営業所のある40者に対し、入札参加への意向調査を行い、参加すると回答いただいた全14者で、毎月、入札を実施しております。その際の軽油価格につきましては、経済産業省資源エネルギー庁が毎週水曜日に発表しております石油製品価格調査を参考に、青森県内の軽油価格の動向を反映させ、翌月の価格を予想し、適切な価格設定で入札を実施しております。

軽油の税込価格の推移につきましては、直近5か年の年間平均単価で比較いたしますと、平成29年度が約90円、平成30年度が約104円、令和元年度が約101円、令和2年度が約83円、今年度は、12月までが約108円で、前年度との比較で約25円の上昇となっており、特に、今年度は、秋口にかけて、単価の上昇は見られたものの、足元は、若干、値下がりしてきております。

交通部での燃料費の節減対策につきましては、アイドリングストップ車の導入や、優しい発進、速度変化の少ない運転、早めの減速などのエコドライブの運転を心がけ、燃費の向上につながる運転に努めているところであります。また、交通部が加盟しております公益社団法人日本バス協会では、本年11月に、国に対し、バス事業存続のための要望書を提出し、その中で、軽油価格高騰に関して、現在、凍結されている燃料価格高騰時の軽油引取税の課税停止措置の解除や、燃料費負担の軽減に資する補助支援制度の創設などについて要望しております。

今後は、国等の軽油価格に関する動向を注視するとともに、引き続き、適切な入札の実施や、エコドライブの徹底などにより、燃料費の節減に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございました。要望書を出しているということで安心をしました。これが叶えばいいなと私も思います。

入札の件で、参加が14業者もあったということに、私自身は、ちょっと驚きでした。もう少し少ないのかなと思っておりましたが、単価にすると約25円の上昇というところであり、平成29年度——私も、この資料をいただいたんですが、このときから比べても、随分、上がっているなという印象であります。

例えば、これは、1つのイメージでなんですけれども、毎月、入札をしているということではありますが、場面によっては、これを長期的に、2か月なり3か月、ま

た半年ということを見据えて、これだけ、情報があるのであれば、そういった入札が可能なのであれば、そういった方向も、ひとつ検討していただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。

続きまして、議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」に関連しまして、8款土木費2項道路橋梁費、街路樹の落ち葉について質疑させていただきたいと思っております。

市道卸売団地1号線、ここの街路樹なんですけど、ここは、観光通りから問屋町への入り口で、東西に流れるかなり大きめの道路であります。皆さん、御承知のとおり、ここはイチョウの並木になっておりまして、かなり年数もたっており、大木なイチョウが並んでおり、非常にきれいな場面もあり、市民にとっては癒やしとなる一方で、時期が来ると、路面一面を覆うほどのイチョウの葉っぱが落ち、散乱し、特に、今年の秋の乾燥する時期では、落ち葉が吹き流れて、近隣の、目の前の事業者の駐車場に散乱するようなことがありました。今年も、特に、乾燥がひどく、風が強かったために、このイチョウの落ち葉が店舗の目の前の駐車場を覆い、朝の掃除が大変だという話を聞いたところから、質疑させていただきたいと思っております。市道卸売団地1号線の街路樹の落ち葉について、市はどのように対応しているのか、お尋ね申し上げます。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 館山委員の市道卸売団地1号線の街路樹の落ち葉の対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、道路の街路樹につきまして、道路交通環境の整備や沿道における生活環境の向上、また、都市部の良好な公共空間の形成などを目的とし、イチョウ、ケヤキ、ナナカマドなど、約1万1000本の街路樹を植栽し、その維持管理を行っております。

街路樹の具体的な効果としましては、異種交通を分離することによる交通の安全性や快適性の向上や、樹木の枝葉が上空を覆うことによる道路利用者への快適な空間の提供といった良好な道路交通環境の確保、道路交通の騒音等の軽減やヒートアイランド現象の軽減など、沿道における良好な生活環境の確保、地域全体の風致美観の向上や火災時の延焼防止による都市部における防災空間の確保といった良好な公共空間の形成などの効果が期待されるものであります。

本市の街路樹は、イチョウ、ケヤキ、ナナカマドなどの落葉樹であり、9月下旬から11月にかけて落葉するため、主な市道での路面清掃車による清掃のほか、沿道の皆様に、落ち葉の収集に御協力いただき、集めた落ち葉を袋に入れていただいた上で、本市で回収をしております。

同様に、市道卸売団地1号線におきましても、路面清掃車による清掃のほか、落ち葉を集めた袋の回収の連絡を受け、本市で回収することとしております。

**○天内慎也委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁いただきました。

この路面清掃ということなんですけれども、実績として、市内全部で約1万1000本あるとお聞きしましたが、ここの市道卸売団地1号線に関して、お聞きしたいんですが、ここは何回ぐらい掃除されたんですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 市道卸売団地1号線の路面清掃の実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、通常、毎年、春と秋に1回ずつ、主な市道について、路面清掃車による清掃を実施しております。市道卸売団地1号線につきましては、今年度は、4月12日に春の清掃を行い、秋は、落ち葉の状況を見て、11月4日と15日の2回、路面清掃を実施しました。

今後、パトロールによる現場確認や青森地方気象台で発表している青森の生物季節観測に関するデータによる樹木の落葉状況等を参考にしながら、適切な時期に、道路清掃を実施してまいります。

**○天内慎也委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 2回やってくれていたんですね、今、初めて分かりました。路面清掃車で道路を掃除するということであれば、道路はきれいになるんでしょうけれども、落ち葉は、歩道にも、かなり残ると思うんです。この状況はいかがと感じておりますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 路面清掃等に関する再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、約1万1000本の街路樹が植栽されており、沿道の皆様に、落ち葉の収集に御協力をいただいていることから、今後も、同様に御協力いただきながら、市で回収してまいりたいと考えております。

なお、車道につきましては、秋の路面清掃車による清掃を実施しておりますけれども、パトロールにより、状況を確認しながら対応してまいります。

**○天内慎也委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** パトロールして、状況を確認してくれるということですので、期待したいと思います。

業者のほうも、朝、来たら、一面が落ち葉だったということで、掃除をしなければならぬ状況であったということでした。ただ、市のほうに全てやってくれということではなしに、市のほうでも、掃除をしてくれよと。それで、飛んでくる分に関しては、こちらも手伝うんだという意識でありましたので、全て、市の責任にするつもりもないということでありましたが、この業者からすると、市のほうは全くしていないんじゃないかという評価でありましたので、2回ほどしているのであれば、その旨も伝えたいと思いますし、また、状況に応じては、ピンポイントになりますが、そういったことに対しても、柔軟な体制を取って、掃除してもいいんじゃない

ないかなと私は考えているところですので、ひとつ検討していただければよろしいかと思っておりますので、お願いいたします。この項は終わりたいと思っております。

次に、国民スポーツ大会についてお尋ねいたします。

一般質問でも、この国民スポーツ大会の御質問をしている議員もおりました。いよいよ、現実味となってきたと思っております。ちょっと、名称が、今現在は、国民体育大会、いわゆる国体です。ただ、令和6年度、第78回の佐賀大会からは、国民スポーツ大会に変更するということがあって、青森市は令和8年度ですので、国民スポーツ大会という名称となります。若干、この辺の所見を述べたいと思っております。

私も、当選して11年になりまして、当選当初から、数回、この国体に向けての提案を一般質問させていただきました。その際に、青森県には、室内の50メートルプールがないということで、ぜひ、青森市で造ってほしいかということをお願いしておりましたが、その願いは叶わず、県のほうで、今回、造っていただくことになりました。その際のプールの深さ、水深が、右往左往しながら、当初、2メートルで決まりかけたんですが、私どもの青森県水泳連盟、また、青森水泳協会の提案から、2メートル20センチメートルまで水深を深くすることになりました。青森市にはお世話になっておりませんが、関係各所の皆様には、大変、この場を借りて、御礼を申し上げたいと思っております。

令和8年度、第80回国民スポーツ大会が青森市で開催となる予定です。青森市では、正式競技14競技19種目の開催予定であり、大変楽しみであります。大会の成功に向けて、県及び各種スポーツ団体との協議を綿密にする必要があると考えております。そのためには、県と市が明確な役割分担の下、競技団体と連携をしながらも、しっかりと、それぞれの役割を果たしていく必要があると考え、お尋ね申し上げます。第80回国民スポーツ大会における各競技会の運営について、県と会場地市町村との役割分担をお示しくください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○横内信満経済部理事** 舘山委員の各競技会の運営に係る県と会場地市町村の役割分担につきましての質疑にお答えをいたします。

第80回国民スポーツ大会につきましては、令和2年10月に公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省から本県開催の内定を受けているところであります。今後、令和5年に正式決定された後、令和7年のリハーサル大会を経まして、令和8年に本大会が開催されることとなっております。

本大会における県及び会場地市町村の役割分担につきましては、平成28年8月に、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会が策定いたしました「県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に定められております。具体的には、青森県は、1つに、全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務、2つに、開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務などを担い、

会場地市町村は、1つに、競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務、2つに、競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務などを担うこととされております。

本市では、開催予定の正式競技14競技につきまして、準備を進めております。これまで、中央競技団体による正規視察を踏まえ、県及び競技団体と連携しながら、競技会場となる施設につきまして、選手控室や競技本部等の各諸室の配置、選手・観客等の導線の確認をしてきたところであります。今後におきましては、本年度に設立予定の、仮称でありますけれども、第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会におきまして、先催市の例を参考にしながら、競技運営をはじめ、広報、ボランティア、宿泊、輸送などに係る、それぞれの業務計画を策定することとしております。

本市といたしましては、引き続き、第80回国民スポーツ大会の開催に向けまして、青森県や競技団体と連携を図りながら、着実に、準備を進めてまいります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。視察もなさるということでありました。

青森市準備委員会の設置というのは、今年度になっておりますが、聞き取りで聞くと、まだ、予定は立っていないということですので、早急に準備していただきたいということと、また、残り4大会、国民スポーツ大会があります、青森県に来るまでですね。4大会ありますので、視察を兼ねてということでありましたが、やはり、私も、この青森市としても、しっかり視察してほしいんです。単に県の言いなりではなくて、ここは、ちゃんと、意見を持って、こうするんだということを突きつけられるように、知識を持ってもらいたいと思っております。また、その際には、職員の方だけではなくて、恐らく、競技団体のほうでも、派遣をして、その大会を見に行くと思いますので、時間を合わせて、このポイントを見てほしいんだということアドバイスをいただきながら、市の職員も認識を高めていただければと思っております。

また、この各競技団体に、結果的には、おんぶになってくるんでしょうけれども、競技団体でも、非常に問題視しているのが、実はスタッフの減少なんです。大分、高齢化となっております、前回の青森国体のとき、あすなろ国体のときからのスタッフもいるぐらいなものですので、実際に、かなり、高齢化は全競技が抱えている問題だと思います。競技団体のスタッフというのは、ただ単に、隣の人を連れてきて、あなた、ここに立っていなさいよということではなく、その競技に合わせて、資格の取得が必要になってくるんです。これは、全て有償ですので、有料ですので、そういったことが各競技団体には負担になってくるということも御承知願いたいと思っております。

また、実際に、これを見るか見ないかでは、すごく大きな問題で、私も、今回、



コロナで中止になる1つ前の茨城国体のほうの水泳会場に視察で行かせていただきました。競技団体のほうから派遣されて、行ってきました。実際に見ると、この委員会室を2つぐらい使った形で、選手の控室があるんですが、団体競技であれば、選手の入替えだけで済みますが、個人競技であれば、その大会中に、二、三個の競技に出るために、そこで待機する形になってくるんです。その際には、そのスペースは全く足りないと思います。恐らく、これからは、コロナによって、その関係も、また、会場の管理も変わってくると思いますので、私も、これは、今まで、コロナ前の大会しか見ておりませんので、どういう状況で大会を運営していくのかは興味があるところなんです、こういったところも注視していただきたいなということでもあります。

また、実際に、そこを見に行くと、結構、体育施設というのは田舎にあるものですから、例えば、選手を含めても、お昼をどこで食べようとか、そういったことも分からずじまいになりますので、できれば、そういったきめ細かいところも、サービスに入れてもらいたいなと思っております。

また、これは、ぜひ、教育委員会にも協力していただきたいんですが、日本で1番を決める大会となりますので、ぜひとも、小・中学生に、この競技を見る機会を与えていただきたいなということでもあります。

また、これは、私の、大分前、35年ぐらい前の記憶でなんですが、そのときに、よく、選手一人一人に、何か、お土産みたいなものを渡すんですね。その土地の名産とか、いろいろな手作りのものとかをあげるんですけれども、そのときに、小学校低学年の方から、頑張ってくださいみたいなメッセージを頂いたことが、非常に、気持ちの中に残っております。19種目になりますので、かなり的人数にはなりますが、学校のほうも、できれば、協力いただいて、そういったイベント等を充実させていただき、この大会が成功することを願って、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** 次に、橋本尚美委員。

**○橋本尚美委員** 市民クラブ、橋本尚美です。2つの大きな項目で質疑させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

まず1つ目は、自動車運送事業会計に関連して、バスの時刻表についての質疑をさせていただきます。

何人もの知人から、今回、バスの時刻表が手に入らないと、大変お困りの声で、問合せがありました。一般質問でも質問されていた議員がいらっしゃいました。理由としては、スポンサーからの寄附金が減って、これまでは、もう長年、2万部の時刻表を寄贈していただいたのが、今回は3000部にとどまってしまったと。今回のことで、私も、これが寄贈されているものだということを初めて知りました。大変ありがたい寄贈をずっと続けていただいていたのだなと思いましたが、来年3月に、また改正があります。そのダイヤのポケット時刻表について、どのように

対応するのをお示しください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 橋本委員の来年3月のダイヤ改正時のポケット時刻表に関する御質疑にお答えいたします。

ポケット時刻表については、ただいま委員のほうからも御紹介ありましたが、寄贈いただいた事業者によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、広告収入が減少したこと、寄贈部数を減少せざるを得なかったとのことでありまして、交通部では、このことを踏まえ、独自の対応として、1つに、ポケット時刻表に記載されている情報を市内の各方面ごとに再編集した時刻表を新たに作成し、ポケット時刻表に代わるものとして、4か所の直営発売所や各市民センターで提供していること、2つに、ポケット時刻表に掲載のない個別のバス停の時刻表についても、直営発売所において、印刷物を提供するサービスを新たに開始したこと、3つに、交通部のホームページから、ポケット時刻表が印刷できることや、利用したい個別のバス停の時刻表についても、ウェブ時刻表やファクスサービスで入手できることをお知らせするポスターを新たに作成し、直営発売所や市民センターに掲示するなど、利用者の皆様に周知していることといった対応策を講じているところであります。

お尋ねの来年3月に改正するダイヤのポケット時刻表につきましては、これまで御寄贈いただいている事業者から、引き続き、寄贈したい旨の御意向を頂いていることから、交通部といたしましては、当該事業者に対し、できる限り多くの冊数を御寄贈いただくよう要望するなど、適切に対応してまいります。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。また、引き続き、寄贈をしてくださるといのは大変ありがたいことかと思いますが、その数においては、できるだけ多くと要望しているものの、未知数かなど。どれくらい頂けるかは分からないということもあります。やはり、ウェブといっても、年配の方々には、スマホとかを使わない方が多いですし、最低限、このポケット時刻表を必要だと求めている人の手元には必ず届くだけの冊数を担保してほしいなと強く願います。そこで、寄贈してくれる者に頼っているだけではなくて、企業局自ら、例えばなんですけれども、寄附を募ったりですとか、あとは、バスの中で両替したときのお釣りをカンパしてくれるようなカンパ箱を設けたりとか、いろいろ、あの手この手でアイデアを出して、必要冊数をキープできるように御尽力いただきたいと思っております。

御答弁にもありましたが、自分が乗り降りするバス停の時刻を、コピーというんですか、作成して、それを配布していただいたということは、大変、ニーズが高かったかと思うのですけれども、その配布してくれた場所が、東部・西部営業所は外れなので、なかなか、行ける方が少ないと思っておりますので、実質、直営の青森駅前とNTT前かと思うのですが、もっと、これを頂ける場所を拡充する考えはないのかどうか

お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 橋本委員の個別のバス停留所の時刻表についての御質疑にお答えをいたします。

ポケット時刻表に記載がない個別のバス停留所の時刻表につきましては、ただいま委員のほうから御紹介ありましたように、青森駅前発売所等の直営発売所において、利用者の要望に応じて、その印刷物を配布しているところであります。

来年3月のダイヤ改正における個別バス停留所の時刻表の配布場所の拡充につきましては、現在の状況を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 現在の状況を踏まえての検討ということでしたが、例えば、市民センター等でも同じようなサービスをしていただければ、大変ありがたいし、利便性も高いと思いますので、このことも踏まえて、検討していただければと思います。

ぜひ、本当に、長い間、なれ親しんだ方々にしてみると、とても大きな、何といえますか、混乱を招くことだったと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、ちょっと、今回、質疑を考えていて、そもそもの疑問が生じたことが1点あるんですけども、毎年、3月と、この雪ダイヤというんですか、冬道のダイヤと、2回はダイヤ改正をしますよね。それで、2分、3分の微調整というか、これは、ダイヤは必ず変えなきゃいけないものかしらと。3年、5年、固定した形でやれば、今回の混乱も招かなかつたし、その微調整を凶らなければいけない理由は何なのかと。ダイヤ改正をしなければならぬ理由を聞かせていただきたいと思っております。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 橋本委員のダイヤ改正についての再度の御質疑にお答えをいたします。

交通部では、現在、夏期と、それと冬期の2シーズン制ダイヤ、こちらのほうを実施しております。この実施している理由につきましては、私どものお客様の利用動向が冬場に2割ほど増えるというふうなことがあります。年間を通して、同じ需要じゃないというふうなことから、冬場に、なるだけ多くの便を出す、それから、冬場は、降雪などにより、道路環境も異なり、所要時間もお客様も増えますので、それぞれのバスの運行が、時間が夏場と冬場で、かなり変わってまいります。そういったことで、定時性の確保という観点から、これを、そういう2シーズン制ダイヤを導入して、今現在、サービスの向上に努めているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** それは、ちょっと分かっていたんですけども、冬はこれ、夏はこれということで、キープはできないものでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 橋本委員の再度の御質疑にお答えいたします。毎年、ダイヤ改正で時刻を変える必要があるのかというふうな趣旨の御質疑かと思えます。

私どものほうで、この2シーズン制ダイヤに取り組みましたのは、先のアクションプランの際から取り組んでおります。それで、今、毎年毎年、検証を重ねながら、若干、私どものダイヤ改正も見込みでやりますものですから、実際のダイヤの走り方、そういうようなものを踏まえながら、より定時性が増すように、改善をしているところでありまして、今、そういう意味で、毎年、ちょっと変わっているというふうな実情にあるというふうなことを御理解いただければと思います。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 何か、唐突にすみません。思いついたままに聞かせていただきました。

知り合いも、やっとな覚えたかと思うと、また変わってと。ほんのちょっぴりの2分、3分って、いじらなきや駄目なのかねと。これを作る人も大変御苦労されているんでしょうにというような声もあって、私も、なるほど、そうだよなあと思って、これまで、何年も何年も改善してこられた積み重ねが、このダイヤであれば、例えば、向こう3年とか、何というのかな、冬は冬ということでやっても、混乱しないのではないのかなと思いつくままに聞かせてもらいました。以上です。ありがとうございました。

2つ目の質疑に移ります。議案別冊40ページの歳入歳出補正予算の議案から、3款民生費2項児童福祉費3目母子福祉費、青森市子どもの居場所づくり・学習応援事業についてです。

これは、子育て支援課が窓口となっていて、チラシもあるのですが、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象にした居場所づくりと学習応援の事業です。場所におきましては、中心市街地ということで、詳細は公表されておりません。大変いい事業かと思っておりますが、まずは、この利用状況をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 橋本委員からの青森市子どもの居場所づくり・学習応援事業の今年度の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力、可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習支援だけではなく、日常的な生活支援や仲間との出会い、活動できる居場所づくりにつながるような支援を行うため、平成28年10月から、青森市子どもの居場所づくり・学習応援事業として、市内に在住するひとり親家庭等や生活保護受給世帯及び就学援助受

給世帯の中学生を対象に、無料で利用できる交流の場、相談の場、自由な活動の場を平日の16時半から19時半まで開設するとともに、学習応援を実施しております。

今年度の利用申込者数は、40名の募集定員に対し、11月末時点で17名となっております。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。40人の定員に対して17人ということで、半分をちょっと満たしてないということで、少し残念というか、もっとたくさんの方に利用してほしいという思いはあります。

そこで、周知はどのようにされているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市子どもの居場所づくり・学習応援事業の周知方法についてですが、本事業につきましては、事業周知のチラシを作成し、市内の小・中学校の協力を得ながら、児童・生徒に配付するとともに、子育て支援課や学務課、生活福祉一課の窓口へも設置しており、さらには、生活保護受給世帯や、8月の児童扶養手当現況届の会場での個別配付などを行っているほか、市ホームページや「広報あおもり」においても周知しております。このうち、例年、3月に行っております学校を通じたチラシの配付に当たりましては、対象となる子どもが特定されないよう、小学校6年生及び中学校1年・2年生全員に配付しております。

**○天内慎也委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 周知のほうは十分してくださっているのだなということが分かりましたが、1つ、ちょっと気になったことは、これは、現地を見学して、そのまま決定するケースが多いというふうに聞き取りでも伺っていたんですけども、通うということを決めた後に頂く書面には、交通費の補助について、生活保護受給世帯の方は、移送費の支給がある場合があります、支給要件・申請方法等については、担当ケースワーカーに御相談くださいとあるのですが、これは通うと決めた後に頂く書面なんです。そこで、申込み受付中という、一般的な御案内のチラシには、Q&Aが、9問、書かれていて、その最後に、「参加している人たちはどのような交通手段で通っていますか？」とあって、「バスなどの公共交通機関や自転車、保護者の送迎、徒歩など、お子さんと保護者で決めていただいた交通手段で通っています」とあるんです。そうなりますと、基本、原則的に、生活保護受給者は車の所有ができないというふうになっていますし、これを見て、バス代の負担を考えて、断念する子がいないとも限らないと思うんです。

そこで、私は、八戸市で同様にやっている学習支援の資料を、ちょっと調べてみました。大変、ボリュームもいっぱいあるんです、この保護者向けのパンフレットなんですけれども。そこで、この御案内の中に、「以下についてご理解いただいた上でお申込みください」というところに、しっかりと、「ご活用されている制度によっ

ては、お子さまが学習支援教室に参加するための交通費を八戸市福祉事務所で負担できる場合がございます。くわしくは、お問合せ先へお尋ねください」、そして、「情報は徹底して管理し、その他の目的のために使用することはありません」と書いてあるんです。

やっぱり、これは、前もっての情報が親切だと思うんです。せっかく通いたいと思ったお子さんが、中学生だと、大人と同様のバス賃ですから、場所によっては、行き帰り——往復で、結構な額になると思うんです。それで、家計への負担などを考えて、諦めるというケースがあっては、大変大きなチャンスや、その機会を失うことになると思います。そこで、ぜひ、今後の本市の案内のチラシなどにも、この八戸市のパンフレットを参考にして、募集の段階で、その書面に、このことを取り入れてほしいということを要望いたします。八戸市も、本市と同様に委託事業としてやっています。ぜひ、簡単にパソコンで見れますので、参考にして、取り入れていただきたいと思います。

それと、関連しての学習応援ということで、教育長にも要望があります。適応指導教室のフレンドリールーム「あおいもり」に関することです。こちらも、親御さんの送迎が多いということは聞いております。それで、中学生だと、1人でバスで通ったり、また、夏場は自転車の子もいるかとは思いますが、相談の段階で、生活保護受給世帯と分かった時点で、まず、このバス代の支給される制度があるということをお口頭で教えたり、また、さっきと同様に、フレンドリールーム「あおいもり」のリーフレット——私も、以前、手元で見えていたんですけども、ここにも、申請によって、交通費が支給されるというようなことが書かれていないので、先の八戸市のように、しっかりと配慮した形の文面で、差し障りのない形で情報提供をしていただきたいということを強くお願いいたします。やはり、子どもが学習する機会とかを、こういった事情で逸することがないように、最大限の情報提供・発信をしていただきたいと思います。

同様に、福祉事務所への要望ですけれども、家庭の中の状況を、つぶさに、日頃から、訪問で分かっているケースワーカーが、もし、例えば、中学生の学習面の御相談であったり、不登校の御相談などがあつた際には、こういった学習応援事業があるということや、フレンドリールーム「あおいもり」があるということに加えて、申請をすれば、そのバス代が支給される制度があるということも申し添えてほしいと思います。

あと、要望なんですけれども、この学習支援は、中心市街地に1か所なんですけれども、申込みは浪岡の庁舎の中にもあるということで、どうしても、距離的に、1か所だけではなくて、浪岡エリアからも通いやすいように、もう1つあれば、なおさらいいなということを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開

き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間につきましては、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

**午後 4 時25分散会**

## 2日目 令和3年12月16日（木曜日）午前10時開議

**○天内慎也委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

審査に先立ち、私から御報告いたします。山本治男委員より、所用のため、少し遅れるとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、村川みどり委員。

**○村川みどり委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
日本共産党の村川みどりです。

まず初めに、国の18歳以下への10万円給付に関してですけれども、昨日、むつ市、五所川原市、八戸市など、続々と、年内に現金一括給付を決めたという報道がされています。青森市として、どうするのか、多くの市民の方々が注目しています。日本共産党会派としても、年内に一括給付することを求めたいと思います。

それでは、質疑に入ります。まず最初に、日本一高い中学校の制服についてです。

一般質問で、私は、保護者負担軽減のために、市教育委員会として、何をするのか、どう対応するのかと聞いたんですけれども、校長の権限に定められている、市教育委員会としては、保護者・生徒の考えを反映させるように、話合いの場を設定すること、それから、入学説明会で複数の販売店で販売されていることを保護者に周知する、これが市教育委員会として対応することだと答弁しましたけれども、保護者負担軽減のために何をするのかと私は聞いたんです。

もう一度、お聞きします。保護者負担軽減のために、市教育委員会として、どのように対応するのか。

全部、質疑しちゃいますので、同じ答弁なのであれば、同じ答弁の繰り返しは、やめてください。同じ答弁ですと言って、それで終わってください。

次に、教育支援室についてです。

一般質問の答弁では、12月3日までに、学校から来たA票は、全て、判断会議を行うという答弁でした。そうであるならば、12月4日以降に、学校から出されたA票はどのように扱うのか示してください。

放課後子ども教室について。

今年度で、放課後子ども教室をなくしてしまうのはなぜか。

それから、介護保険についてです。

今年度改定された第8期の介護保険事業計画で初めて導入されたのが、科学的介護情報システム——L I F Eという情報システムです。このL I F Eは、あまり知られていないんですけれども、2016年度から運用されているV I S I Tというシス



テムと、それからCHASEというシステムを一体化して出したシステムがLIFEという、今年度の第8期計画で示されたものです。

まず、この本市における科学的介護情報システムに登録している事業数と、このシステムについての市の役割について示してください。まず、このLIFEの説明は要らないので、そういう説明とか、長々とししないでください。事業者数とシステムの活用の市の役割について答弁してください。

それから、高齢者のインフルエンザワクチン接種についてです。

なぜ、今年度から、世帯収入の確認を申請方式にしたのか。これも、制度の説明は要らないので、淡々と答えてください。

それから、歯科の無料検診についてです。

11月、ある市民から、次のような相談がありました。7月、国保の歯科の無料検診を使って、検診したと。そして、後日、送られてきた国保の医療費のお知らせに、自己負担したことになっていると。自分は、検診の際は、お金を払っていないのに、何で、そういうふうになっているのかということで、相談がありました。

そこで質疑します。青森市が無料で実施している歯周疾患検診を受診した国民健康保険被保険者に対し、受診していない事項が医療費通知に記載されていたケースがあった。それに対し、市の対応が適切であったのか、今後、どのように対応するのか示してください。

以上です。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の中学校の制服について及び教育支援室について並びに放課後子ども教室についての御質疑に順次お答えいたします。

初めに、中学校の制服に対する保護者負担軽減に係る市教育委員会の対応についての御質疑にお答えいたします。

中学校の制服については、国から発出されました……

〔村川みどり委員「また同じ答弁する」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 違います——平成30年3月19日付「学校における通学用服等の学用品等の適正の取扱いについて」の通知文によりまして、学校における通学用服の選定や見直しについては……

〔村川みどり委員「同じ答弁しているよ」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 最終的には校長の権限において……

**○天内慎也委員長** 教育委員会事務局教育部長、簡潔にお願いします、答弁のほう。

〔村川みどり委員「同じって言って。同じ答弁しているよ」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 同じじゃないんです。（発言する者あり）はい。

最終的には校長の権限において……

〔村川みどり委員「ほら」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者から意見を聴取した上で決定することが望ましいこと、教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこととされております。また、本通知では、平成29年11月に公正取引委員会が示しました「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」におきまして、新規参入希望者から制服の仕様開示を求められた際には特段の事情がない限り仕様の開示に応じることや、生徒・保護者にとってより好ましい取引環境を作り出すため、指定販売店等を増やすことが望まれることなども参考とすることとされております。

各中学校におきましては、これまでも、制服を見直す際は、学校、生徒、保護者が話し合う場を設け、生徒からのデザインに関する意見や保護者からの品質・価格に関する意見などを聞き取る場を設けております。

〔村川みどり委員「同じじゃん」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 教育委員会では、制服について、国からの通知を踏まえ、生徒や保護者の考えを反映させられるよう、定期的に話合いの場を設定した上で、適切に対応すること、また、入学説明会では、複数の販売店で様々な種類の商品が販売されていることを保護者に周知することなどについて、各中学校に対して指導してまいります。

〔村川みどり委員「同じじゃん」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** また、教育委員会では、青森市PTA連合会と青森市小・中学校校長会、教育委員会事務局の3者による意見交換会を、年3回、定期に行っております。制服につきましても、このような機会を活用しながら、情報共有に努めますとともに、周知を図ってまいります。

次に、12月4日以降に出されたA票への対応についての御質疑にお答えいたします。

まず、A票であります。子どもの特別支援学級等への在籍の異動を希望する保護者は、子どもの生活全般の状況や保護者と学校の考えを把握するための調査用紙であるA票を教育支援委員会に提出し、申し込むこととしております。このA票は、教育支援委員会におきまして、年中、受け付けており、受付後、教育支援専門相談員による各種専門検査をはじめ、保護者、担任との面談を、適宜、行うこととしております。

特別支援学校への就学予定者が次年度の4月から望ましい就学先に進むためには、学校教育法施行令第11条第1項の規定により、翌学年の初めから三月前までに、県の教育委員会に対し、就学先の通知をすることとされていることなどから、本市では、A票の提出期限を12月3日としているところであります。したがって、それを過ぎて、申込みがあった場合には、次年度の第1回の教育支援委員会において、

答申を出すこととなります。

次に、放課後子ども教室の閉室の理由についての御質疑にお答えいたします。

放課後子ども教室は、平成13年6月8日に発生いたしました大阪教育大学附属池田小学校事件などの子どもたちに関わる重大事件の続発等を踏まえ、平成16年度から3年間の緊急対策として実施されました国の地域子ども教室推進事業をベースに、平成19年度から実施されました放課後子ども教室推進事業に基づき設置したものであり、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、全ての子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点・居場所を設け、地域の方々の参画も得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を行うものであります。

放課後子ども教室の事業内容といたしましては……

〔村川みどり委員「説明はいいって」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 1つに、登録児童を対象に、週2回程度、平日に、子どもたちが学習や読書等を行う自主活動の場の開設、2つに、全児童を対象といたしまして、月一、二回程度、土曜日に、体験活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などを行う体験・交流の場の開設となっております。

本市におきましては、地域の必要性等を勘案し、平成19年度から開設したものであり、当時、放課後児童会が未設置でありました橋本小学校、長島小学校、金浜小学校、野沢小学校、東陽小学校、浅虫小学校、西田沢小学校、栄山小学校の8小学校に、小学校1年生から小学校6年生までの小学校全学年を対象とした放課後子ども教室を設置したものであります。また、平成22年度から、当時、放課後児童会の対象学年が小学校1年生から小学校3年生までであったことを踏まえ、浪打小学校、三内小学校、戸山西小学校、堤小学校をモデル校として、小学校4年生から小学校6年生までを対象とした放課後子ども教室を設置し、放課後子ども教室の目的である体験活動や交流活動等の取組を行いながら、放課後における子どもの居場所として、放課後児童会を補完する形で設置してきたものであります。その後、平成26年度に策定されました国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校全学年を対象とした放課後子ども教室を、平成27年度には、青森地区の全小学校に、平成28年度には、浪岡地区の全小学校に拡充したものであります。

一方で、平成27年度に、放課後児童会におきましても、保護者からの要望のあった全ての小学校に設置となり、対象も小学校全学年となりましたことから、放課後子ども教室においては、子どもたちの居場所から、放課後や週末等における学習活動や体験・交流活動に重点を移し、これまで、事業を実施してきたものであります。

放課後子ども教室の利用状況につきましては、自主活動の場の登録児童が平成29年度の2133人をピークに減少に転じ、1日当たりの利用児童数につきましても、平成29年度は22.6人であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度には16.9人と、同様に減少しております。また、教室によっては、放課後児童会と同様に、子どもを預ける場所として利用されていたり、児童の利用登

録は行っているものの、ふだんの子どもの利用はなく、参観日等に保護者が子どもを預ける場所として利用されていたりするなど、子どもを預かる場所としての利用が多く見受けられ、放課後児童会と機能が重複する状況にあります。

こうした中、平成2年1月に……（「令和2年」と呼ぶ者あり）すみません、令和2年1月に、新型コロナウイルス感染症の国内での感染例が確認され、2月29日から、小・中学校が臨時休校となったことを受け、同日から、放課後子ども教室を休室とし、一時は再開したものの、その後の感染状況から、再度、休室し、今年度も、この状況が継続されております。

こうしたことから、1つには、放課後児童会が小学校1年生から小学校6年生までを対象に整備されたこと、2つには、放課後子ども教室は、ほぼ2年間にわたり休室し、その状況が常態化していることを踏まえ、本年度で事業を終了する方向としたものであり、今後は、市民センター・公民館の図書室などの公共施設等の利用促進を図ってまいりますとともに、市民センター・公民館の子ども向け講座・イベントなどの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの科学的介護情報システムについての御質疑にお答えいたします。

科学的介護情報システム、いわゆるL I F Eに登録している事業所数についてですが、12月13日現在ですが、加算の対象となっているサービスの事業所数424事業所のうち、L I F Eに登録している事業所は168事業所となっております。

L I F Eの活用にあたっての本市の役割についてですが、L I F Eの活用にあたりましては、事業所及び施設は、L I F Eの利用申請、データ提出及びフィードバック機能の利用を行う必要があります。これらについては、事業所等が、直接、L I F Eのウェブサイトを通じて行うこととされておりますほか、L I F Eに関する質問については、国が設置した専用のL I F Eヘルプデスクで受付をすることとされております。このことから、本市では、可能な限り事業所等からのL I F Eに関する様々な相談に対応しているほか、国からの通知を事業所等に漏れなく周知するとともに、市ホームページへも掲載するなど、事業所等からの相談対応や事業所等への情報提供の役割を担っているところであります。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の高齢者インフルエンザ予防接種事業の自己負担金が無料となる手続きについての御質疑にお答えいたします。

本事業は、満65歳以上または満60歳から64歳の身体障害者手帳所持者で内部障害1級に該当する方を対象としており、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方につきましては、自己負担金を無料としております。

無料となる手続につきましては、これまでも、実施医療機関の窓口へ生活保護の受給や非課税世帯と確認できる書類を提示し、申出書に住所や名前などを記入していただいております。なお、昨年度までは、確認書類の提示がない場合、実施医療機関から非課税確認の問合せに対応しておりましたが、今年度の実施に当たりまして、青森市医師会より、医療機関の負担が大きいことから、確認方法を改善していただきたい旨の要望がありました。このことを受け、確認書類の提示ができない場合には、事前に予診票交付申請書兼自己負担金免除（無料）申出書を市保健所または浪岡振興部健康福祉課に申請することにより、該当者には無料の予診票を発行することとしたものであります。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 村川委員の青森市が無料で実施している歯周疾患検診を受診した国民健康保険被保険者に対し、受診していない事項が医療費通知に記載されていたケースに対する市の対応と今後の対策についての御質疑にお答えいたします。

本市が実施している歯周疾患検診は、国民健康保険加入者のみにとどまらず、全ての市民のうち、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象として、市が指定する医療機関において、歯周疾患の有無についての検査を無料で行っているものであります。

委員御指摘の事案は、本年11月4日に、当該歯周疾患検診を受診した国民健康保険被保険者から、国保医療年金課に対して、国保の医療費のお知らせに受診していない事項に係る医療費が記載されていた旨の問合せがあった事案のことを示していると思われま。この事案について、被保険者からの問合せを受け、医療機関での受診状況及び一部負担金の請求の有無について、御本人に確認の上、レセプトを点検して、医療機関からの請求内容を確認したところ、国の診療報酬算定基準に照らし、不適切な請求内容が含まれていると判断されたことから、当該医療機関に対して、レセプトの請求内容を確認した上で、当該レセプトを返戻したところであります。

なお、当該医療機関から請求のあった診療報酬については、念のため、令和2年度分及び令和3年度の8月診療分まで、レセプト点検を改めて行い、このたびと同様の請求事例が認められなかったことを確認しております。また、当該事案については、国保医療年金課で、他の医療機関において、同様の事案がないか、令和2年度分及び令和3年度の8月診療分まで、レセプト点検を実施するとともに、歯周疾患検診担当部局である保健部から、青森市歯科医師会に対して、口頭で報告し、再発防止についての申入れを行ったところであります。

今後の対応については、こうした事案をチェックするためには、歯周疾患検診受診状況と歯科医療機関のレセプトと突合させて点検する必要があることから、今後は、所管部局から必要なデータを定期的に頂いて、レセプト点検を継続し、適正な診療報酬点検事務の実施に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** じゃあ、まず、最後の歯周疾患検診から行きたいと思うんですけども、今回の事案は、時系列で言うと長くなるんですけども、答弁にありましたけれども、まず、当該レセプトの、その病院のレセプトに異常がなかったか確認したら、同じようなケースはなかったということと、それから、これまでの同様の医療機関におけるレセプト点検を、今、実施しているということなんですけれども、なぜ、それを速やかにやらなかったのかということなんです。私に言われて、これはおかしいよ、絶対、おかしいから、点検をしなくちゃいけないんじゃないのと言われてから、やり始めたというのが、ここまで来ている問題なんです。私は、やっぱり、この市民の訴えに対して、真剣に耳を傾ける姿勢が足りなかったんじゃないかなというふうに思っています。

保健所も、青森市歯科医師会に対して、こういう事案が発生したから、今後、こういうことがないようにやってくださいと言うのはいいんですけども、今、この人が、この医療機関の不正、おかしいんじゃないのかと言っていることに対しての回答はなく、今後は、こういうふうにやりますというだけの話で、この人の疑問には一切答えてなくて、だから、いや、おかしいんじゃないの、市の保健所に行っても、国保医療年金課に行っても、何もしてくれないんですけどもというふうに来たんですよね。なので、その段階で、国保医療年金課が、調査をします、これから、レセプトの調査をします、不正が疑われるので、これまでのこの医療機関、それから、各医療機関を調査しますとなれば、対応していれば、こういうことにならなかったと思うんです。なので、これは要望にしておきますけれども、今、市民が抱えている問題に、どう対応するかということが、やっぱり求められていて、これからどうしますというのはやればいいですよ、それはそれで。けれども、その市民の疑問や不正に対する思いに対して、市が、どう対応するかということが、今回の事案で問われていたので、私に言われたから、レセプト点検しました、医療機関のレセプトを全て点検します、今後、こういうことがないようにじゃなくて、その時点で——私は、その話を聞いたときに、ああ、おかしいなど、ぴんと思ったし、そういう、何というのかな、捉え方をして、市民の訴えに真摯に取り組んでいただきたいということを、この件に関しては、要望で終わります。

〔川村敬貴税務部長「委員長、事実誤認がありますので、説明させていただきたいんですが」と呼ぶ〕

**○村川みどり委員** いいです、それ、後にしてください。時間がないので。

それでは、次に行きます。(発言する者あり)

それでは、介護保険についても、今回の……(発言する者あり) L I F E の——時間ない——L I F E については、全国的には、かなり、混乱が広がりました。厚生労働省に対して、事業所のはがきが届かないとか、それから、きちんと登録ができないとか、初歩的なつまづきがあって、混乱が広がったんですけども、厚生労働省は、高齢者のデータを集めて、加算をつけるから、登録しなさいということで、

あめをちらつかせて……

〔奈良祥孝委員「委員長、議事進行」と呼ぶ〕

**○天内慎也委員長** はい、奈良委員。

〔村川みどり委員「じゃあ、時間止めて」と呼ぶ〕

〔奈良祥孝委員「時間止めろよ」と呼ぶ〕

**○奈良祥孝委員** 事実誤認があるのであれば——もしだよ、もし、あるのであれば、それは、時間から抜いてもいいから、質疑者は要求していませんけれども、もし、誤認があるとするのであれば、時間を止めてでもいいから、正しくする必要があると私は思っています。ですから、持ち時間は、絶対、減らさないようにする。持ち時間は減らさないようにしてやる方法も、理事会を開いて、検討する必要があるのではないのでしょうか。（発言する者あり）

**○天内慎也委員長** それでは、答弁を求めます。税務部長。

〔村川みどり委員「時間止めるんですよね」と呼ぶ〕

〔奈良祥孝委員「止める、止める」と呼ぶ〕

**○川村敬貴税務部長** レセプトの点検につきまして、村川委員から、委員が私どもに指摘したから、国保医療年金課で初めて点検したんだということでありましてけれども、国保医療年金課では、御本人から問合せがあった11月4日、その日に点検しております。そして、翌11月5日には、医療機関のほうに、その内容についての確認をしています。

〔村川みどり委員「それは知っています」と呼ぶ〕

**○川村敬貴税務部長** その点につきましては、国保医療年金課から、再度にわたって、村川委員に御説明申し上げたところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それは知っています。その上で、私は、取り下げさせなくて——そういうふうには言わなかったけれども——その上で、必要なんじゃないのという話もしたし、それから、全医療機関での調査も必要なんじゃないのという話もしたということです。それは知っています。

以上です。答弁は要りません。

〔奈良祥孝委員「はい、時間継続」と呼ぶ〕

**○天内慎也委員長** オーケーです。

〔川村敬貴税務部長「はい、委員長」と呼ぶ〕

**○天内慎也委員長** はい、税務部長。

〔村川みどり委員「じゃあ、時間止めてね」と呼ぶ〕

**○川村敬貴税務部長** 改めて申し上げたいのですが、私どもは、問合せがあったときに、速やかに対応し、当該医療機関での誤りがほかにないのかということも、併せて点検し、その上で、速やかに、他の医療機関での状況の確認作業にも入っております。

ます。何も、村川委員から指摘されたから、初めてやったかのごとくの言い方をされると、それは、現場の職員が頑張っているものに対して、ちょっと、誤解を招くので、ここで訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** だけれども、実際、市民は、納得しないで、国保医療年金課が対応してくれないからと、私のところに来たんです。その時点で、きちんと、これから、調査に入ります、時間がかかるかもしれないけれども、待ってくださいと、納得していれば、来なかったわけですね。そういう疑念があったし、対応に疑問があったから、私のところに来たのであって、十分やっていますからということには、今の答弁の対応には、ちょっと、問題があるということは指摘しておきたいと思います。後は要らないです。

それでは、次は……（発言する者あり）いいですか。何から行こう。じゃあ、制服から行きます。

同じ答弁を長々と繰り返していただいたんですけども、結局、校長に権限があるということをお繰り返しました。それから、保護者への話合いの機会を設けるといふことと、それから定期的に、保護者に対して、複数の販売店で販売されることを周知するというのと、それから追加になったのは、PTA連合会や校長会などと話し合う機会があるから、そこで情報共有して、周知するということが追加になりました。後は、私が一般質問で言った公正取引委員会のことを追加したというだけの話です。

このことをやって、果たして、保護者負担軽減につながると思うんですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 村川委員の中学校の制服についての再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、まず、教育委員会の位置づけといたしましては、制服については、最終的には学校長の権限において適切に判断すべき事柄で、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定するのが望ましいこと、教育委員会は、その選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこととされておりますことと、先ほど申し上げたとおり、公正取引委員会が……

〔村川みどり委員「ほら、繰り返さないで」と呼ぶ〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 平成29年11月に示した調査報告書を参考とするようにというふうなことでありまして、また、併せまして、先ほど申し上げたとおり、そういった情報も含めて、青森市PTA連合会、青森市小・中学校校長会、教育委員会事務局の3者による意見交換を行いまして、こういう機会を活用して、情報共有に努め、周知を図るといふふうな取組によって、その話合いの輪が各



学校に広がっていくものというふうに考えているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** だから、それが保護者負担の軽減につながると考えるんですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 中学校の制服についての再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げた取組、それをすることによって、様々な考え方があろうかと思えます。例えば、1個に制服を絞って、それを入札するという考え方もあるでしょうし、様々なメーカーが出しているものから選択して買いたいというふうなこともあろうかと思えます。そういったことは、各学校、保護者、生徒の意見を聞いた上で判断すべきものと考えておまして、その中で、価格のことも話し合われるでしょうし、デザイン的なもの、そういったものも話し合われるでしょうし、これらの取組によって、そういう反映がなされるものと考えているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** じゃあ、2017年に、公正取引委員会で、もう既に、報告書を出していて、私は、そのときに、こういう報告書が出ているから、質問するよと言って、質問できなかつたんですけれども、過去5年間、学校で制服の業者選定や価格決定の際に、コンペや入札、見積り合わせをした学校は何校あるでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 中学校の制服についての再質疑にお答えいたします。

手元に資料がありませんので、過去、何回行われたかというふうなことは、今、御答弁申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、中学校においては、これまでも、話合いをする場を設けて、保護者、生徒から意見を聞き取る場を設けてきております。現に、今、先日、新聞報道があったかと思えますけれども、横内中学校が制服にスラックスを採用するといったこともありました。そういった話合いは、適宜、行われているものと認識しております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** やっているかどうかは調べていないということだったんですけれども、やっぱり、公正取引委員会の調査では——2017年に、もう出されていますからね——数年置きに、入札、それから見積り合わせをして、最安値の業者を選ぶ仕組みを導入しているという自治体もあります。やっぱり、公共事業と同じように、入札するという方法を取る。やっぱり、制服だけ、どこまで高くなってもいいんだというふうに言っている場合じゃなくて、やっぱり、そういう入札などの方法

を取り入れるべきじゃないかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 中学校の制服についての再質疑にお答えいたします。

平成29年11月に公正取引委員会が示しました「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」におきましては、制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること、新規参入希望者から制服の仕様開示を求められた際には、特段の事情がない限り仕様の開示に応じることが望まれるなどとされております。

先ほど申し上げました横内中学校を例に申し上げますと、横内中学校の場合は、4つの業者にデザイン等を提案していただいて、1つの制服を選んで、1つの業者が販売していると伺っております。

制服につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国からの通知を踏まえまして、そういった例なども含めまして、各学校において、生徒や保護者の考えを反映させられるよう、定期的な話し合いの場を設定することとしておりまして、教育委員会では、各学校に対し、その際に出た意見を踏まえ、適切に対応するよう、指導してまいります。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 例えば、ブレザーだったら、市内統一化ということも図れると思うんですよね。それで、価格を下げるという方法もあるし、男子は、詰め襟の学校も多いんだから、やっぱり、そういうことを、市教育委員会がイニシアチブを発揮することが必要なんじゃないかなというふうに思います。

それで、ある自治体では、統一化を図って、保護者負担軽減に向けて取り組んでいる学校もあります。そういうところは、2200円から8800円ぐらい安くできるという調査報告もあります。中学校の制服、女子は日本一、男子も3位という制服の高さ、校長の権限だからといって、市教育委員会が何もしなくていいということにはならないと思います。少なくとも、全国平均ぐらいまで、価格を下げるという実効性ある取組を市教育委員会に求めたいと思います。

先ほど、新聞報道があったということで紹介しますけれども、12月12日の読売新聞で、高価な理由について、シャツなども含めたセット価格であること、ウールの使用割合が高いからという、メーカー側のそのままの話を読み上げた。市教育委員会は、木で鼻をくくったような受け答えに終始した。文部科学省通知に任せているという、しゃくし定規の対応ではなく、市全体の問題として、市民に丁寧の説明し、理解を得る努力が必要ではないかというふうに問題提起されています。

真摯に受け止めて、市教育委員会がイニシアチブを取って対応することを求めたいと思います。

放課後子ども教室について質疑します。

長々と答弁してもらったんですけれども、放課後児童会と、もう変わらなくなっているから、必要ないんだというような答弁だったんですけれども、ある放課後子ども教室には、クラスには入っていけないけれども、放課後子ども教室には来れるという子どもとか、特別支援学級の子どもの放課後子ども教室に参加したりとか、子どもたちの居場所としては、立派な、今でも役割を果たしている場所だと思っています。

あるコーディネーターは、時々、学校で会う子どもたちに、先生、いつになったら、放課後子ども教室をやるのと言われると。そういう素朴な声をかけられて、そのたびに、申し訳ない気持ちになっているというふうに語っているんですけれども、その放課後子ども教室を今年度いっぱいできなくしてしまうというのは、どこの場で、どこの会議で、どういうメンバーで、その方針が決定されたんでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 村川委員の放課後子ども教室についての再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど、答弁させていただきましたとおり、放課後子ども教室あるいは放課後児童会につきましては、様々な、これまでの経緯がありまして、結果として、最終的には、平成26年に策定されました国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校全学年を対象とした放課後子ども教室を……

[村川みどり委員「どこで決定されたのかということなんですけれども」と呼ぶ]

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 平成27年度には青森地区全部、平成28年度には浪岡地区全部、一方で、放課後児童会についても、小学校全学年を対象に実施することとしたという流れがあります。

その中で、放課後子ども教室の利用状況は、平成29年度をピークに、どんどん減ってきているというふうなこと、また、教室によっては、放課後児童会と同じように、子どもを預ける場所として利用されていたり、ふだん、登録はしているんだけど、子どもの利用はなくて、一時的に、必要なときに子どもを預ける場所というふうになっていて、機能が重複しているというふうなところがありまして、そういった中で、コロナの影響を受けまして、約2年間にわたって休室してきたというふうなこと、そういったことを踏まえまして、本年度で事業を終了する方向として、検討しているところです。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 質疑に答えていないです。

青森市総合計画前期基本計画の68ページには、「放課後児童会、放課後子ども教室、児童館などの利用を希望する児童を受け入れた割合」の基準値は100%だというふうに位置づけられています。子どもの活動拠点の利用を、放課後子ども教室の100%の

利用を目指すというふうに、青森市総合計画には、しっかり位置づけられています。これは、令和5年までの前期基本計画ですけれども、総合計画に位置づけられているのに、こんな簡単に、きっぱりやめることはできるんですか。整合性が取れないんじゃないんですか。

やるときは、放課後児童会と放課後子ども教室は、機能が別だと。働いているお母さん・お父さんのために、生活の場として、放課後児童会はあって、放課後子ども教室は、学びの場だと、交流の場だと言って、両方を拡充していくということで開設したのに、今になってから、一緒になったから、突然、やめますとされたって、行っている子どもだって、預けている保護者だって、やっているコーディネーターの皆さんだって、納得していませんよ。それで、こんな簡単に、自分たちがやってきたことをなくすということは、私は認められないと思っています。

時間は、あと何分ですか。（「1分です」と呼ぶ者あり）

じゃあ、高齢者のインフルエンザワクチン接種について。

今年度から、申請方式になりました。答弁では、ある医療機関から——まあ、青森市医師会から、こういうのをやめてくれという、申請書を出させてくれということだったんですけれども、今までどおり、世帯の収入の確認を行う方法、あるいは、市が全ての高齢者に対して、無料券を配付することで、わざわざ、申請書を出して、その受領券をもらってというふうな、二度手間なことをやらなくてもいいわけで、やはり、来年度は、今までどおりの方法もあるし、今年度、取り入れた方法もあるし、市が全ての高齢者にインフルエンザの無料券を配付するという方法もあるし、様々あると思うんですけれども、ただ単に、医療機関から、そうやって、手間がかかるからと言われたから、やったということじゃなくて、市民の立場も、受ける高齢者の立場もしっかり考えて、やり方を検討していただきたいということを述べて、終わります。

**○天内慎也委員長** 次に、渡部伸広委員。

**○渡部伸広委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の渡部伸広でございます。

早速、質疑に入りたいと思います。議案別冊44ページ、第19款寄附金第1項寄附金第1目寄附金、企業版ふるさと納税について、お伺いをしたいと思います。

地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする制度を使って、企業から寄附を集める自治体が増えているわけですが、この企業版ふるさと納税について、本市の取組をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 渡部委員からの企業版ふるさと納税についての御質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税ですが、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり

ます。最大で寄附額の約9割が軽減される制度であります。また、本制度の対象は、市外に本社がある企業が行う1回当たり10万円以上の寄附となっております。この制度を活用するに当たり、地方公共団体は、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることとなっております。本市では、令和2年3月31日、青森市まち・ひと・しごと創生推進計画、こちらが認定され、令和2年度から、当該制度による寄附の受入れを行っております。

これまでの寄附の受入れ実績であります。令和2年度において、健康まちづくりプロジェクトに対して、1件、10万円の寄附がありました。なお、企業名につきましては、御寄附をいただいた企業の意向がありまして、非公表としております。

寄附の募集に当たりましては、制度概要や、市で寄附をいただきたい事業などについて掲載したチラシを作成し、市ホームページや市フェイスブックでの情報発信のほか、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」や市外企業との関わりが多い部署などを通じ、チラシを配布しております。

引き続き、他都市の取組も参考としながら、本市にゆかりのある企業への働きかけなど、寄附獲得に向けて取り組んでまいります。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。今、企画部長のほうから、御答弁いただきました、寄附獲得に向けた取組のチラシを、市外企業との関わりが多い部署等を通じて、配布をするということでありましたが、この市外企業との関わりが多い部署というのは、具体的にどこでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** 市外企業との関わりが多い部署ですけれども、まずは、先ほども申し上げましたけれども、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」、東京ビジネスセンター、これはまさに東京事務所といいますか——でありますし、それ以外にも、企業との関連、仕事が多い経済政策課、新ビジネス支援課、あるいは、今、移住支援ということで、私ども、企画調整課内の新しい働き方推進室として、首都圏へのPRも行っております。こういった部署になろうかと考えます。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

先ほどの御答弁で、令和2年度の実績は1件ということでありました。非常に寂しい限りであるというふうに思います。

ちょっと、活用事例を1つ御紹介したいと思っておりますけれども、山形県南陽市は、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税を活用した食の支援事業を行いました。これは、内容といたしましては、南陽市産の米——つや姫5キロ、南陽グルメセット——ラーメン・そばなど、あと、南陽スイーツセット——ラスクや焼き菓子などのいずれかを学生に送ると。それで、南陽市の公式LINEで、7月までに申込みを受け付けたというものであります。

この事業の狙いとしては、ふるさと南陽の食を送ることで、若い世代との新たなつながりをつくって、将来、Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしています。山形県内の5企業から、各社10万円の寄附を受けて、南陽市出身で県外に移住しながら、大学・専門学校などに在学している学生に食の応援を実施したものであります。

ここに、青森市の寄附対象事業を頂きましたけれども、ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクト、水田スマート農業推進事業、新しい働き方移住支援金・リモートワーク活動支援金、この3事業なんです。この南陽市の活用事例を見ましても、知恵を出し合うことが大事かなというふうに思います。東京都や各県にも、青森県人会というのがあると思います。そういったところにも、チラシを配付するのも1つかなというふうに思いますし、いずれにしても、この企業版ふるさと納税の税額控除の特例措置は令和6年度までの期間というふうになっております。昨年の春から、税の軽減割合を引き上げて、手続も大幅に簡素化をして、認定自治体も、今年の7月時点で1190を超えて、約1年で2.8倍と。青森市も、その中に入っているわけです。柔軟に知恵を出し合って、寄附事業を増やすということが大事かなというふうに思います。自治体が稼ぐチャンスであるというふうに思いますので、しっかりと、事業数を増やすなり、知恵を出し合っていただくということを要望して、この項は終わります。

続きまして、同じく、議案別冊118ページ、国民健康保険事業特別会計、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、マイナンバーカードの健康保険証としての利用について、お伺いをいたします。

このマイナカードを健康保険証として利用するための登録方法について、市民への周知はどのようにになっているのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録方法に関する市民への周知についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録方法に係る市民への周知については、「広報あおもり」への掲載、市のホームページへの掲載、FM青森で放送している市のラジオ広報であるインフォメーション青森でのお知らせ、国民健康保険被保険者証年次更新時に同封している国保のしおりへの掲載、国保医療年金課の窓口におけるポスターの掲示及びチラシの配布、マイナンバー臨時窓口におけるチラシの配布などにより、努めているところであります。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。「広報あおもり」、市ホームページ、FMラジオ広報、国保のしおり、ポスター・チラシということでありましたけれども、本市において、マイナカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局というのはどのくらいあるかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

健康保険証として利用できる医療機関・薬局はどのくらいあるのかとのことですが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等は、マイナンバーカードを読み取るための顔認証付カードリーダーを設置している医療機関等に限定されておりまして、本格運用直前の令和3年10月17日時点では、市内501機関中18機関、率にして、3.6%にとどまっておりました。しかしながら、本格運用開始後の令和3年11月28日時点では、40機関、率にして、8.0%まで増加しており、今後ともさらに増加していくものと認識しているところであります。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。10月と11月では、もう5%近く上がっているということですね。

では、本市において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局について、市民への周知、これはどのようにになっているかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

本市において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局についての市民への周知についての御質疑でありますけれども、青森市内において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、まだ限られているものの、本格運用開始後、増加しておりますことから、市民へのこうした情報を適時適切に提供することは重要なことと認識しているところであります。

その周知に当たりましては、マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省ホームページに掲載されているマイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リストが、これは毎週更新されておりますことから、市民が確認できますよう、本市ホームページからもアクセスできるようにしているところであります。また、「広報あおもり」令和3年11月11日号及び市のホームページにおいて、利用できる医療機関・薬局の最新情報については、厚生労働省ホームページを確認するよう……（発言する者あり）失礼しました。ただいま、11月1日と言うところを11月11日というふうに申し上げましたが、11月1日に訂正させていただきます。「広報あおもり」令和3年11月1日号及び市のホームページにおいて、利用できる医療機関・薬局の最新情報については、厚生労働省ホームページを確認するよう、お知らせしております。また、国保医療年金課の利用登録用専用端末を設置している場所に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる市内の医療機関・薬局の最新の一覧を掲示し、希望される方には配付しております。

そのほか、国民健康保険加入者の方には、国民健康保険者証年次更新時に同封しております国保のしおりに、マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リストへのアクセス方法を掲載し、お知らせすることとしているところであります。

す。

今後とも、引き続き、あらゆる機会を捉えて、周知に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。後は要望としたいと思えますけれども、このマイナンバーカードを健康保険証として利用できるという動機から、窓口でも、結構、申請をする方が出てきているというふうに従っていますし、薬局・医療機関も確実に増えてきているというふうに思います。それで、やはり、利用できる市内の医療機関・薬局、また、登録方法は、今後も「広報あおもり」等で、定期的に、繰り返し、市民にお知らせするよう要望いたします。この件は以上で終わります。

次に、同じく、議案別冊189ページ、自動車運送事業会計のうち、第1款事業費用第1項営業費用、AOPASSについて、お伺いいたします。

予算特別委員会でも、何名かの委員から、質疑が出ておりますけれども、私からは、障害のある方がAOPASSを利用する際、障害者割引はどのように適用されるのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 渡部委員のAOPASSについての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、現在、青森市の福祉施策と連携いたしまして、市内在住の障害のある方のうち、福祉乗車証の交付を受けている方には、乗車の際に福祉乗車証を御提示いただくことで、あらかじめ、市の負担額分を減額し、無料で御利用いただいております。AOPASSの導入後におきましては、整理券をお取りになる従来の方式でも御利用いただけますが、市営バスの取扱窓口でお手続いただくことで、福祉乗車サービスをAOPASSでも御利用いただけるように対応することとしております。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 確認ですが、このAOPASSを利用する際も、福祉乗車証の提示は必要ですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 渡部委員の再度の御質疑にお答えをいたします。

AOPASS導入後の福祉乗車証の提示であります。AOPASS導入後も、AOPASSを御利用の際に、福祉乗車証の提示は必要となります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 福祉乗車証と両方見せなきゃいけない、AOPASSと両方使わなきゃいけないということになると、何ですかね、手間がかかるというか、せっかく、AOPASSにしたのにといいところもあるんですが、その辺の工夫というか、そういったところをお示しいただければと思います。



**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 渡部委員の再度の御質疑にお答えをいたします。

AOPASSを利用する際の福祉乗車証ですけれども、AOPASSは簡単にタッチするだけでありますので、AOPASSを、例えば、定期券入れみたいなものに入れていただきますと、AOPASSをタッチした裏側で福祉乗車証が見える形になりますので、そうしますと、タッチするだけで、1つの動作で、スムーズに御利用いただけるというふうなことも周知してまいりたいというふうに考えております。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 分かりました。では、福祉乗車証を利用している障害のある方への周知方法、これはどのように行っていくのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 渡部委員の周知方法に関する再質疑にお答えいたします。

障害のある方へのAOPASSの御利用の周知につきましては、今後、障害のある方に必要な情報をまとめました専用のチラシを作成することとしており、市の関係する窓口での配布や、関係機関等を通じて、周知する予定としているところであります。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** そのチラシの配布はいつ行われますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** チラシの配布につきましては、年明けになってからになるように、今、作業を進めているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 分かりました。ありがとうございます。

あとは、要望としたいと思います。このAOPASSのチラシも見させていただきましたけれども、特に、高齢者向けのチラシも作るというふうに伺っております。今の若い方は分かるんですけれども、このAOPASSは、Suicaという機能もついていますが、あくまで、プリペイドカードなんだということになるかと思うんです。最初に、お金をチャージして使うということが全く書かれておりませんので、できれば、その旨も記載して、併せて、どこでチャージができるのかということも案内をしていただきたいと思いますよう要望して、私の質疑を終わります。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分からといたします。

**午前11時6分休憩**

---

## 午前11時15分再開

○**天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○**藤田誠委員** 皆さん、まだ午前中です。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森無所属の会の藤田誠でございます。よろしくお願ひいたします。

さて、昨日、衆議院で補正予算が可決をされました。18歳以下の10万円給付、現金で年内給付を目指し、担当職員の皆さんの御奮闘を期待を申し上げます。

それで、経済対策の一環として、中小企業の従業員の税制上の賃上げ政策があり、地方経済の底上げを期待していますが、公務員でも地方交付税措置がされてと期待していましたが、残念ながら、そこまで、国は積極的ではなく、全国最下位の県民所得を抜け出せるか、中小企業の賃上げに期待をしています。中小企業を経営している皆さん、よろしくお願ひいたします。

さて、この際です。青森市が、県内に先駆けて、中小企業の牽引役として、公務員の給与改善を打ち出してもよいのではないかと、御提案を申し上げます。副市長、よろしくお願ひします。

さて、アウガの清算の心の傷も、職員の給与削減の心の傷も癒やすために、また、職員のモチベーションを向上させるために、優秀な頭打ちの方々へ、げたを履かせるべきではないのかと。1級は、今は、かつての4分の1ですので、裁量で可能かと思ひます。ぜひとも、御考慮をお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速、公的病院について、市民病院について、質疑をさせていただきます。

渋谷委員から、独立行政法人になれば、議員として、関与できないという発言がありました。これは、かつて、私も発言しましたが、自治体病院のセミナーに参加したときに、自治体病院を抱える職員から、発言がありました。いわゆる、政権政党の議員から、質疑ができないと、不満が出されたそうです。

議会のチェック機能リストから外すために、一時、公社、公団、指定管理等、名称を変えてきていましたが、最近、独立行政法人がはやりのようで、中身がほぼ同じで、名前を変えてくる手法、これは、私が考えるに、国の地方創生の政策にも当てはまるような気がしています。小泉元総理の構造改革以来、地方創生の経済対策・地方対策、これを行えば行かうほど、地方の人口減少が進んでいるという感じが私にはしています。その一つに、医師の研修制度の見直しによる、地方の医師不足もあり、公的病院の再編につながっていると思ひています。

議員になってから、弘前市のさわらび療育福祉センター、それから、青森市のあ

すなる学園の障害者施設の廃止方針が、青森県地域医療構想——かつては医療圏構想と思ったんですが——に、当時、盛り込まれました。当時、私は、特別支援学校の連合会の顧問をしておりましたので、青山副知事に陳情をし、常勤の医師の退職に伴って、事業維持が困難だと説明を受けて、そのとき初めて、医療従事者の不足が深刻な問題であることを私としては認識をしました。その後、しばらくして、某県議会議員から、夜に電話が来て、急転直下、両施設の存続が知事から発表されることになりました。聞いたら、知事からの要請で、担当部署が医師会に日参をして、医師を配置してもらったと。多分、その分だけ、どこかが削られている。どこかの自治体の先生が削られたのだらうと思っています。弘前市も、おかげ様で——弘前市も青森市も、事業内容が変わりましたけれども、存続して、障害者の対応をしています。

蛇足ですが、昨日、うちの子どもが、あすなる学園の歯科医師に行っておりました。青森県歯科医師会も障害者に対して、大変、協力的で、どこでもやってくれるんですが、先生によって、得手不得手がありまして、県内から、医師が、あすなる学園に交代で来て、治療していただいています。

こうした県内の地域医療構想を含めて、経験から、公的病院の統合は避けて通れない状況であると。それから、医療従事者の働き方改革もあり、スタッフを有効に使うには、統合運営しかないなというふうに私は思っています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、統合は避けて通れないにしても、この間の民間病院の新型コロナウイルスの感染状況を鑑みれば、公的病院として、コロナ対応の準備は整えておかなければならないと感じています。大都市での新型コロナウイルスの民間病院での受入れ状況を見れば、1つに統合して、その病院で感染が広がれば、民間が、果たして、感染者を受け入れてくれるかどうか、不安を覚えます。新聞にも掲載されましたが、民間病院も受入れをするというふうにしていますけれども、一般の患者が減り、経営に影響が出ると考えるかもしれません。

こうした不測の事態のために、自治体として、医療従事者を共有し、小規模でも、複数の公的医療体制を整えていくことが、市民の安心・安全になるので、ぜひとも御考慮いただきたいと思います。

これまでのあり方検討協議会の経過を見れば、青森市としては、統合に向けて、県から言われるがままのような印象を受けますが、大きな政治課題ですので、慎重に進めていただきたいと思います。

さて、市民病院の医療職の二表・三表の適用者は、公務員だから、労働条件が悪くても、市民病院で働いている方も多くいらっしゃると思います。統合に向けての協議中で、決まった物言いはしないと思いますが、身分の在り方は極めて重要ですので、順序を間違えないように、慎重に進めていただきたいと思います。

そこで、市民病院の医療従事者に、県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会の職員の身分についての提言内容をどう説明したのかお示しください、お願い

します。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 藤田委員からの市民病院についての御質疑にお答えいたします。

市民病院に勤務している医療従事者に対しては、協議会設置前に、医療技術局及び看護局の会議に出席し、今回の協議会設立の目的等を説明したほか、第1回から第4回までの会議については、随時、その概要を情報提供してきました。また、協議会から県知事及び市長に示された提言の内容についても、令和3年11月30日に開催された医療技術局及び看護局の会議において、提言の写しを配付し、その内容について説明しております。今後も、引き続き、適宜、情報提供に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** なかなか、末端の看護師、それから、医療従事者に、局長のこの声が伝わるかどうかは、ちょっと疑問ですが、できるだけ、下まで、今の状況を伝えていただきたいなと思います。

あと、いろんな労働条件の変更ですので、関係部署と、しっかり協議をして、県との協議も——何か、さっき、私は言いましたけれども、言われるがままのような印象を私は受けています。それで、青森市としての立場をきちっと主張していただきたいなと思います。

それで、今、いわゆる、病院で医療従事者を集めるために、来てもらうために、何が必要かと。私の場合は、かつて、病院の色々な人たちに、院内保育所についてのアンケートをしました。それで、医者、看護師、それから検査技師から、いろんな提案がありまして、それで皆さん、院内保育所は、病院の中には要らないと。それで、院内保育所を希望している多くが、子育てが終わった年代で、今、子育て中の年代のお子さんは、いわゆる、院内ではなくて、地域での保育所に入れて、小・中学校、ずっと一貫して、地域の子どもの知り合いをつくっていきたいということで、ほとんどありませんでした。ただ1人だけが、シングルマザーの方が、院内保育所を希望している方がいて、そういう意味では、一般質問のときに質問して、諦めたという報告をしたわけですが、これを検討してほしいのは——私は、あちこち、市立甲府病院の院内保育所、秋田も見てきたけれども、市立甲府病院は、いわゆる院内保育といえ、病院の横に、病児保育もやる保育所をつくって、何をやっているかといえ、地域にある保育所から、車で、午後5時前に病院の近くの保育所に集めると。それで、看護師、医療従事者が遅くなっても、そこで、仕事が終わるまで、きちっと安全を確保してくれているという状況を見ました。これはすごいなと。そういう意味では、市立甲府病院は、当時は、いわゆる、来たい医療従事者がいっぱいいると。労働条件は、あまりよくないんだけど、そういうことで、大変いいなと思いました。

これから、いわゆる体制を新しくつくるわけだから、今の市民病院で、院外のと

ころに、高等看護学院の所でもいいからと言ったら、ちょうど、みちのく銀行で、公園の横に企業内保育所をつくっているときであって、残念ながら、マッチングがちょっとできなかったのもう諦めました。新たにやる時は、やっぱり、働きやすい環境をつくるという意味では、子育て中の人というのは、仕事に気になってしまう。熱がある子も、そこは、市立甲府病院は、病児保育もやっているの、何かあれば、すぐ、歩いて1分のところに病院があつて、外ですけれども、歩いて、先生が来て、治療するというので、ぜひとも、これは県のほうにも提案していただいて、医療従事者が安心して働ける、患者さんに専念できるような病院を目指してほしい。

それで、さっき言いました。病院の審議会で、成田祥耕先生が、在り方について、ヒントを与えてくれました。やっぱり、1つだと、何かあればどうにもならない。小さくてもいいから、ぜひとも、複数の――複数といっても、3つも4つもという話でもないけれども、していただきたいと思います。

建てるところは、津波が来ないところとか、いろいろと制限ができてしまって、できれば、操車場跡に欲しいなと思っていたんですが、千年に一度の津波ハザードマップが示されて、なかなか難しい状況だなというふうに思います。そういう状況を踏まえて、大きな政治課題ですので、方針を決める際は、多くの意見を、当然、議会にも報告していただくことをお願いして、これは終わりたいと思います。市民病院事務局長、ありがとうございました。

次は、除排雪についてです。

これまで、葛西育弘さんが、冬になったときに、いろいろ、雪対策で視察をして、雪は稼いだと言っていましたけれど、当時、GPSのときも、工区もやるんだと思ったら、工区はやらなかった。何も役に立たないGPS機能だなというふうに印象を受けましたが、今回は、他都市で、雪がいっぱい降ったところがあるんだけど、青森市の雪担当者、これを聞いている人たちは、もう少し、自分たちの仕事が楽なように、コンピューター、ICTを活用する、そう考えなければ駄目です。

今、タコメーターを見て、いまだにやっているかどうか分からないけれども、少し、コンピューターを使って――他都市で、長野市では、幹線をGPSで記録をして、SDカードに入れれば、どこを走った、深く入ったというのは、全部、そのカードに情報が入っているという。少し頑張って、自分たちの仕事を楽にして、除雪対応に人を仕向けるように、少し考えてほしいなと思います。

今回、驚いたのが、新しくやった、このウェブのシステムです。いやあ、また画期的なことをやっていただいたなと思う。これをどう有効活用していくか、これからが大事ですので、そのシステムの内容について、ちょっと、お聞きをしたいと思います。

除排雪指令状況公開システムで公開する情報は、工区ごとか、それとも路線も公開するのかお示してください。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 藤田委員の除排雪指令状況公開システムに関する情報の表示単位についての御質疑にお答えいたします。

除排雪指令状況公開システムで公開する情報につきましては、本市が生活道路の除排雪作業を委託している除排雪事業者ごとの作業範囲、いわゆる工区を1つの単位として、除排雪指令状況を公開しているものであることから、路線ごとに公開するものではありません。

なお、平成18年度から運用しているGPS端末を利用した除排雪車運行管理システムによる幹線道路等の除排雪完了路線の公開につきましては、これまでと同様に、除排雪が完了した路線について公開することとしております。

○**天内慎也委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。工区ごと。路線ごとに公開すれば——そうですね、早く出すと、あれがあるんですよね。今は、きついんですよね、すみません。

それでは、地図を見て、ちょっと思ったんですが、工区が広いところ——私のところは、新田から沖館まで、新城川と沖館川で挟む区域が区域なもので、そういう広い区域というのは、何というのかな、区切って表示できないか、再度、お尋ねいたします。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 除排雪指令状況公開システムにおける工区の表示についての御質疑にお答えいたします。

除排雪指令状況公開システムにつきましては、昨冬、市民から、いつ除雪に入ることかといった生活道路の除雪情報に関する市民要望が多かったことから、実施することとしたものでありますが、情報公開の課題として、出し雪等の恐れがあったことから、円滑な除排雪作業を維持するため、工区を分割せずに、除排雪事業者ごとの作業範囲を1つの単位として、表示することとしております。

○**天内慎也委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ものの言い方で、市民要望ですね。私は、そこは市民苦情と言うんですよ、これは。大変、去年は、本当に、私のところの業者が、それでも、去年、12月末に来ました。それで、正月が明けて、1月5日に来ました。それでも、7日、8日、9日、10日、11日で、近所で道路を封鎖しました。カラーコーンを置いて、通行止めになりました。

しかし、私の沖館北部ですね、北部第1区——あっ、西部第1区か。西部第1区だな、西部第6区はいろいろあったけれども、西部第1区のところで聞いたら、年末にも来ません。正月明けにも来ません。1月7日、8日、9日、10日、当然、来ません。大変な状況だったんですが、今回は、そういう意味では、ウェブシステムで公開していくということで、このシステムにおける、この3つの、こういうのが

ある。作業予定ありと。作業するよということ。それから、今、作業しているよと。作業完了だよと。その3項目の、ぴっと色を変える基準、表示基準をお示しください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 除排雪指令状況の表示基準についての御質疑にお答えいたします。

除排雪指令情報公開システムにつきましては、その日の除排雪作業の出動指令状況を、作業予定あり、作業中、作業完了の3段階で、マップ上にて、お知らせするものでありますが、その表示基準としましては、作業予定あり……(発言する者あり)先ほどの答弁の中で、除排雪指令状況公開システムと申し上げましたが、除排雪指令情報公開システムの誤りであります。3段階で、マップ上にて、お知らせするという……(発言する者あり)失礼しました。除排雪指令状況公開システムが正しく、先ほど、除排雪指令情報公開システムと申し上げてしまいました。3段階で、マップ上にて、お知らせするものでありますけれども、その表示基準としましては、作業予定ありとは、パトロール報告により、除排雪作業が必要と判断し、本市から除排雪事業者に除排雪指令が発出された場合、作業中とは、本市からの除排雪指令を受けた除排雪事業者が作業を実施する予定日から作業完了まで、作業完了とは、除排雪事業者からの作業日報による完了報告を受け、本市が実施するパトロールにより、作業完了と判断した場合であります。毎日、午後5時ごろに情報を更新するものであります。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

さて、これから、この基準と合わないということが出てくるんだと思います。

作業予定ありが、パトロール報告で、必要だと、やらなきゃ駄目だと。それで、やらなきゃ駄目だと判断したけれども、そのあとに、本市から、いわゆる、青森市から、除排雪を出すタイミング、これは責任者が出すんでしょから、除排雪対策本部長は副市長と聞いていますので、副市長が、沖館字小浜155に行きなさいと出せば、ここで、色が、ぽっと変わるわけですよ——はい。

それから、作業中とは……(発言する者あり)そのマッチングしないときは、後で聞きますので、少々、お待ちください。作業中とは、本市から、除排雪指令を受けた事業者が作業を実施する予定日から完了日と。それから、その間、いつという、予定日ですよ、色が変われば、色が変わった日から終わるまでついているということですね。これは、いつやると言えば、また騒動が起きるので、やめてほしいなと思います。私は、1回、何か知らないけれども、車で、うちに帰れないときがありましたので——行くときは、へらっとしていたんだけど、帰りになったら、車が通れないほど、雪があったことありましたので、ぜひとも御考慮いただきたい。

次に、作業完了とは、除排雪業者からの作業日報による完了報告を受け——これ

また、時間がかかる話ですね。それで、本市が実施するパトロールにより、作業完了と判断した場合と。それで、午後5時に更新するんですね。

作業完了、これは、パトロールがやるんだから、何も、報告を受けなくても、終わったところ——いや、工区全部だから、1か所でも、1メートルでも2メートルでも残っていれば、完了にならないわけですね——はい、分かりました。ありがとうございました。

この、いわゆるシステムの表示基準に合わない場合のことについては、後で聞きますが、この表示内容の問合せ先——もう十分、してもいいんだけどというのに、作業指令が出ているのに、作業予定ありにならない場合、また、作業中なんだけれども、全然、来る気配もないんだけどもという場合、どこに——町会長は、何か、直通のホットラインがあるようですけども、それ以外の方はどこに連絡すればいいのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 除排雪指令状況公開システムにおける表示内容に関する問合せ先についての御質疑にお答えいたします。

除排雪指令状況公開システムにつきましても、除排雪事業の一環として実施しているものでありますことから、雪・除排雪に関する相談・要望などを総合的に受け付けしている雪に関する市民相談窓口にお問い合わせいただければと思います。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 雪に関する相談窓口ですね。ところで、雪に関する相談窓口の電話番号は、後で聞けばいいですか。都市整備部長、分かりますか。分からないですよ——分かりました。

それでは、相談窓口ですので、市民の皆さんが、雪が大変だと電話するところは、雪に関する市民相談窓口が分からなければ、かつて、私が夜勤をしたときに、しゃべったけれども、愚痴を、1時間以上、夜勤のときに聞いたことがあるんだけども、役所の電話帳を調べて、上から順番に電話するという。それで、ちょっと、頭のいい人は、市民なんでも相談室、アウガの裏のところにあるところに電話するということです。

ところで、大変になれば、いっぱい増えるわけだよね。雪に関する市民相談窓口に対する電話はどのような対応するのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 雪に関する市民相談窓口での対応についての御質疑にお答えいたします。

雪に関する市民相談窓口は、本年12月1日から令和4年3月31日まで、毎日、開設しており、受付時間は午前8時半から午後5時までを基本とし、降雪状況により、受付時間の変更を検討することとしております。現在は、窓口を設置されている電話3台で、市民からの相談に対応しておりますが、降雪状況や相談件数の状況に応



じて、電話台数や窓口の人数を調整し、対応することとしております。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 当面は3台でも十分かと思いますが、雪が降ってくれば、間違いなく、ぼんぼん増えるから、すぐにでも対応しないと、最終的に、議員の皆さんにも、電話しても出ないと、コロナのあれみたいに、出ないという苦情が、議員の皆さんにも、苦情として、ありますので、ぜひとも、やる対応をお願いしたい。去年の轍を踏まないように——何か、都市整備部長、言いたいですか——はい、どうぞ。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 雪に関する市民相談窓口の答弁の中で、一部、間違いがありましたので、訂正させていただきます。

受付時間の説明のところで、午前8時半から午後5時までと、先ほど申し上げましたけれども、午前8時半から午後6時までを基本としておりまして、降雪状況により、時間の変更を検討することとしております。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 一番、悩むのが、役所の代表電話の、守衛の皆さんです。

去年は、議員バッジをつけた人に、みんな、しゃべられるんじゃないかなと思いますが、議員バッジをつけていれば、守衛も大変だったなということを申し述べますので——これは、現場の判断で、雪が降ったら、来るぞと思ったら、準備をしてください。年内中は、このままでいけば、ないだろうけれども、絶対、電話に出ないということのないように、これだけは、電話で、必ず、いろいろ、苦情なり、要請を聞いてください。そのことをお願いして、この除排雪指令状況公開システム、これがうまくいって、誰からも文句をしゃべられないように、地元在市議会議員いないのかとしゃべられないように、ぜひとも対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

次は、AOPASSについて。

先ほど、渡部委員が質疑をして——そうだよ、ただのICカードと考えれば、何も難しくないんだよ。

それで、私からは、ちょっと、皆さんの質疑の中で、あんまり見受けられなかったものです。私も、バスカードを持って、たまに乘ります。できれば、AOPASSだとか、Suicaに移行したいと。だから、プリペイドカードを持って、AOPASSをぷっとやれば、そのまま、ぷーと行ってくれば、ぷっぷーと行ってくれば——分かりますよね、交通部長。プリペイドカードをぷっと載せた、Suicaをこっちに載せた。こっちから、ぷっと移ってくれば、ベターですが、そういう、バスカードの残高をAOPASSに移行できるのか教えてください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 藤田委員のバスカード残金のAOPASSへの移行について

の御質疑にお答えをいたします。

バスカードの取扱いにつきましては、本定例会で御審議いただいている青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例案の中で、サービス開始日に合わせて、販売を終了するとともに、発行済みのバスカードにつきましては、当分の間、従前のおり、使用できることとしております。

御質疑のありましたバスカード残金のAOPASSへの移行につきましては、バスカード残金をAOPASSへ、直接、移行することはできませんが、バスカードを払戻しの取扱窓口に御持参いただいて、残高確認などの払戻しに関する所定の手続を行った後に、払い戻された残金を、AOPASSへ、千円単位でチャージすることは可能となっております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** それだと、その際、それを、ただでできるというのは聞いてないんだけど、お金がかかるんですよね。幾らかかるんですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** バスカードの残金を払戻しする際の手数料といたしまして、200円を頂戴しているところです。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** それは、カード1枚で200円ということでもいいですか、私は2枚あるんだけど。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 取扱手数料につきましては、1件につき200円というふうなことになります。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 1件につき200円。ありがとうございました。

一応、できるけれども、手数料を払うくらいなら、作ったほうがいいなという——まあ、できれば、なくしたいんだけど、財布にいつも入っているので——はい、分かりました。ちゃっちゃと使えばよろしいということですね。

それで、昨日、橋本委員の質疑の中で、そもそも論の中で、話をされて、毎年、時刻を変更しなければ、毎年、同じものを使えるんですよね。目からうろこで、そうだよなど。毎年、その年によって、時刻表が欲しいという人数が違うので、今年の春のやつは、大変、売れました。それで、また求められました、冬ダイヤ。

それで、聞いたら、質疑があって、ないと言うもんですから、急遽、時刻表——うるさいかな、時刻表を印刷して、議会だよりに印刷して、出すことにしました。

これのそもそも論の——橋本委員がしゃべったんですけれども、答弁が、何か、すっきりしないので、ちょっと、改めて聞きますが、変更する理由——変更しなくてもいいんじゃないかと思いますが、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 毎年のダイヤ編成に関する御質疑にお答えいたします。

毎年のダイヤ編成では、利用状況に応じたダイヤ編成を行って、運行の適正化を、まず、図ることとしております。それに加え、季節等による交通環境の変化に対応し、信頼できる公共交通機関としての役割を果たせるよう、所要時間の見直しなどを行って、定時性の確保にも努めているところです。こうした視点から、毎年、ダイヤを見直しているというふうなところです。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** まあ、そういう理由だと、病院の開院時間が早くなる遅くなるとか、勤務時間が、特別、遅くなる早くなるというのは、通常、ないでしょうから、理由としては、別に変更する理由はないんじゃないかなと思います。

それで、何で変更するのかなど。バスの台数が少なくなっているのかなと思います。ちょっと、お聞きしますが、過去3年間の市営バスの所有台数、動いている台数——まあ、所有台数でいいです、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** バスの所有台数に関する御質疑にお答えをいたします。

過去、直近ということですので、令和元年度から本年度、それぞれ、4月1日時点の台数であります。いずれも141台となっております。

**○天内慎也委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 路線数も何も変わってないのに、多分、ダイヤも変わってないんじゃないかなと思うので、これは、毎年同じにすれば、病院に何曜日に行くと、体にしみて、いわゆる、見なくても、バスは、何というか、来ますので、私は変更する理由が、よく分からない。無理して、変更する必要はないんじゃないかと思う。毎日、毎年毎年、同じであれば、体にしみて。別に、時刻表を見なくてもいいんじゃないかなと思います。

最後に、公共交通機関を運営するに当たって、これは、医療従事者もそうだけれども、人材確保、これが大事です。交通部においては、身分が安定した職員をどう確保するか。今、嘱託職員は、いつ、首を切られるか分からないような身分です。そういう意味では、安定した職員を使っていくようでない、やっぱり、人は集まりません。そういう意味では、ぜひとも、大変厳しい経営状況でありますけれども、いわゆる市民の足を確保するためには、これは、やむを得ない支出だと思いますので、ぜひとも、きちとした形の身分ある職員を募集することをお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からいたします。

## 午前11時53分休憩

---

### 午後 1 時再開

○**天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、大矢保委員。

○**大矢保委員** 総括に基づいて、3点ほど質疑させていただきます。

最初は、太陽光発電所設置の手續について。

事業者は、経済産業省から事業計画の認定を受ける必要がありますが、立地自治体への報告や届出は不要とされております。しかし、近年の豪雨や台風で、太陽光パネルを設置した箇所土砂崩壊が相次いでいることから、環境省は、法令で、土砂災害の危険性のある場所への新設を抑制させる方向で検討に入りました。

そこで、太陽光発電所設置の手續について、どのような手順でなされるのかお伺いをします。

○**天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

○**高村功輝環境部長** 太陽光発電所設置の手續についての御質疑にお答えいたします。

国では、昨年10月に、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本年10月には、地球温暖化対策計画の改定及び第6次エネルギー基本計画を策定し、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の促進や、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとしております。

太陽光発電設備設置の手續につきましては、まずは、資源エネルギー庁から出されている事業計画策定ガイドラインを踏まえた事業計画を作成し、電力会社との接続契約等の調整、作成した事業計画を経済産業省へ申請し、認定を受けた後、事業に着手することとなっております。

このほか、発電設備の出力や面積に応じた手續といたしまして、発電出力が4万キロワット以上である第1種事業または3万キロワット以上4万キロワット未満である第2種事業では環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施、50ヘクタール以上の工場事業場用地造成を伴う場合などは青森県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施、1ヘクタール以上の森林の開発行為を行う場合は、森林法に基づく、県による林地開発の許可などが必要となるものであります。それらの手續につきましては、青森県が事務局となっている青森県再生可能エネルギー産業ネットワーク会議のホームページにおいて、再生可能エネルギーの種類別に、必要となる手續や問合せ先を紹介しているほか、本市へ電話や窓口で問合せがあった場合にも、種類や規模に応じて、必要な手續等を紹介しているものであります。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 分かりました。ちょっと面倒くさくなりました。

それで、太陽光発電事業終了後や、新電力で1位だったF-Powerの経営破綻など、事業者が使用できないパネルを放置するケースが、最近、随分、目立っておりますけれども、これらのケースに対して、本市の対応をお伺いいたします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる再エネ特措法が、2020年2月25日の閣議におきまして、太陽光発電設備の廃棄費用の外部積立て・源泉徴収を義務化する一部改正の決定がなされているところであります。これに伴いまして、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」が2021年4月に改定され、10キロワット以上の太陽光発電設備につきましては、事業終了後における適切な撤去及び処分、計画的な費用の確保を図るため、源泉徴収による外部積立てが義務化されているものであります。外部積立ての導入時期につきましては、2022年7月以降、適切な時期とされており、これには、既に稼働中の施設、また、現在建設中の施設も含まれるとされているものであります。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございます。

今、新城で問題になっているけれども、青森市としても、配水の設備とか、調整池あたりも、やはり、青森市としては関わっていくべきだと私は思っておりますので、その点は、長い目で見ていきたいと思いますが、ちょっと、前に一般質問で、誰だか分かんないけれども、冬は、工事は――濁水を流す元だということになっていきますけれども、冬こそ、工事はやるべきだと私は思っていますので、その経過を、しばらく見ていきたいと、そのように思っています。ありがとうございます。

次に、水道管について、お伺いをします。

全国では、法定耐用年数である40年を超えるものは17.6%、約12万キロメートルあるとされています。本市の水道管の総延長と法定耐用年数である40年を超えている水道管の割合及び延長について、お伺いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 大矢委員からの法定耐用年数を超えた水道管についての御質疑にお答えいたします。

本市では、昭和38年から開始した第2期拡張事業や、昭和49年から開始した第3期拡張事業において、多くの水道管を整備するとともに、昭和40年代からは、当時、全国的に見て、漏水率が非常に高かったことから、水道創設当時などに布設された古い水道管をダクタイル鋳鉄管等に更新する事業に、鋭意、取り組んでまいりました。

さらに、昭和43年の十勝沖地震による水道施設の壊滅的な被害を踏まえ、耐震化

対策の一環として、昭和50年代前半において、集中的に水道管の整備・更新を行ったという経緯があり、今日では、これらの水道管が多く残存している状況にあります。

このような経緯もあり、令和2年度末における本市の水道管の総延長約1415キロメートルのうち、法定耐用年数を超えた水道管の延長は約590キロメートルとなっており、経年化率は、全国平均を上回る41.7%となっております。

しかしながら、水道管は、法定耐用年数を超過しても、直ちに使用できなくなるものというものではありませんので、本市では、厚生労働省などの検討資料や、これまでの実績を考慮し、「青森市水道経営プラン（2019～2028）」において、実情を踏まえた更新基準を定めて、水道管の更新に取り組んでおります。

これからも、水道事業者の責務として、将来にわたり、安全な水道水を、安定的に、市民の皆様へ供給するため、健全な経営を維持しながら、計画的に水道管の更新に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございます。耐用年数の40年がたったので、それをすぐ取り替えるというわけにはいかないと思いますけれども、それでは、水道事業は独立採算制が原則でありますけれども、2018年のデータを基に、ある監査法人が行った全国1232水道事業者を対象とした試算では、2043年には94%の1162水道事業者において、水道料金の値上げが必要となり、標準的な一般家庭の水道料金の額は4642円と、43%増加するとされております。

そこで、標準的な一般家庭——口径13ミリメートル、使用水量20立方メートルにおける本市の水道料金の額についてお伺いをします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 水道料金についての御質疑にお答えいたします。

本市の一般家庭における、メーター口径13ミリメートルで、1か月の使用水量が20立方メートルの場合の水道料金であります。税込みで2728円となります。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 約2700円となれば、標準だと私は思いますけれども、私も、今、3人家族で暮らしていますけれども、1か月、二千四、五百円だと思います。あまり上がらないようお願いしたいなと思っています。

それでは、本市において、人口減少に伴う料金収入の減少及び設備の更新費用が継続的に必要になると思われますが、有収水量、料金収入、財政収支について、10年前、そして現在、そして今後の見込みについて、お伺いしたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 本市の有収水量、料金収入、財政収支についての御質疑にお答えいたします。

まず、10年前、平成23年度におきましては、有収水量が3056万4000立方メートル、

料金収入が58億7673万2000円、料金収入を含む事業収益が61億3471万4000円、浄水や排水のための施設の稼働や維持などに係る事業費用が53億7739万2000円、収支差引きでは7億5732万2000円の純利益を計上しております。

次に、現在の状況につきましては、令和3年度の見込み、予算現計で申し上げます。有収水量が2781万7000立方メートル、料金収入が49億5743万4000円、今年度は、4月検針分の一月分について、減免をしておりますので、この減免分を加えますと、料金収入は約53億5000万円となります。料金収入を含む事業収益が59億3139万1000円、事業費用が59億1192万2000円、収支差引きでは1946万9000円の純利益を見込んでおります。

最後、今後の見込みであります。平成31年3月に策定した「青森市水道経営プラン(2019～2028)」において、令和10年度までの財政収支のシミュレーションをしておりますので、当該プランの計画最終年度であります令和10年度の数字を申し上げます。有収水量が2445万5000立方メートル、料金収入が48億5476万9000円、料金収入を含む事業収益が54億751万6000円、事業費用が53億3628万8000円、収支差引きでは7122万8000円の純利益を見込んでおります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 分かりました。まあ、あくまでも、シミュレーションですから、そのときそのときだと私は思っています。こういうことに対して、シミュレーションを、やっぱり、しっかりしておかないと駄目だなと思っています。

それでは、次に、高齢者健康農園について。

今年度から、利用料が2000円から2500円に値上げされましたが、値上げ分を何に充当されたのかお伺いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 高齢者健康農園の利用料についての御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者の健康増進及び介護予防の推進を図るために、高齢者生きがい対策事業として、雲谷地区に高齢者健康農園を開設しております。当該事業は、その管理運営を青森市シルバー人材センターに委託し、実施しており、65歳以上の方を対象に、農園での耕作、健康農園利用者に対する健康づくりトレーニングや調理教室等の健康講座を行っているところです。

高齢者健康農園の利用料金につきましては、平成19年度から令和2年度まで、2000円に据え置いていたものの、農薬・肥料代や燃料等の高騰などによりまして、本事業の継続が難しくなったため、令和3年度から、2500円に料金を改定し、作物の生育に適した環境を整えるための農園の農薬・肥料代や農園管理消耗品等の経費に充てております。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 分かりました。まあ、ありふれた答弁だったと思います。

今、肥料はあまり使わないんだよね。私も、畑を五、六か所でやっていますけれども、はっきり言って、無農薬というのが、今、主流でありますので、多分、肥料とかには使っていないんじゃないかなと思っています。

昨年、アンケートで、利用者から、女子のトイレが汚いという声が多々あったかと思いますが、簡易トイレなどを設置するというような、何らかの対応が必要じゃないかと思いますが、御見解をお伺いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 高齢者健康農園のトイレについての御質疑にお答えいたします。

現在、高齢者健康農園に設置しておりますトイレは、事務室や休憩所として設けました高齢者健康農園センター内の男女別トイレ1か所と屋外の男女兼用トイレ1か所の計2か所となっております。屋外のトイレにつきましては、男性用の便器2基と2つの個室を設けておりますが、女性利用者は、屋外のトイレを敬遠し、健康農園センター内のトイレを使うことが多いと伺っております。

高齢者健康農園の利用料金については、既に、農園の農薬・肥料代や農園管理消耗品等の経費に充てられており、施設改修に充当するためのものではありませんが、一方で、昨年度、健康農園の利用者を対象に実施いたしましたアンケートでも、トイレ環境の改善を求める意見が寄せられておりましたことから、利便性の向上及び衛生上の観点から、屋外への簡易トイレの設置につきましても、委託先と協議しながら、検討してまいります。

**○天内慎也委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 屋外のトイレにしておきなさいというのは、すごく入りにくいと思うんです。うちらが選挙をやったときにも、簡易トイレだけでも、外から見えないように、全部、仕切りをしてやっていますからね。ただ設置したからって、それでいいというものではない。

金沢市は、今、女性も、建設業界に、すごく参入してきています。工事現場あたりで、例えば、土木は3000万円以上とか、建築は5000万円以上とか、そういうのに、トイレリース料として、4万5000円を工事費に上乗せしてやっています。それだけの、やっぱり、環境を整えていかないと駄目だと私は思います。それは、私は総務企画常任委員会だから、総務部長にしゃべるのは何だけれども、そういうようなのをやっているんだから、高齢者健康農園にも、そういうのを、やっぱり、やっていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

部長になってから、1回でも雲谷に行っていますか。1回も行ったことないでしょう。私は、年に10回ばかり行っていますから。男のトイレも汚いけれども、多分、あれを見たら、女のトイレも汚いと思う。1回ぐらい行って、外で焼肉をやって、課で騒げばいいんじゃないですか。気持ちがすっきりしますよ。農業は、それだけ



気持ちいいものです。どこに行ってもいいか分からないけれども、副市長は、どこだか、いろいろ歩いているとしゃべるけれども、やっぱり、福祉部長も歩いて、見て、確かめるのが一番だと思います。じゃあ、トイレの件はよろしく願いいたします。女性の味方、大矢ですから。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** 次に、奈良祥孝委員。

**○奈良祥孝委員** 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

それでは、議案別冊40ページから41ページの歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき質疑させていただきます。

まず、1つ目は、歳入歳出全款項目に関連して、議会と理事者側との対応について、お伺いします。

私が、今、一番、市民から聞かれたり、質問されるのは、コロナ関連とか、そういうことではなくて、火葬場が、いつ建て替えられるんだということです。私の年齢層、周りの人たちの年齢層からもいくと、そういうことなのかなと思っています。これからのシーズンは、多分、除排雪になると思います。

また、今議会、橋本議員の一般質問で、インフルエンザワクチンの接種についても、いろいろありました。それで、私の後ろの席から、常任委員会で説明がないのか、常任委員はどうしたんだと、私に言ったから、私も、きっと——説明されても、記憶にない場合が多々ありますので、隣に座っていた赤平議員に、これは説明あったっけと聞いたら、赤平議員が、いや、ないと思いますと。赤平議員がないと言うんだとすれば、きっとないんだなと思って、私も、そうなのかなと思いました。

それで、ここで、1つあれなんです、そのほかにも、きっと、説明を聞いてないこととかが、議員の皆さん、多々あると思うんです。

そこで質疑します。市の施策や制度や、申請手続などの新設・変更・廃止、イベント等の開催・延期・中止等があった場合、または、ある場合は、市から議会に対して、その内容について説明すべきと思うが、市の考えをお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 奈良委員からの市から議会への説明についての御質疑にお答えいたします。

議会は、市の議決機関であり、条例案や予算案等の議案について、議論や審議が行われ、決定する場であると承知しております。このため、議会における議論や審議に資するよう、市長をはじめとする理事者から、答弁、説明を行っております。また、市の施策、制度、イベント等につきましても、案件に応じて、各担当部が、所管の常任委員会・常任委員協議会において、あるいはタブレット配信等により、議員の皆様にご説明または資料提供を行っております。

しかしながら、ただいま委員から御指摘ありましたけれども、青森市斎場の建て替えに当たっての進捗、また、高齢者のインフルエンザワクチン接種について、無

料となる手続の変更等の説明などについての委員からの御指摘は真摯に受け止めまして、今後とも、適宜、必要な説明を丁寧に行うよう努めてまいりたいと思います。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ぜひお願いをします。

あと、今、総務部長の答弁の中にもありましたけれども、我がほうは、タブレットで配信されることもあるんですが、みんなみんな、毎日、見るわけじゃないんで、もし、タブレットで配信する場合も、例えば、常任委員会や常任委員協議会の場で、委員の皆さんにはタブレット配信をしておりますけれども、いついつ、このようなことをやりますのでというような、一言で結構ですので、お願いをしたいなと思っています。また、議会事務局にも、タブレット配信したものは、紙1枚でいいから、やって、掲示板に貼るよというふうに、事務局には話していますので、よろしくお願いをします。

あと、どうしても、常任委員会とか、常任委員協議会で説明しにくいなというものがあるのであれば、それはそれで、きっとあるかもしれないから、それは、正副常任委員長と相談をして、個別対応にするとか、いろんな方法をとって結構ですので、とにかく、議会に説明するというだけでは徹底していただきたいということを要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

次は、歳出第10款教育費に関連をして、放課後子ども教室について。

先ほど、村川委員も聞いていたんですが、ダブる面があるかもしれませんけれども、お伺いをさせていただきます。過去5年間の教室数、児童数、決算額をお示しくください。また、子ども教室の今後の在り方について、その考えをお示しくください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 奈良委員の放課後子ども教室についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、放課後子ども教室の過去5年間の実績についての御質疑にお答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの過去5年間の放課後子ども教室の実績につきまして、平成28年度は、教室の開設数45か所、登録児童数2108人、決算額4510万4000円、平成29年度は、教室の開設数45か所、登録児童数2133人、決算額5009万6000円、平成30年度は、教室開設数45か所、登録児童数2026人、決算額3401万8000円、令和元年度は、教室の開設数43か所、登録児童数1755人、決算額2611万5000円、令和2年度は、教室の開設数36か所、登録児童数1171人、決算額1494万9000円となっており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年度、令和3年度につきましては、ほぼ実施していません。

次に、放課後子ども教室の今後の在り方についての御質疑にお答えいたします。

放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、全ての子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点・居場所を設け、地域の方々の参

画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を行うものであります。

放課後子ども教室の利用状況につきましては、子どもたちが学習や読書等を行います自主活動の場の登録児童数が平成29年度の2133人をピークに減少に転じ、1日当たりの利用児童数につきましても、平成29年度は22.6人であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度には16.9人と減少しております。また、教室によっては、放課後児童会と同様に、子どもを預ける場としての利用が多く見受けられ、放課後児童会と機能が重複する状況にあります。

こうした中、令和2年1月に、新型コロナウイルス感染症の国内での感染例が確認され、2月29日から、小・中学校が臨時休校となったことを受けまして、同日から、放課後子ども教室を休室とし、一時は再開したものの、その後の感染状況から、再度、休室し、今年度も、この状況が継続されております。

こうしたことから、1つに、放課後児童会が小学校1年生から小学校6年生までを対象に整備されたこと、2つに、放課後子ども教室は、ほぼ2年間にわたり休室し、その状況が常態化していることを踏まえまして、本年度で事業を終了する方向としたものであり、今後は、市民センター・公民館の図書室などの公共施設等の利用促進を図ってまいりますとともに、市民センター・公民館の子ども向け講座・イベントなどの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 私も、これを聞いて、びっくりしたんですけれども、今、教育委員会事務局教育部長からもあったとおり、事業を終えるということで、先ほど、村川委員も質疑しました、この事業が終わることになった経過、終了するに至った経過について、お示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 奈良委員の放課後子ども教室の閉室までの経過についての再質疑にお答えいたします。

放課後子ども教室は、地域の必要性等を勘案し、平成19年度から開設してもいるものでありまして、平成26年度に策定されました国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校全学年を対象とした放課後子ども教室を、平成27年度には、青森地区の全小学校に、平成28年度には、浪岡地区の全小学校に拡充したものであります。

一方で、平成27年度に、放課後児童会におきましても、保護者からの要望のあった全ての小学校に設置となり、対象も小学校全学年となりましたことから、放課後子ども教室におきましては、子どもたちの居場所から、放課後や週末等における学習活動や体験・交流活動に重点を移し、これまで、事業を実施してきたものであります。先ほども申し上げましたが、放課後子ども教室の利用状況は減少しており、また、教室によっては、放課後児童会と同様に、子どもを預ける場としての利用が多く見受けられ、放課後児童会と機能が重複する状況にあります。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響から、放課後子ども教室を休室しているところでありまして、1つに、放課後児童会が小学校1年生から小学校6年生までを対象に整備されたこと、2つに、放課後子ども教室は、ほぼ2年間にわたり休室し、その状況が常態化していることを踏まえまして、今年度で事業を終了する方向としたものであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** それでは、さっきの議会に対する説明とかともダブるんですけども、議会に対して、どのように説明をする予定なのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 事業終了の議会に対する説明についての再質疑にお答えいたします。

今年度の放課後子ども教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施していないところであります。このため、春に、各学校長とも意見交換を行った上で、秋口にかけて、各学校の放課後子ども教室コーディネーターや教育活動推進員に対し、1つに、放課後児童会が小学校1年生から小学校6年生までを対象に整備されたこと、2つに、放課後子ども教室は、ほぼ2年間にわたり休室し、その状況の常態化していることを踏まえて、本年度で事業終了する方向であることについて、説明を行ってきたところであります。

こうした経緯を踏まえまして、おおむね、関係者の理解を得てきたところでありますが、その調整状況につきましては、市議会議員の皆様にも、適宜、御報告しながら、公共施設や子ども向け講座などを活用し、子どもたちの自主活動の場や体験・交流の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** さっきも、議会との対応の関係であったけれども、やっぱり、こうなる前に、私は、決まる前に説明とかが必要だと思うんです。委員会の中で議論して、うん、分かったと。やはり、こういうのは中止せざるを得ないとか、そういう、この事業はやめざるを得ないとかという議論があつてしかるべきだと思う。だから、事前に説明してほしいと言っているわけです。それはそれで分かりました。分かったというか、納得はしていませんけれども、そういう説明だと。あと、やっぱり、一番心配なのは子どもたちですよ、主役は子どもたちだから。だから、そういう子どもたちが、やっぱり、嫌な思いをしないようにしたいなと私は思っています。

今、さっきの答弁で、市民センターとかなんとか、公民館とか、言っていましたけれども、市民センターや公民館の利用促進を図るとのことでしたけれども、市民センター等で、放課後子ども教室と同様に、学習指導できるんでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 市民センターなどでの学習指導についての再質疑にお答えいたします。

一部の放課後子ども教室におきましては、児童が宿題を行う際に、学習支援を行っている例があるということは承知しておりますが、本来の放課後子ども教室の事業内容は、1つに、登録児童を対象に、週2回程度、平日に、子どもたちが学習や読書等を行います自主活動の場の開設、2つに、全児童を対象として、月一、二回程度、土曜日に、体験活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などを行います体験・交流の場の開設であります。

今後は、学習や読書等を行う自主活動の場としては、市民センター・公民館の図書室や図書館などの公共施設等の利用促進を図ってまいりますとともに、体験活動や交流活動を行います体験・交流の場といたしましては、市民センター・公民館の子ども向け講座・イベントなどの活用を図ってまいりたいと考えているところであります。また、市内全域の各中学校区には、地域住民等の参画を得て、地域社会で、子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が、相互にパートナーとして、連携協働して、様々な活動を推進する体制といたしまして、地域学校協働本部を設置しております。その中で、登下校の見守りのほか、図書室や花壇などの環境整備などが地域学校協働活動として行われております。学習支援をはじめといたします地域における個別のニーズに合わせまして、この地域学校協働本部の活用等も検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 答弁ありがとうございました。

方向がそのようになったのであるなら、今、私がどうこうと言っても、変わらないとは思いますが、いずれ、子どものためになるようにやっていただければなというふうに思います。ここはこれで終わります。

同じく、歳出第10款教育費に関連して、文化行政について、お伺いをします。

1つ目は、コロナ禍において、文化関係行事も中止となっておりますが、現時点で、今年度の文化行政に係る予算未執行の残額をお示してください。

2つ目は、来年、2022年10月29日・30日には、青森市で、全日本合唱コンクール全国大会の中学校・高等学校部門が開催されます。そこで、この際ですが、文化行政で発生した不用額や青森市文化芸術活動振興基金を積極的に活用して、施設の修繕をしっかりと行うべきと思うが、見解をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 奈良委員の文化行政についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、文化事業に関する今年度の未執行額についての御質疑にお答えいたしま

す。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、青森市民文化祭など、教育委員会事務局が所管いたします文化事業の一部につきましては、昨年度と同様、今年度も中止を余儀なくされました。中止に伴います未執行額につきましては、経費の精算は、基本的に、事業が完了いたします年度末に行われますことから、現時点では、おおむね300万円程度になるものと見込んでおります。

次に、不用額や基金を活用した施設の修繕についての御質疑にお答えいたします。

青森市文化芸術活動振興基金は、市民による文化芸術振興に資する活動の推進を図るため、設置しているものでありまして、青森市文化会館、青森市民ホール、青森市民美術展示館におけるネーミングライツ料を年間約972万円積み立てております。本基金は、市民の文化活動を支援する団体でありますあおもりアーツカウンスルなどへの負担金として、毎年度約320万円、また、3年に1度のAOMORIトリエンナーレに要します約2000万円の財源として充当しており、修繕に活用することは難しいところであります。

また、不用額の修繕費への活用につきましては、不用額は、文化事業に限らず、各事業における多様な要因・事情によって生じるものでありまして、予算は、特定の用途をもって、議会の御議決をいただいているものでありますことから、原則、不用額として計上すべきものと認識しております。その上で、別途、修繕など、必要な予算につきましては、当初予算や、年度途中で発生したものは補正予算で計上すべきものでありまして、令和3年度につきましては、青森市文化会館大ホールであれば、どんちょう・反射版をつり下げているワイヤー等の交換やワイヤレスマイク交換工事などについて、予算計上し、対応しております。

教育委員会といたしましては、厳しい行財政環境の中にもありまして、引き続き、優先度を見極めながら、適時適切に、修繕に対応してまいります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。青森市文化芸術活動振興基金は、こういうのには使えないというものでありましたけれども、それは、後ほど、ちょっとやっていきたいなと思っています。

来年、全国大会があると、全国から、人が集まってきて、見るんです。私が、実は1番あれなのは、新聞記者も来て、ブースを作って、発信するんです。ああいう人たちの目について、文化会館、何だこりゃとかと言われるのが、私は、しゃくに障るわけです。あと、子どもたちとかでも、利用者とかでも、例えば、トイレが1つ壊れているとか、控室のテレビが壊れているとか、いっぱいあるんです。壁に穴が空いているとか、そういうのはもちろんだけれども、仮に、そういうことがあるのであれば、非常に、青森市としては恥ずかしい。

私が、今、なぜ、こういうことを言うかということ、去年も今年も、コロナの関係

で、文化的予算というのは、文化のイベントというのは、かなり少なくなっている。少なくなっているんだったら、その余ったお金を、集中的に、こういうときにやればいいんだけども、なかなか、できないでしょう、ふだんの年であれば。でも、今年、コロナの関係で、こういうふうに、予算が何百万円か余る予定だから、去年の分と今年の分を合わせて、がつつり直すときに直せばいいと思っています。私も、公社からも頂いて、要求している項目とかも持っています。それで、やっています。確かにやっています、今年もやっていますから。ただ、やっていないのだから、あるんです。だったら、そういうのを集中的にやっ飛ばせばいいんじゃないかなということ、今、実は、質疑しているわけです。分かりました。

次に、不用額の関係ですけれども、私のこの前の決算特別委員会を聞いている人は分かると思う。私は、やっぱり、不用額というのは、補正をして、財政規模を縮めるという考え方の持ち主です。ただ、これとは、ちょっと真逆のことを言いますけれども、文化の関係で発生した不用額については、来年度、執行可能なものとして認めるべきではないかという考えを持っています。

そこで、それでも不用額が生じた場合は、来年度予算における財源として認め、追加で予算措置すべきものと思うが、その見解をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 不用額についての再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、不用額は、各事業における多様な要因・事情によって生ずるものでありまして、予算は、特定の用途をもって、議会の御議決いただいているものでありますことから、原則、不用額として計上すべきものであります。当該不用額は、繰越金として、翌年度の歳入予算に計上され、別途、修繕など、必要な予算の財源として、当初予算や、年度途中で発生したものは補正予算で計上すべきものでありまして、特定の分野において発生いたします不用額の用途につきまして、特定の事業のみに充当されるものではないと認識しているところであります。文化施設の修繕につきましては、当初予算で措置されていないものでありましても、緊急性や優先度などを考慮して、適宜、補正予算などで対応しているところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き、利用者が安全・安心に文化施設を御利用いただけるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 分かりました。緊急性がある場合は、補正予算を組んでも対応するとのことでしたので、副市長は公社の理事長ですので、もし、そういうのがあったら、ちゃんと市に要求するように。分かりましたね。

〔能代谷潤治副市長「はい」と呼ぶ〕

**○奈良祥孝委員** はい、これは確認します、そういうふうにするそうですから。

そして、今、言いました青森市文化芸術活動振興基金の残高、さらには、今年度、基金を利用して行った事業とはどのぐらいあるんでしょうか、お知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 文化行政についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに青森市文化芸術活動振興基金の残高についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度の決算時点——まあ、令和3年度の当初であります、4719万7396円となっております。

次に、今年度、基金を利用して行った事業の件数・金額についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度は、当初、あおもりアーツカウンスル及び津軽三味線日本一決定戦の負担金2件、計325万7000円となっておりますが、津軽三味線日本一決定戦は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。また、令和3年度は開催年に当たらないため、支出はありませんけれども、3年に1度のAOMORIトリエンナーレに要する約2000万円の財源に充当しております。

以上でございます。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。これをどうして聞いたかという、今、あおもりアーツカウンスルとか、そういうのに使うようになっていました。私もみたいに、長い間、地味な文化活動を地道に続けている、底辺で活動する文化団体の人間には、あんまり、こういう機会はないんですよ、はっきり言って。あおもりアーツカウンスルの場合は、昨年、急遽、ネット配信する場合には、補助しますよということで、それには申請して、何とか、助成を頂きました。その際は、ありがとうございます。ただ、ふだんのあおもりアーツカウンスルの関係とか、AOMORIトリエンナーレなんかも、3年に一遍で、そもそもは、市制100周年の版画のトリエンナーレから始まったやつですので、どちらかという、芸術とか、アートのものとか、ぱっと目立っているものとか、一発で行うものとか、我々みたいな、底辺の文化活動をやっている人間には、ほぼ流用されることはありませんし、あおもりアーツカウンスルも、そのとおりで、結構、話題性のあるものとか、そういうものでないと、なかなか、該当にはなりません。

ですので、我々は、ふだんの定期演奏会なんかの音楽活動では、別段、そんなに助成とかしてもらつつもりはありませんけれども、ただ、たまには、やっぱり、特徴的なものをやらなければならないということで、例えば、地元の作詞家・作曲家の曲をステージ構成で組んでみたりとか、今年の演奏会——教育長にお聞きいただきましたけれども、そういうことをやっても、なかなか、該当にならないんですよ、その程度のものであれば。パフォーマンス性とか、派手なものが、やっぱり好まれ



ますので、できれば、地道な活動をしているようなところにも恩恵があるようになればいいなと思って、その最大なものが施設なんです。だから、私は、施設、施設と。それこそ、活動資金を配れとか、そんなことを言っているんでないんです。いろんな団体があつて、文化団体があるけれども、やはり、これは、スポーツでも同じですけども、文化活動もスポーツも、施設が本籍なんですよ、一丁目一番地。まず、そういうことをきちっとやって、皆さんの、スポーツであれば、スポーツをやれる場、練習できる場、文化活動であれば、文化活動の発表する場も、もちろんだけれども、ふだんの練習をする場、仮に、個人の自宅で練習していても、必ず、発表する場は、公の施設とかになると思うんです。やはり、そこを、きちっとやるために、今、お金をかけましょうと、私は訴えているわけです。この項については、後はやりませんが、やはり、スポーツも、文化でもそうですけれども、地道に活動している人たちが共通的に使えるようなものに、やはり、税金とか、そういうものを投入するというのが私の基本的な考え方ですので、これからも、そのように努めていきたいと思っています。この項については、以上で終わります。ありがとうございました。

最後です。続いて、歳出第8款土木費に関連して、雪対策について、お伺いをいたします。

続けていきますので、1つ目は、市の出動指令発出後、除排雪事業者は工区の作業を何日で終わらせることになっているのか——大体、分かっているんですが、基本計画を幾ら読んでも、そういうのが出てこないものですので、この場でお伺いをしたいと思います。

2つ目は、除排雪作業委託契約におけるペナルティー制度の考え方と見直し状況をお示してください。これについては、今年の第1回の定例会で、私は、かなりやりました。実は、私は非常に不満だったんです。それで、最終日の質疑でもやりました。ただ、あの補正予算は、国からのお金ということで、賛成はしましたけれども、単独費であれば、私は反対するつもりでした。ということで、やはり、ペナルティーというのは、きちり、ペナルティーをかけないと駄目ですので、その考え方と見直しの状況をお示してください。

3つ目は、除排雪事業者が市に登録しているダンプトラックのうち、複数の事業者で重複して、登録している台数は何台でしょうか。実は、これも、今年の第1回の定例会に聞いたんですけども、やっぱり、正確に把握していく必要があると思いましたので、あえて、お伺いします。

以上、3点、よろしくお願ひします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 奈良委員の雪対策に関する3つの御質疑に順次お答えいたします。

まず、1つ目の工区の除排雪作業に要する日数についての御質疑にお答えいたし

ます。

生活道路などの委託工区の作業に要する日数につきましては、除排雪作業時における降雪・積雪状況あるいは気温などにより、実際には、少なからず、変動が生じるものでありますが、工区につきましては、基本的に3日以内で全体の作業が終えるよう、指示をしているところであります。

次に、ペナルティー制度の考え方と見直し状況についての御質疑にお答えいたします。

初めに、いわゆるペナルティー制度の考え方ではありますが、令和2年度の除排雪作業委託契約書におきましては、履行の確保に関する項目を定めており、この中で、本市が作業を指示した際に、除排雪事業者が故意または過失により委託作業に着手せず、または中止した場合は、出動指令1回につき、当初契約金額の1%を減額することとしておりました。

次に、ペナルティー制度の見直し状況ではありますが、今年度における新たな取組の一つとして、除排雪事業者間における連携による除排雪を実施することとし、除排雪事業者による除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、周辺工区等の受託事業者が作業を実施するなど、周辺地域内における作業の進捗のばらつきの解消に努めることとしておりますが、それでもなお、作業の遅れが生じると認められる場合には、本市の要請を受けた、青森地区におきましては東青除排雪協会、浪岡地区におきましては浪岡除雪災害防止対策協議会に加入している事業者が、受託事業者に代わって、除排雪作業を実施するものであります。

いわゆるペナルティー制度につきましては、各工区の仕上がりのばらつきの解消を図るために導入したものでありますが、除排雪事業者の故意または過失を客観的に証明することが困難なことから、適用した事例がなく、実効性に乏しい委託料の減額に関する規定を改め、除排雪作業に遅れが生じた工区への応援除雪体制において、受援事業者の委託料を減額する規定としまして見直しをしております。当該制度の実施に当たり、本市では、本年11月1日に両団体とそれぞれ協定を締結し、今冬は、両団体と連携を強化した上で、除排雪対策本部を設置したところであります。

次に、複数の事業者で重複して登録しているダンプトラックの台数についての御質疑にお答えいたします。

本市では、除排雪作業委託契約を締結する際には、使用する重機及びダンプトラックの一覧及び車検証、オペレーターや運転士の免許証の写し等の提出を求め、作業に使用される重機及びダンプトラック等の正確な台数の把握に努めております。

令和3年度におきまして、除排雪事業者が本市に登録しているダンプトラックの台数は、本年11月末時点で1073台となっており、そのうち、複数の除排雪事業者が重複して登録しているダンプトラックの台数は247台となっておりますが、例えば、幹線と工区など、使用時期が違う場合もあるため、一定程度の重複がある場合もあります。

今後も、引き続き、除排雪事業者に対し、可能な限り、単独で十分なダンプトラックを確保するよう要請してまいります。

**○天内慎也委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 都市整備部長、答弁ありがとうございました。

再質疑はありません。新しくやる制度もできたみたいですので、ぜひ、有効にやれるよう要望します。また、相手が雪ですので、どうなるか分かりませんが、ぜひ、今冬も万全な除排雪体制を堅持できるよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分からといたします。

### 午後1時58分休憩

---

### 午後2時9分再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、丸野達夫委員。

**○丸野達夫委員** 自由民主党の丸野達夫です。

灯油価格について質疑させていただきます。

さきの一般質問で、福祉灯油の実施はないということは理解いたしました。しかしながら、市中におきましては、ガソリン代、そして灯油の価格が高騰しており、市民生活に影響が出ていると感じております。これらに対し、本市の動きが全く見えておりませんが、ただ静観しているだけなのか、本市のお考えをお聞かせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 丸野委員からの灯油価格高騰に対する支援についての御質疑にお答えいたします。

昨年以降、原油価格の上昇が続き、本年10月には、その価格が7年ぶりの高値水準となったところであります。このことを踏まえ、国におきましては、本年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、原油価格高騰対策が盛り込まれ、政府として、国際エネルギー機関等との連携や、主要産油国への増産の働きかけを行うこと、燃料を使用する事業者等の負担軽減として、燃油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことによる小売価格の急騰を抑制する措置、トラック業界、施設園芸農家、地域公共交通、漁業者等の経営安定化等に向けた施策を実施することとしております。また、同年11月24日に国家備蓄石油の一

部を放出することを決定し、当該備蓄石油を石油元売会社等へ売却することにより、市中の流通量を増やし、原油価格の安定を図る取組も示されております。

今後の原油価格の動向につきましては、新聞報道等によると、新型コロナウイルスの新たな変異株——オミクロン株の感染拡大を受け、各国が渡航制限を強化して、経済活動が停滞し、原油の需要が細るとの見方が強まっていることから、灯油・ガソリンともに値下がりする見込みとのことでもあります。

本市の市民生活において、冬期間における灯油購入に係る支出は、大きな負担になるものと認識しているものの、現段階では、今後の原油価格の推移や、これに伴う国の経済対策の動向等を見守ることとし、市独自の支援を実施することは考えておりません。

**○天内慎也委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございました。ちょっと、市独自の支援策がないというのは非常に残念であります。しかし、それが決定であれば、まあ、仕方ないのかなと思います。実は、先週、一般質問の最中に、中村節雄委員と昼食を食べに行きました。その際に、その2人のおばさんが運び屋をしているんですが……（発言する者あり）運び屋って……（「配膳」と呼ぶ者あり）配膳ですね。危ない話になってしまいますね。配膳をしてくれているんですが、そのお婆様が、ガソリンが値上がりして、灯油が値上がりして、生活が大変だと。青森市は何もやってくれないのかと。小野寺市長は何も考えてくれないのかという話をされました。その際に、福祉灯油の答弁を聞いていましたので、やらないんだろうなと思ったので、ちょっと、やらない公算が強いですよと。来週、私、予算特別委員会で聞いてみますけれどもという回答をしました。案の定、想定内の答弁だったので、非常に残念ではあります。

やっぱり、青森市において、灯油——ガソリンもですが、灯油、これは生活する上では必需品であります。その灯油の価格が上がるということは、市民生活に、そのまま直結する。特に、年金で暮らしているお年寄りの方については、この値上がり分というのは非常に大きな打撃となって来るんだろうと思います。室温を1度下げる、工夫して、灯油の消費を少なくするというのもあるんでしょうけれども、1度下げるのは難儀ですよ、やっぱり。寒いですもの。そういうことを、やっぱり、行政として、理解できるような組織であってほしいなと思います。市民が、今、苦しんでいる、そのことに直面して——政策として行動するまでに時間はかかるでしょうけれども、そこを理解するシステムというのを、ぜひ構築してほしいなと思います。

そこで再質疑したいと思います。昨年の12月期の1リットル当たりのガソリン価格及び1リットル当たりの灯油価格をお知らせください。また、対前年比、つまり、令和元年12月期との比較をしてほしいと思います。また、令和3年のガソリン及び灯油の価格の推移をまずはお示しくください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 丸野委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、昨年12月期の1リットル当たりのガソリン価格と灯油価格について、お答えいたします。

日本エネルギー経済研究所石油情報センターからの公表によりますと、昨年、令和2年12月期の1リットル当たりのレギュラーガソリン価格は、12月21日で、131.4円、18リットル当たりの灯油価格は、12月21日で、1318円、計算しますと、1リットル当たり73.2円となっております。

次に、前年、令和元年度の12月期との比較について、お答えいたします。

令和元年12月期の1リットル当たりのレギュラーガソリン価格は、12月23日で、146.8円、18リットル当たりの灯油価格は、12月23日で、1593円、計算しますと、1リットル当たり88.5円となっており、令和元年と令和2年とを比較しますと、令和2年においては、レギュラーガソリン価格は15.4円の減、1リットル当たりの灯油価格としては15.3円の減という形となっております。

次に、令和3年のガソリン及び灯油価格の推移について、お答えいたします。

令和3年のレギュラーガソリン価格については、1月4日に1リットル当たり132.4円から始まり、価格上昇が続き、11月1日に1リットル当たり165.5円と、今年一番の高値となっております。直近の12月13日では162.2円となっております。次に、灯油価格につきましては、1月4日に18リットル当たり1326円から始まり、価格上昇が続き、11月22日に18リットル当たり1868円と、今年一番の高値となっております。直近の12月13日では1840円となっております。

**○天内慎也委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** 御答弁ありがとうございます。令和元年から比べると、若干、下がっていますが、やっぱり、令和3年になって、ガソリンで約30円強ですか、1リットル当たり。灯油で、18リットル当たり500円強、値上がりしている。まさに、それを掛け算で買っていくわけですから、非常に大変だと思います。経済部長も、苦しい答弁しているんだなというのは理解します。だって、分かるでしょう。車に、自分で、ガソリンを入れに行けば、高くなったなど。多分、理事の皆さんも、そうだと思います。議員もそうだと思います。それで、家に帰れば、奥さんが、今日、ガソリンをホームタンクに入れたときに……（発言する者あり）ガソリンを灯油タンクに入れたら、大変なことになりますね。灯油タンクに入れたときに、お父さん、値上がりしたよというふうに、窮状を訴えていると思います。多分、それを知らない市民というのはいないと思いますよ、役所の職員も含めて。その上で、助成できない。苦しいんだろうなと思いますが、そこを何とかする、突破できるような方策というのをも考えてほしいなど。皆さんが冷たいのか、市長が冷たいのか、それは知りません。でも、求めているものは、分かるんじゃないですか。市民の単位の最小単位が家庭ですから、その家庭で苦しいなという会話は、市民も苦しいんです。そ

こを理解した上で、政策というのを立案してほしいなと思います。

そこでお伺いしますが、令和2年度、昨年度ですね、青森市民の一世帯当たりの灯油の平均使用量というのはどれぐらいあるのかお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 丸野委員からの再度の御質疑にお答えいたします。令和2年度の青森市民の一世帯当たりの灯油の平均使用量ということの御質疑にお答えいたします。

総務省統計局が実施しております家計調査によりますと、令和2年の青森市の一世帯当たりの灯油購入数量は1010.147リットルとなっております。

[丸野達夫委員「ごめん、千…」と呼ぶ]

**○百田満経済部長** 1010.147リットル——すみません、小数点、細かくて、あれですけれども——となっております。

**○天内慎也委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** ありがとうございます。さっきの価格に、1010を掛けると、その分だけ値上がりしているということですので、家計における、やっぱり、逼迫度というのが大きいものなんだなと思います。

そこで、さらに、お伺いいたしますが、ガソリン価格及び灯油価格の高騰に伴う本市の経済への影響額というのをお示してください。また、その試算根拠も、併せて、お示しいただければと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 丸野委員からのガソリン価格及び灯油価格の高騰に伴う経済影響額についてとその試算根拠についての再度の御質疑にお答えいたします。

ガソリン価格及び灯油価格の高騰に伴う経済の影響額ということについては、試算することは困難であり、お示しすることはできないところであります。ただ、例えば、株式会社第一生命経済研究所が令和3年10月に発表した「ガソリン・灯油・電気・ガス代の上昇が家計に与える影響」というものを調査しております。それによりますと、ガソリン・灯油価格の上昇により、2020年と比較しまして、一世帯当たりの年間負担額は、ガソリン・灯油で約1.8万円、電気・ガス代も含めると、電気・ガスで約2.8万円増加する。合わせれば約4.6万円の負担増であり、年間消費額全体の1.4%に相当するとされております。特に、北海道や東北など、気温が低い地域での負担増加額が大きいとされております。その中で、灯油支出が消費に占める割合では、最も大きい青森市では2.6%に達するなど、冬場の気温が低く、暖房需要が多い地域においては、支出割合が大きくなるとされております。また、ガソリン、灯油、電気代、ガス代の上昇に伴う家計負担の増加を地域別に試算したところ、東北では6.3万円となっておるところであります。

**○天内慎也委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** ありがとうございます。ちょっと、想定しているより、かなりの

額になっているので、驚きました。

今般のガソリン価格及び灯油価格の高騰が市民生活にどのような影響を与えているというふうに青森市は認識しておりますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○百田満経済部長** 今般のガソリン価格及び灯油価格の高騰が市民生活にどのような影響を与えているのか、認識を示せとの再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、やはり、ガソリン価格と灯油価格の高騰により、数字としての影響としては、お示しすることは困難なところであります。ただ、青森市は、特に冬場、これは毎年度のことになりますけれども、冬期間における燃料費等は、当然、使う地域でありますので、このような燃料費の高騰により、市民生活には影響が出ているものとは認識しております。

**○天内慎也委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** ありがとうございます。今、るる質疑してまいりましたけれども、非常に大変な状況であるということ、経済部自身も認識しているということは理解いたしました。ただ、その支援策というのはないんだということで、残念であります。副市長が、せつかく、おられるので、聞きはしませんけれども……（「聞いていいんだ」と呼ぶ者あり）いやいや、聞きはしませんけれども、市民は、やっぱり苦しんでいます。それを、やっぱり、肌で、行政の皆さんも感じていただいて、市長に進言するぐらいの気持ちを持ってほしいと思います。できますか——まあ、いいんですけれども。でも、たまたま、食堂のおばちゃんが言っているだけじゃないんです。みんな、しゃべっているんです。市長は冷たいなど。その後の言葉は、あまり言いたくないですけども、次は推さないという言葉に続いていくんです。それは、やっぱり、ちょっとよくないなど、我々も思うので、そんなことにならないように、やはり、きちんと市民に寄り添う青森市役所であってほしいなどと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

**○天内慎也委員長** 次に、神山昌則委員。

**○神山昌則委員** あおもり令和の会、神山昌則です。

市長が冷たいという発言がありましたけれども、農林水産部も冷たいです。今回の米価下落緊急対策事業、6款1項3目について、お伺いします。

我が会派が、9月27日、ここにおられる副市長と市長のところに行って、米に対する国・県及び他の自治体の動向とか、早期に支援策を進めてくださいと。関係機関・団体と連携して、早期に支援策の創設を進めてくださいとお願いしました。それで出てきたのが、この支援策です。この要望をまとめるとき、農林水産部の職員が、こういう話をしました。他の町村の動きを見て、青森市がやるんだと。私は、その時、ばかじゃないかと。逆に、県都の青森市が見られているんだよと。なぜ、先にやれないのか。ちょっと、私は大きい声が出ました。そういう気持ちで、県都

の青森市を引っ張っていく職員の発言として、私は、本当に情けないと思いました。ほかの町や村のことを見てからやるなんて——農林水産部長、そうなんですよ。農林水産部の職員には、私はいつも思っている、やる気があるのだろうか。ある人が——ある人って、うちのほうの渋谷委員が、農業振興センターが遠くて、駄目だって、話をしました。私も地元なので、うちの農地も農業振興センターから30メートルぐらい、山へ行って、右に1キロメートルぐらい、ずっと入っていくんです。その中でも、今年、そこで、私、ちょっと、今さんって、油川から来て、田んぼを作っている人ですけれども、何も除雪していなかったんです。今までは、農業振興センターでやってくれていたんですけども、何年か前からやっていない。結局、どうしたと思いますか。こっちの田んぼは放棄です。7町歩の田んぼ、減反ですよ。春、雪で行けないんですから、トラクターで雪を寄せたって、大変なんです。それで、私が行ったら、うちのほうの千馬重機のが走ってきて、別な道路を除雪していたんですよ。3日ぐらいで、そこをやってくれたんです。冷たいと思いませんか。もう、人がいなくなったから、やれませんかと言いましたって話なんですよね。

だから、そういう、もろもろのことというのは、結局、市民の不満がたまっているんです。まして、うちのほうの——分かるでしょう。隣は蓬田村ですよ、農林漁業が盛んな村です。比較されるんです。私も農業機械の商売をやっていますけれども、76年になりました。蓬田村のお客さんも、いっぱい来ます。そうすると、青森市のお客と話をすれば、青森市はどうなっているんだと。まずはこの話です。

今回だって、いち早く対策したのが、つがる市でしょう。つがる市は何をやったかということ、もう、10月末に振り込んでしまっているんです。約1反歩——10アールで5800円。だから、つがる市のまねをしろとは言いませんけれども、つがる市の資料でいえば、5550ヘクタール、3億2190万円、それから事務費・郵送料が32万1000円。10月末で、もう仕事が終わっているんです。青森市は、今やっているんです。これからやろうとしている。その差なんです。副市長、私は、4年間、浦島太郎をやっていましたけれども、鹿内前市長から小野寺市長に替わったとき、すごいと思いました。駅、庁舎、それから、もう1つなんだったけ。（「アウガ」と呼ぶ者あり）アウガと、あつという間に整理したじゃないですか。仕事を進めたでしょう。今、そのパワーが見えないんです。もう、やってしまったという満足感があるのか分からないけれども、何か、あの時の——私は、外で見えて、いやあ、すごいなと思いました。何かもう——庁舎ができました。アウガも解決しました。駅も手をかけてやりました。もう満足してしまっただけではないかと思ったりもしていました。それは、私の個人的な感想ですけれども、多分——多分というより、うちに来るお客が、ほとんどしゃべるんです。

そこで、これを踏まえて、質疑してまいりたいと思います。私は、各市町村の書類を、ずっと集めてみたんですけれども、補助、補助、支給、助成、補助、支給、それから助成交付、助成給付、支援金、いろいろ名称はありますけれども、要は、



農家を助けているということなんです。お尻を押してくれて、頑張れよという、そういう意味だと私は思っています。

そこでお伺いしたいんですけども、我が青森市が米価下落緊急対策事業の創設した理由と時期を伺います。ひとつよろしくお願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の米価下落対策についての御質疑にお答えいたします。

令和3年産米の価格につきましては、国内の米消費量が年々減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食向け業務用米の需要低迷により、民間在庫量が過剰となり、このため、本年9月8日に全農青森県本部が県下の農業協同組合に提示した令和3年産米の仮渡金である生産者概算金は、過去最大の下げ幅となったところであります。

今般の米価下落により、当面の資金繰りや次期作の準備に苦慮する農家が出てくること、また、来年以降も米の消費が進まず、民間在庫の増加により、米価が下がるのではないかという不安から、来年の作付意欲が減退する農家が出てくることなどが影響として挙げられております。

こうした中、委員からも御紹介ありましたとおり、本年9月27日には、あおもり令和の会より、米価下落対策に係る要望書が市長宛てに提出され、1つに、国・県及び他自治体の動向に注視し、積極的に情報収集に努めること、2つに、関係機関・団体と連携して、早期に支援策の検討を進めること、3つに、稲作農家の生産意欲を維持できる対策を講ずること、以上の3点について、直接、要望を受けたところであります。

市といたしましては、今般の米価下落により、来年に向けた作付意欲や営農意欲の低下に対する懸念が高まる中、あおもり令和の会から、支援策の検討及び対策を講ずることへの要望があったこと、また、国や県、関係機関においても、支援策創設に向けた様々な動向が明らかになってきたことなどを踏まえまして、さらなる情報収集と並行して、市としての具体的な対策を検討することとしたところであります。

このような中、県内他自治体では、生産費と販売代金の差額の約2分の1、5800円程度を基準に助成している例も示されております。このような価格下落や自然災害等の発生による収量低下等の不測の事態に備え、生産者におきましては農業経営収入保険等の保険制度に加入しており、本市においては、面積ベースで本市米農家の約6割が米価下落に対応した保険に加入しているところであります。県の試算では、保険金等による補填により、ナラシ対策では平年比7%、収入保険では前年比12%の減収に抑えられるなど、さらに交付金を加算すると、平時よりも収入が増える場合も考えられます。このように、保険加入の有無や作付内容によって、生産者ごとの収入状況が大きく異なってまいります。一方で、来年以降も米の消費が進

まず、民間在庫の増加により、米価が下がるのではないかという不安から、次期作の準備に苦慮する農家や来年の作付意欲が減退する農家が出てくるなど、影響があるものと考えられること、さらには、国や県、青森農業協同組合では、未収益期間に対する融資の拡充や低利融資制度の創設など、水稻生産者の当面の資金繰りに対し、取り組んでいること、このことから、このような状況を踏まえ、本市におきましては、作付面積による一律の支援とはせず、国・県及び農業協同組合等の関係機関が行う支援策に加え、よりきめ細かな支援が可能となるよう、水稻種子購入支援事業、収入保険加入促進事業、さらには市産米の消費拡大を図ることなどを目的とし、青森市産米消費拡大（学生応援プロジェクト）事業、この3事業を米価下落緊急対策事業として、本定例会に本事業に係る補正予算案として、御審議いただいているところであります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ありがとうございます。大体、本市は3つの柱で成り立っていると思います。水稻種子、収入保険、それから消費拡大と。

そこで、再質疑をさせていただきますけれども、水稻種子購入支援事業と収入保険加入促進事業における農家数と対象面積、この2点を、ひとつお願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の水稻種子購入支援事業及び収入保険加入促進事業に関する再質疑にお答えいたします。

水稻種子購入支援事業の対象農家は1891戸、対象面積は3847ヘクタール、収入保険加入促進事業の対象農家及び対象面積につきましては、農林業センサスでの数字であります。リンゴ及び水稻が1605経営体、作付面積は4181ヘクタールとなっております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** それで、この主食用種子の金額、購入費というのはどのぐらいを予定しているのでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の水稻種子購入支援事業に関わる再質疑にお伝えいたします。

水稻種子購入支援事業では、つがるロマン、まっしぐらのほか、青天の霹靂等を含めた全ての主食用種子が対象となっております。令和3年産の主食用水稻作付面積2719ヘクタールに、1ヘクタール当たり水稻種子購入費1万9250円を乗じた約5234万円を想定しているところであります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 全額ではなく、50%だよ、2分の1だから。この理由というのは何なんでしょうか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の再質疑にお答えいたします。

この補助率につきましては、県内他市町村の種子助成の多くが補助率2分の1であるということをご参考にご設定をさせていただいたところでございます。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** すみません、どこを参考と言いましたか、もう一度。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 改めてお答えします。

県内他市町村でございます。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** じゃあ、2分の1だから、1反歩——10アール当たり幾らぐらいになるんですか。大体、青森県では、分かりやすく言うと、苗箱35枚を1反歩に使って、35日かけて、3.5葉苗を作りなさいというのは基本ですよ。だから、この10アール当たりの種もみの値段はどのくらいになるんですか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 水稻種子購入支援事業に係る再質疑にお答えいたします。

10アール当たりの種もみ購入費の試算でございますが、1925円と想定しております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 支援した効果がないと駄目ですよ。その効果をどのくらい見ているのか、お願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の水稻種子購入支援事業に関わる再質疑にお答えいたします。

支援の効果でございますが、数値的な評価はしておりませんが、当事業といたしましては、1つに、支援対象を主食用米の種子に限定せず、幅広く、飼料用米や加工用米、輸出米、備蓄米等を対象としていること、2つに、種子購入費によらず、2分の1の定率で助成することとし、支援の限度額を設けていないこと、以上のことから、米需給動向を踏まえた各米農家の作付計画に応じた多様な支援が可能となる面で大きな支援効果があるものと考えております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 一応、この支援効果があるわけですよ。あるから、やっているわけですけども、この農家の支援というのは、どのような手順で農家の手に入るのか、その辺をお願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の水稻種子購入支援事業に関わる再質疑にお答えいたします。

本定例会で議決後、速やかに、対象となる農家の方へ、個別に郵送し、事業を周

知させていただきます。その上で、申請の受付を開始し、申請内容を確認した上で、手続が済み次第、順次、支払いを進めていきたいというふうに考えております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 申請制度ということですよ。私は、ここがどうも解せないんです。というのは、なぜ、種もみにしたのか。他市町村は、ほとんどないんです。

今、JA関係、それから承継関係、2つに分けると、米のルートは2つになっているわけなんだよね。じゃあ、承継のほうはどうなるのかという話になるわけです。JAの場合は、農協が種もみを購入してくださいと。それに対して、農協で引き取りますよという感じですよ。でも、承継は、そこまで行っていないんです。自分の採取した種でいいんです。その辺の把握は難しいと思います。

それで、私は、この種もみというのは、JAがやるべきで、市でやるべきではないと思っている。農協から種を買った農家に対しての支援として、農協で米を引き取るという話になるわけです。だから、農協が自分たちの取引がある農家に、農協が種もみを提供すればいいと思っている。行政がやるべきではないと、私は基本的にそう思っている。大体、よその農家も、そう考えているところが多いんです、何で種もみなのかと。種子については、これで終わりますけれども、大体、ほとんどの農家の方が農協でやるべきと言っていました。これは参考までに伝えておきます。

次、収入保険加入促進事業、この概要について、お願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の収入保険加入促進事業についての再質疑にお答えいたします。

収入保険加入促進事業につきましては、保険期間に生産・販売する全ての農産物の販売収入を対象といたしまして、自然災害による収量減少のほか、価格低下も含めた農業収入の減少などに対応し、青色申告を行っている農業者であれば、誰でも加入できる保険制度であります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** これは、大規模経営の農家は、ほとんど加入しておりますけれども、中小の農家は——大体、青森では約8割いると言われておりますけれども、その加入率が少ないと私は受け取っているんですけれども、収入保険に加入している農家の割合について、ひとつお願いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の収入保険加入促進事業の再質疑にお答えいたします。

農業経営収入保険の加入状況であります。加入件数は179件、加入面積は1254ヘクタールであります。加入保険の実態を示す加入面積ベースでの加入率であります。約4割が収入保険に加入しているというふうな状況であります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** この低い理由というのは、答弁できますか。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の収入保険加入促進事業の再質疑にお答えいたします。

収入保険制度は、保険料に国の補助金等が支払われる制度であります。農業収入の把握が必要とされておりまして、青色申告を要件としております。青色申告につきましても、一定の帳簿を整備し、記帳を行うなど、要件を満たせば、経営規模の大小に問わず、申告は可能であります。帳簿や書類等の整備に対して、煩雑なイメージを持つ生産者もいらっしゃると思います。このような手続等を踏まえ、加入率が低いものと考えております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** そこなんですよね。なぜ、規模の小さい農家が加入しないかというと、面倒くさい割に、メリットがないということなんです。早くしゃべれば。それで、私の周りを見ていると、後継者のいない農家がいっぱいいるんです。やる気はないんです。私みたいに、70歳、80歳になって、田んぼをやって、もう、コンバインも調子が悪い。新しく替えるには、もう、800万円、1000万円です。トラクターも、新車を買えば、最低でも600万円か700万円です。確かに性能はよくなっているし、仕事をするのは楽です。それを考えると、何の職業でも同じですけども、投資する気にならないんです。だから、早くしゃべれば、農家の気持ちとしては、保険も関係ないと言っています。

それで、我々、議員も分からないことがあって、よく、農業共済とか、収入保険とかって、いろいろ言葉があるんですけども、その辺の説明をひとつお願いしたいと思います。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の収入保険加入促進事業についての再質疑にお答えいたします。

農業のセーフティネットには、農業共済や収入保険制度等があります。農業共済は、自然災害により、収量が平年より減少していると判断されたものに限定されております。収入保険制度は、自然災害に加えて、価格低下による収入減少までも補償とする総合的な保険制度となっております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** そういうことなんです。農林水産部長も先ほど説明していましたが、J A青森の低利の融資の貸付期間が11月1日から3月30日まで、これは3400円、1俵当たりですね。60キログラム当たりで3400円、上限500万円まで貸し付けますよ、10年以内で払ってくださいと。なぜ、こういうことをやるか、J Aが考えるかということなんです。ここを皆さんも、よく考えてほしい。

今、農林水産部長が説明した保険、これは保険が下りてきても、来年です。何ぼ

下りてくるか分からない。それで、農林水産部長が、保険料が入ってくると、逆に多くなるんじゃないかという話なんですけれども、それは誰も分からないんです、国の仕事ですから。だから、農協も、今、農家が置かれている立場というのは——農機具屋も、修理とか、いろいろ購入した支払いも、春の肥料・農薬、全て、農家というのは前投資なんです。金が入ってきて払うんじゃないんです。前年度の収入で払っていくわけです。だから、今年の米代金が約30%も下落すると、払えないところが出てくる。農機具屋に待ってくれとか、農協の肥料代を待ってくださいと。だから、農協も、こういうことを考えるんです。では、本市の——これは大きい問題なんです。本市の支援策というのは、12月でプラスになりますか。農林水産部長、その辺を私は聞きたいんです。もし、答弁できれば。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の米価下落対策についての再質疑にお答えいたします。

委員御紹介の保険などが入ってくる未収益期間——国や県、青森農業協同組合が、未収益期間に対する融資の拡充や低利融資制度の創設を行ったところであります。これにより、水稻生産者の当面の資金繰り対策が国・県及び農業協同組合でなされているという状況を踏まえまして、市では、国・県及び農業協同組合が行うこれら支援に加えて、よりきめ細かな支援策が可能となるよう、米価下落緊急対策事業を御提案しているところであります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 県内の各市町村の対策を見ると、ほとんど、原価とそれから30%下落の半分、5800円をお金で支援している。そこなんです。田舎館村でも、おいらせ町でも、ほとんど、10アール当たり、1反歩5000円とか、5800円とか、お金で助成しています。そこなんです。それが青森市は足りない。というより、乖離していると私は思うんです。考え方が農林水産部と農家とで乖離しているんです。来年の種もみをもらって、何になるんですか。これは、今年でもう諦めて、来年、田んぼを作らない人もたくさん出てきていると思います。それを、種もみをあげますからって、ありがたがりますか。いやあ、小野寺市長、よくやってくれました、副市長、よくやってくれましたと。誰も言っていない。何で、ほかみたいに、蓬田村とか、つがる市あたりは、ばんとやっちゃったそうだけれども、つがる市は、大体5550ヘクタールです。青森市から見れば、約2000ヘクタールも多い。それでも、億単位のお金を出している。それだけ考えているということなんです。農家が厳しいんだと。じゃあ、我が青森市——だから、うちに来ても、苦情だらけなんです。そこなんです。

それで、次に、青森市の米の消費を拡大したいと。学生等への応援プロジェクトですよね。これだって、私は頭をかしげているんです。これに十万トン行くんですか。そう思ったりしている。それで、学生とか、どのように把握して、対象者はど

のくらいいるものか、ちょっとお伺いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の青森市産米消費拡大事業についての再質疑にお答えいたします。

青森市産米消費拡大事業の対象となる学生等の要件につきましては、保護者が青森市内に居住している者、本市出身の18歳以上で日本国内に居住している学生としておりまして、学生につきましては、学校教育法に基づき、大学、高等専門学校、大学院、専修学校及び予備校等に在学しているものとしております。対象者数につきましては、毎年、青森県が公表しております「高等学校卒業者の進路状況」の中、2016年から2021年までの累計進学者数を基に、対象者数は約1万人となっております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 分かりました。これは、2キログラムに2キログラムということは、プラスで4キログラムということで理解していいんですか——はい、ありがとうございます。

これは、そうすると、この応援プロジェクトで、青森の生産量の何%ぐらい行くんでしょかね。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の青森市産米消費拡大事業に関わる再質疑にお答えいたします。

この事業に要するトン数につきましては、先ほど、約1万人が対象というお話をしておりますが、その申請率、どれぐらい申請されるのかということも考慮いたしまして、14トンと想定しておりまして、令和3年産主食用米生産数に比しまして、約0.1%と見込んでいるところであります。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 大体14トンくらいで、市全体の生産量の約0.1%と。大きい数字ですね。農家は本当に喜ぶと思いますよ。約0.1%で農家の支援策になりますかと私は思っています。

それで、これをどういうふうに学生の元に届けるのか、お伺いします。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 神山委員の青森市産米消費拡大事業の再質疑にお答えいたします。

米の送付先につきましては、学生もしくは保護者の居住地のいずれかを申請者に指定いただき、申請から3週間から4週間ほど、時間を要しますが、お届けしたいと考えております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ありがとうございます。3週間か4週間あれば、届くと。正月

過ぎてからということですね。できれば、正月前のほうがいいのではないか——帰ってくるか、学生だからね。

来年度は、このままでいくと、また米が余るといのは、誰が見ても明らかですよ。専門紙を見ると、このままでいくと、約7万ヘクタール、減反を多くしなきゃ駄目だという専門紙もあるんです。確かにそうです。国民の数が少ないから、それだけ消費が落ちるといことは、やっぱりあれですけども、それに対して、今までは、この上げ下げといのは、天候不順とか、いろんな問題でこうなるんです。今回は人災なんです。コロナが起きました。外食しません。米の消費が低下しました。天災ではないんです。人災なんです。人災は、人の知恵を出せば、防ぐことができるんです。だから、みんな、いろいろやっているんですけども、確かに、米農家といのは、野菜農家とか、果物農家に比べると、手厚い保護があります。野菜なんて、ほとんど何にもないんですからね。なぜ、そういうふうに米農家になっているかといのと、米は、面積の割に生産量が低いんです。果物といのは、ハウスで、高密度で栽培して、収量を上げていく。農家は、1反歩——10アールを持ったって、米10俵を売ったって、何ぼになりますか。だから、生産性が悪いんです。これは、仕方がないことなんです。だから、私は前にも申し上げたように、なぜ、おいしい米を作っているか。もうけるためじゃない。米が余っているから、1口でも多く食べたいと思えるおいしい米を作っているんです。これは津軽の農家の気持ちです。どれだけいい自動車を作って、EVで、いいバッテリーをトヨタで開発したって、米がないと、食べ物がないと生きていけないでしょう。それだけ崇高な仕事だと私は思っている。みんな、国民の命を守っている、資源、環境を守っているとよく言います。でも、こうなれば、何も守っていないじゃないですか。そうすれば、みんな、飽きてくるんです。やる人がいなくなる。同級生が大学に行って、勤めて、車を買って、彼女を脇に乗せて、遊びに行っているときに、田んぼに行って、働かなきゃならないわけです。今の若い人が、それをやりますかといことなんです。でも、誰かしらやらなきゃ駄目でしょう。それには、やっぱり、行政の力が必要なんです。こういうときに助けないで、いつ助けるんですか。しかも、各市町村がやっていることでしょう。ほかの町村を見てから、青森市が考えるって、ばかでないかという話なんです、私からしゃべらせれば。青森市が率先してやるべきなんです、青森市を見ているんだから。

もう1つは、浪岡と合併してから、青森市の農地は、何倍にも増えたでしょう。それで、旧青森市みたいな考え方は駄目なんです。リンゴも増えた、果樹も増えているわけです。それをほかの市町村を見てからという話をしたって、ちょっと、私は考えられない。特に、さっきもしゃべったけれども、隣は蓬田村でしょう。トマトをブランド化しました。いろいろやっているわけです。タマネギだって、今、もうすぐ、ブランド化するんです。じゃあ、青森市は、タマネギで何をやっているか。5万円か6万円の補助をやって、旗を作れなんてやっているでしょう。それででき



ますかということなんです、農林水産部長。

私は、先般、JA青森に行ったら、理事の方がいっぱいいて、例の組合長のごたごただったんでしょう。それで、私は、いや、また来ますと失礼してきたんですけども、何か、その後、次の日か、その次の日、農林水産部長が来るとかと言っていました。行ったんですか——はい。

もう1つ、ちょっと後ろの渋谷勲という、うるさいやつがおりますけれども、農業振興センターが遠いと言っていました。農林水産部長は、農業振興センターに年に何回ぐらい行っているんですか、その辺。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 農業施設に関わる再質疑にお答えいたします。

農業振興センター含め農業施設については、少なくとも四半期に1回は、現場のほうに行くようにしております。

**○天内慎也委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 四半期に1回。それで、やっぱり見えてくるものがあるでしょう。あの人が言うことは違うでしょう。みんな、一生懸命やっているんですよね。確かに遠い。でも、新幹線は近いんです。

いずれにしても、どうせやるんだったら、約6500万円の予算で、やったか分からないようなものをやるよりも、どこか1つ、ぼんと絞って、やるべきです。種もみだとか、保険だとかって——保険は任意加入でしょう。確かに分かります。保険の補助をして、どうのこうのと。やろうとすることは分かりますけれども、直接、農家に響かない。まず、早くしゃべれば、農家というのは、青森市は1反歩で何ぼくれるんだろうかと。この話になるんです。蓬田村で五千何ぼ出す。つがる市は億単位で、もう10月末で振り込んでしまっているんです。そうすれば、すぐに入ってくるわけなんです。青森市は、今、ごちゃごちゃって、私がしゃべっているわけで、遅い。

だから、現場の農家と市、おたくさんたちと乖離していると私は思っている。だから、今、ちょっと、農業振興センターに何回ぐらい行くんですかと聞いたのは、そこなんです。

それで、最後に、1つだけ、私は要望があるんです。まず、現場をよく見て、現場を把握して、できるだけ、その考え方とか、進み方とか、青森市の目指す農業の方向性というのを私は共有してほしいんです。現場と、今回みたいに——私の思いです。現場と行政とがかけ離れていると。駄目だ。農家の跡を継がなくなる、それでなくても、今、跡を継がないのに。農家の跡を継がないということは、うちも同じです。農機具屋の跡取りもいなくなる。全てに響くんです。

うちの会社の道路1本、海側に後潟大原のバス停があるんですけども、私たちが子どもの頃、お世話になった駄菓子屋がやめた、解体してしまった。それで、隣も漁師で、もう400坪ぐらいあるんですけども、何十年たっても、買い手がない。

空き家がいっぱい出る。そういう状態が、だんだん増えていつている。だから、1次産業が衰退していくというのは、イコール、地域が衰退していくということなんです。そこをどうしていくかというのは、我々の、大人の責任なので、農林水産部長、一緒にやってみましょう。青森農業再生、よろしくお願いします。

これで終わります。

**○天内慎也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

### 午後3時10分休憩

---

### 午後3時29分再開

**○天内慎也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村節雄委員。

**○中村節雄委員** 自由民主党の中村節雄です。

8款土木費1項土木管理費2目建築指導費について、質疑をいたしたいと思えます。市街化調整区域の空き店舗を選挙事務所として使用する場合の手続方法をお示してください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 市街化調整区域の空き店舗を選挙事務所で使用する場合の手続についての御質疑にお答えいたします。

市街化調整区域における選挙事務所につきましては、令和元年6月25日に建築基準法が改正される以前は、都市計画法上の許可基準がないことから、プレハブ等の仮設建築物を建築する場合のみ、建築基準法の規定に基づく仮設建築物の建設許可を受けることで、建築が可能となっており、空き店舗を選挙事務所で用途変更することはできなかったものであります。しかし、令和元年の法改正後は、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和による許可を得ることで、都市計画法に規定する仮設建築物と同等とみなし、都市計画法上の許可手続は不要で、用途変更が可能となっております。

なお、建築基準法の手続につきましては、許可申請書に、配置図、平面図、その他必要な図面を添付し、建築指導課に申請後、おおむね1週間で許可証の発行となり、建築物の使用ができることとなります。

この一時的な用途の変更により、他用途の建築物として使用できる規定は、市街化区域内においても同様であります。

**○天内慎也委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** 答弁ありがとうございました。再質疑はありません。

来年、私たちも、市議会議員の選挙が控えているわけでありますけれども、まだ、法律が改正される前のときには、市街化調整区域内に、コンビニをやめた建物であったりとか、そういう空き店舗と言われるものは、あつたりしました。しかしながら、それが、建築基準法が改正される前は、使用ができなかった。ですので、プレハブを建てて——これは、都市計画法上とか、建築基準法上の部分であったんですが、令和元年6月25日に建築基準法が改正された。そういうふうな形で、空き店舗を利用することができる。

しかしながら、建築物の用途を変更してということに関しては、都市計画法上の許可手続は不必要なんですけど、実は、建築基準法上の手続で、この変更に対しては、許可申請を受けなければいけない。しかし、この許可申請の手数料というのは、結構、高いんです。それで、一時的にしか使わない選挙事務所なんです、選挙事務所というのは。長期間にわたって使用する目的ではないということ、そういう中、聞き取りの中で、建築指導課とかと、そういう形で、話をしていたんですが、確か、他都市で特例みたいにして、やったところあるはずだから、調べてくれと言うと、それは分からないと言っていたんで、私は茨城県のどっかでやったはずだよというのを話して、それで私は、ちょっと調べました。茨城県のひたちなか市の既存建築物を一時的に選挙事務所として使用する場合の取扱いについてということで、この建築基準法が改正された以降に、令和2年4月1日、運用開始。用途の変更に該当しないものとして取り扱うということでもあります。ということは、建築物の用途を変更してとか、こういうところの用途変更とか、これは、今、答弁の中で、市街化区域内においても、例えば、商業地域、工業地域だとか、住居地域の第1種低層とか第2種低層とか、様々、用途地域がありますけれども、そういう用途変更とかなんとか、引っかかった場合でも、選挙の場合はやらなくてもいいという、こういうのがあつたりします。

できれば、やっぱり、そういう——ただ、書類だけは、建築指導課に届出するのに、付近見取図、選挙事務所設置届の写し、賃貸借契約書、そういうので、副本が返却されてから、当該選挙事務所の使用を開始してください、それで、終わった後には、撤去したことが分かる写真とかを提出してくださいとか、割と簡単なやつで、できるような感じですよ。ですから、既存建築物の一時的使用届出書という様式があつて、これを届出して、これが提出されていないと、用途変更として、ここも、ひたちなか市も手数料を取られます。ですから、そういうふうなのがあるということです。

ですから、この辺を、今、また、建築指導課だとか何とかと詰めていきたいと思っていますけれども、手数料を徴収するということは、多分、条例で規定があるかと思えます。これができないのであれば、青森市のほうで変わっていかないのであれば、私は、議員提出議案として、条例の改正を提出したいと思っておりますので、

その辺を早急に取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の質疑を終わります。  
ありがとうございました。

**○天内慎也委員長** 次に、木戸喜美男委員。

**○木戸喜美男委員** あおもり令和の会、木戸喜美男でございます。

6款農林水産事業費1項農業費3目農業振興費、農作物の鳥獣被害について。

本市におけるニホンザルによる農作物被害について、本年4月からの被害状況と市の取組をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 木戸委員の農作物の鳥獣被害についての御質疑にお答えいたします。

当市の鳥獣による農作物被害につきましては、農家等からの情報提供に基づいて、現地調査を行い、被害状況の把握に努めております。本年4月以降、本市に寄せられた鳥獣等による農作物被害件数は76件となっております。このうち、ニホンザルによる農作物被害につきましては56件、うち販売等を目的とするものが19件、その被害額は65万5000円となっており、昨年に比べ、被害件数は増加しております。

これら、ニホンザル等の鳥獣から農作物被害を防止するため、市では、鳥獣全般にわたる被害防止対策のポイントについてまとめたチラシの配布や、市ホームページでの周知に加え、昨年度から、栽培講習会の場を活用した情報提供など、周知の強化に取り組んでおります。また、地域が連携して、鳥獣の追い払いを行えるよう、市が所有するスターターピストル4丁につきまして、青森農業協同組合を通じ、農業者等に対し、1回につき最大15日間で貸し出しており、今年度は17件貸し出したと伺っております。

さらに、新たな取組といたしまして、本年3月には、具体的な鳥獣対策に関する協議や情報提供等を目的といたしまして、青森県や青森警察署、青森農業協同組合、青森県猟友会などの関係機関で構成される青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立したものであります。また、4月には、パトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査等の実践的な活動を行う青森市鳥獣被害対策実施隊を青森県猟友会員等で組織したところであります。同実施隊につきましては、市内を北部、中部、東部、浪岡の4地区に区分し、各地区1班2人体制で、6月から11月まで、週1回程度、パトロール活動や農作物被害調査、箱わななどによる捕獲等を行い、北部地区では24回、中部地区では46回、東部地区では40件、浪岡地区では29回の計139回の活動を行ってきております。

また、追い払い活動に当たりましては、これまで行ってきた市職員の電動ガンによる追い払いに加え、本年からは、新たに、同実施隊にも貸付けを行い、今年度は41回のパトロール活動に利用したものであります。これに加え、ニホンザルの生息環境や行動範囲を把握することで、ニホンザルによる農作物被害に、より効果的な対応が図られるよう、捕獲による生息状況調査を行うこととし、同実施隊が、市内6

か所——新城天田内、西田沢、四ツ石、矢田地区には2か所、浪岡大釈迦に箱わなを設置するなどの対策を講じたところでもあります。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

4月から、青森市鳥獣被害対策実施隊が、市内を4地区に区分して、パトロール活動、また、農作物被害調査、そして箱わなによる捕獲等を行ったと。また、追い払い活動では、4月から、同実施隊にも電動ガンを貸し付けして、パトロール活動に利用したとのこと。また、捕獲による生息状況調査のため、市内6か所に箱わなを設置したとのこと。箱わなの設置の効果はあったのか、お知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 木戸委員の鳥獣被害に関わる再度の御質疑にお答えいたします。

ニホンザルの生息状況調査を実施するに当たり、ニホンザルへのテレメトリー発信器の装着のため、実施隊が箱わなを設置したところ、10月19日に、四ツ石地区でニホンザル1頭を捕獲し、翌日に発信器を装着した後、調査のため、ニホンザルを解放いたしました。その後、生息状況調査を委託しているNPO法人北限の野生動物管理センターによる追跡調査が12月3日から8日に実施されたところでありまして、同センターより、令和4年2月頃にはニホンザルの行動範囲等の調査結果が報告されることとなっております。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございました。10月19日、四ツ石地区で1頭を捕獲して、発信器を取り付け、解放し、行動範囲の調査をして、令和4年2月頃に調査の報告がされるとのことでありました。

私も、8月21日午後3時30分頃、新城天田内地区の農道で、ニホンザルと出会いました。そのときの写真が、これです。見えますでしょうか。ここに子ザルが乗っかっていて、あと、腹ばいに乗っかっている、そんなサルの集団です。数えてみると、二十数匹おります。こういったサルが、10匹ぐらいで、畑に行くと、農作物を食い荒らす。本当に大変なことなんです。ですから、私は、今……（「見たい」と呼ぶ者あり）はいはい、サル公園ではありませんので。

まあ、こういったサルが、最初はメロン、そしてスイカ、そしてトウモロコシ、そういったものを食い散らかし、そして、最終的に、秋になれば、カボチャを食べる。カボチャも、実を食べるのではなくて、実のところ、自分の腕が入る分だけの穴を空けると、そこから腕を入れて、手首でかき混ぜて、中の種を食べると。それで、あと、カボチャは終わりです。ですから、結構、この集団で畑に来られると、いいところ、30分あれば、もう全部全滅です。それで、私の知っている山口さんという人が、サルが1頭、畑のそばにいたので、まあ、1頭ぐらいだからいいやと思いつつ、お昼に1時間、御飯を食べて、休憩して、畑に行ったら、トウモロコシ100

本、全部、もぎ取られて、食い散らかされて、そして全滅状態。せっかく育てたのに、こうやって、サルの被害で、本当に頭にくると。そして、ロケット花火を10本ぐらい、あるいは20本ぐらい、こう束ねて——束ねてというか、そろえて、一斗缶という四角い缶があるんですが、それに刺して、バーナーで一気に火をつけて、それで機関銃みたいに連射して、そして、バンバンと、音を出して、追い払う。そう言ったこともやっています。

また、プロパンガスで、何というんですか、ガスが充満して、約5分ぐらいで、ドーンと、音がします。その音がする装置も、リンゴ園やら、あるいは畑で設置しています。でも、ある程度、慣れてしまうと、幾ら、そういうのがあっても、そばに来て、リンゴは食べるわ、枝豆は食べるわ、もう、全然、言うことを聞いてくれない。

それで、ある中村さんが、私のところに、いやあ、木戸さん、今度、子犬を飼いましたと。どうしたんですかと言ったら、いや、ちょっと、サルの番犬をしてもらわないといけないと。そうしたら、あまりにも、柴犬が、かわいくて、小さいものだから、当初は、畑に連れていかなかったと。でも、最近、ちょっと大きくなったから、畑に行って、番犬として、入り口のところに、ちゃんとならなくて、餌を食べさせて、夕方になれば、うちに帰る。そういうことをしていたら、少しずつでも、サルの被害も——今はない。でも、慣れてくれば、また出てくると思います。

よく、あの——これは言ってもいいんだっけ、企業の名前は。(発言する者あり)量販店というか、そういうところで、よく売っているのがあります、サル被害対策とかで。そうすると、そこでは、オオカミのおしっこ、尿、そういったものを畑にまいておけば、来ないですよと。あるいは、犬の毛をまいておくと、来ないですよとか、そういったことも、いろいろやりました。そして、網をかけたらいいいんだよということで、畑に網をかけました。でも、大量に来て、網に乗っかって、揺らされると、その網が寝てしまって、その寝たところから、また、トウモロコシでも何でも、手を入れて、取ってしまう。

本当に、一向に、いい対策がない。それで、弘前市のほうの嶽とかに行くと、トウモロコシが有名ですよ。あそこは、もう、電気柵を設置したり、あるいは電動ガンというか、エアガン。機関銃みたいに、1分間に30発ぐらい出るやつとか、そういったもので威嚇しています。それで、話を聞くと、いや、やっぱり、食われるのは食われると。でも、私らは、これだけ広いから、まだいいけれども、少しは食べさせてもいいやと。でも、私ら、天田内の農家の人たちは、サルを養うだけの力も能力もないので、それだけ、畑も大きくない。よって、あるもので生活していかなくやならない。そういったところがありますので、私としては、先ほども写真を見たと思いますが、子ザルが背中に乗っかっているのを見ると、かわいいやら、憎たらしいやら——自分も、今年から、カボチャを作りました。そうしたら、隣のお母さんが、木戸さん、カボチャはどうしてありますか、食べられていないですかと言っ

たので、いや、まだ、大丈夫ですよと言ったら、そうですか、そのうち、持っていられるよと言われて、いやいやと。まだ、私も初めてだからということで、とりわけ、半分だけ、20個あるうちの10個は、カボチャを収穫して、うちに持ってきました。ただ、ものの4日ぐらいたら、木戸さん、あなたのところのカボチャじゃないか、うちの畑に転がっているよと言われたので、えっ、うそでしょうと。見たら、持っていった形跡はないんです。ところが、見てみたら、もう、まるっきりきれいに、残りの10個がない。いやあ、こんなにうまく持っていくのかなと。我々であれば、足型がつくとか、草が折れたりして、分かりますよね。でも、サルの場合は、ほとんど、そういうのがない。だから、こういうことなのかと。これじゃあ大変だなと思いつつ、私は、このサルの被害で、本当に、農家の人は大変だなと思っています。

よって、今、実施隊のパトロール、そういったものも効果があると私は思います。それで、農作物被害は微増となっているが、これに対する対策をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 木戸委員の農作物の鳥獣被害についての再質疑にお答えいたします。

農作物の鳥獣被害対策につきまして、今後におきましては、年明けに、青森市鳥獣被害対策実施隊の活動報告を開催することとしております。今年度の活動報告や実施隊員相互の意見交換を通じ、来年度の行動計画等の検討作業に着手することとしているほか、青森市鳥獣被害防止対策協議会におきましても、効率的・効果的な鳥獣対策について検討することとしております。また、鳥獣による農作物被害を防止するための対策といたしましては、鳥獣の出没を発見し次第、できるだけ速やかに、音を出しながら、追い払いを行うなど、鳥獣を寄せつけないことが有効とされておりますことから、実施隊及び協議会での取組に加え、地域の方々とも連携し、引き続き、農作物被害防止に努めてまいります。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。音を出しながら、追い払い、畑は餌場ではないことを知らしめることが大事でもあります。そのためにも、電動ガンやエアガン等の貸出しも必要となり、電気柵の設置については、支援等が考えられます。よって、今後も、官民が共に協力して、農作物被害を少しでも食い止めるためにも、予算が必要となります。ぜひ、そのときには予算を盛っていただき、少しでも、鳥獣被害を少なくしていただければ、大変ありがたいということで、この項は終わります。ありがとうございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業について。

青森市では、パートナーシップによる除排雪・雪処理支援の一環として、冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業を実施しているが、事業の概要をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 木戸委員の冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市雪対策基本計画の基本理念である「共に支え合い助け合う雪につよく快適なまちの実現」を目指すための5つの基本方向の一つとして、「市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策の推進」を掲げ、多くの市民のボランティア活動を促進し、地域やボランティア団体との連携により、持続可能な雪対策を推進することとしております。

その取組の一つとして、地域と取り組む歩行者空間の確保を目指し、冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業を実施しております。具体的には、地域と本市の協働による冬期間のより快適で安全な生活空間の実現に向け、地域住民で組織する団体が自主的に歩道・通学路等の除雪を行う場合に、本市が所有する小型除雪機を貸し出しているものであります。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。地域住民で組織している団体で、ボランティアとして、自主的に歩道や通学路等を積極的に除雪してくれる団体に市が保有する小型除雪機を貸し出しているとのことでした。

そこで、今年度、小型除雪機を貸与する団体数をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 今年度、小型除雪機を貸与する団体数についての御質疑にお答えいたします。

今年度、小型除雪機を貸与する団体は48団体となっております。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 48団体、分かりました。

貸与する小型除雪機の保有台数をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 小型除雪機の保有台数についての御質疑にお答えいたします。

冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業におきまして、地域団体に貸与するための小型除雪機の台数は、故障の際の予備機4台を含めて、計52台となっております。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。故障の際の予備機を含めて52台と分かりました。小型除雪機は、作動油で動く性質上、少し大きな故障をすると、直すのに日数がかかるので、予備機があることは、現在使用する団体にとっては心強いと思います。

小型除雪機を地域団体に貸与する際の条件について、お知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。



**○平岡弘志都市整備部長** 小型除雪機を貸与する際の条件についての御質疑にお答えいたします。

小型除雪機を貸与する条件としましては、冬期間のより快適で安全な生活空間の実現に向け、自主的に歩道・通学路等の除雪を行う地域住民で組織する団体であることが前提であります。1つに、貸与した小型除雪機は歩道・通学路等の除雪以外で使用してはいけないこと、2つに、貸与した小型除雪機を他人に転貸してはいけないこと、3つに、簡易な修繕等は団体において実施すること、4つに、除雪作業及び除雪機の使用による事故及び第三者との紛議については、団体の責任において処理することとしております。また、除雪作業における安全確保の対策として、小型除雪機の運転者のほかに誘導員を、2人以上、配置してもらうこととしております。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。自主的に歩道や通学路等の除雪をしてくれる団体であり、条件をクリアした団体であることも分かりました。

そこで、市では、貸与した小型除雪機を使用して、地域団体が除雪を実施した際の事故について、保険の加入対策を講じているかお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 貸与した小型除雪機を使用した際の事故対策についての御質疑にお答えいたします。

本市が貸与した小型除雪機による除雪作業の際の事故に備え、1つに、除雪作業中に第三者へ損害を与えた場合の対策としての賠償責任保険、2つに、除雪作業従事者がけがなどした場合の対策としての傷害保険に加入しており、本市がその保険料を負担しております。

**○天内慎也委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。作業中の第三者に対する賠償責任保険、そして除雪作業中の傷害保険に加入しているとのことで、使用する団体も安心して活動できます。

小型除雪機を使用する前に、11月に、使用している各団体への事故防止のための講習会で、使用する団体から、そのとき、やはり、市で貸してくれる小型除雪機は、馬力もあり、大変いい除雪機だと。よって、これからも、ボランティア活動を進めていきたいので、これからも、この事業を継続していただきたいというお話がありましたので、ぜひ継続していただきたいことをお願いします。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございます。

**○天内慎也委員長** 次に、山本治男委員。

**○山本治男委員** 最後の質疑者、自由民主党、山本治男です。

うちのほうは、新城より町なかなので、猿はいませんが、猫と犬は多少います。

それで、今回は、1点、8款土木費2項道路橋梁費、篠田地区融流雪溝整備事業について、現在の進捗状況と今後の予定と計画をお知らせください。

**○天内慎也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 山本治男委員の篠田地区の融流雪溝についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和2年度に策定しました青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。流・融雪溝の整備に当たっては、1つには、十分な水源が確保できること、2つには、地表勾配や流末が確保できること、3つには、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は、費用負担を含む管理運営を行うことを条件としており、青森地区においては、流・融雪溝整備可能地区15地区のうち7地区において、整備が完了しており、平成26年度からは、8地区目となる佃地区の整備に着手しました。平成30年度からは、事業費を大幅に増額し、先般、12月11日に、松森・佃地区融流雪溝の供用を開始し、残りの6.2キロメートルの区間についても、整備を急いでまいります。また、これまで、流・融雪溝につきましては1地区ごとに整備を進めてきましたが、平成30年度からは、佃地区に加え、篠田地区・北中野地区を含む複数地区に着手し、早期の供用開始に向け、調査・整備をさらに加速してまいります。

篠田地区融流雪溝整備事業につきましては、平成30年度から、15地区の9地区目として、整備を進めており、二級河川沖館川からの河川水を水源とし、計画延長は約13.5キロメートルとなっております。平成30年度は、取水箇所の検討や概略での整備路線の調査を行い、令和元年度は、融流雪溝整備に向けた測量を行い、篠田地区の町会長等を対象に、融流雪溝整備事業の概要等についての説明会や既に供用開始した地区での現地見学会を開催しました。令和2年度は、融流雪溝の詳細設計を行い、令和3年度は、篠田地区の町会長等を対象に、整備計画について、説明会を開催し、取水施設の詳細設計及び青森駅西口前の約130メートルの区間で融流雪溝の整備を進めております。

今後につきましては、早期の供用開始に向け、引き続き、国の交付金を活用しながら、融流雪溝及び取水施設の整備を進めてまいります。

**○天内慎也委員長** 山本治男委員。

**○山本治男委員** ありがとうございます。

この整備計画図を見れば、結構、細かく、生活道路なんかも、融流雪溝が入っているの、安心しております。

うちの地区は、本当に、50年、60年以上住んでいる高齢者が多いものですから、普段は、雪寄せ場まで行くのも大変なぐらいで、幹線道路に雪を出してしまうような状態なんです。この融流雪溝ができれば、本当に、道路もまた狭くなることなく、安心して歩けるようになると思うんです。本当に、この計画が出たときに、住民の

みんなが、もう4年か5年もすれば、すぐできるもんだと思って、でも、見れば、大体14キロメートルあるんです。国の交付金を、毎年、使いながらやったとしても、10年以上はかかるのかなど。住民の期待に応えるように、一日でも早い完成を望んでおります。

数年前、石川県の金沢市に行ったことがあります。金沢市は、日本でも有数な城下町だけあって、道路が本当に狭いんです。入り組んで、狭い。ところが、狭い小路みたいな、車も通れないような小路に流雪溝が流れているんですよね。もう本当に、津軽弁で言ったら、あずましく、みんなが歩いていると。聞いたら、市の計画として、駅前とか、繁華街は、大きい除雪車でやるから、まず、住民の生活を雪で不便のないようにと。それで、住宅街の細い小路から、流雪溝を造ったと。これは発想の転換です。

ですから、この計画図を見れば、本当に細かく入っているので、本当に、1年、2年とは言いません。1日でも早く完成してくれることを望んで、そうすれば、住民の方々も、みんな、安心して、流雪溝に、そんなに歩くことなく、家の前の雪を片づけられると思うんですよね。ですから、何とか、本当に少しでも早く——あと、もう1つ、心配なのが、沖館川は、水量が少ないと思うんです。ところが、これを見れば、ポンプ場が柳川庁舎のテニスコートの方で、河口付近みたいですので、海の水と沖館川の——まあ、満潮になれば、大分、水量が増えて、いいみたいなので、そこは安心しておりますが、本当に、1点だけ、とにかく早い工事を望む。

あと、地区によっては、傾斜が悪くて、流せないところもあるらしいんですけれども、優秀な職員が多いんですから、何とか、その傾斜を解消して、研究して、うまく流せるように、空白地区がないように、何とか、研究して、早く着工してほしいなと要望して、終わりたいと思います。

**○天内慎也委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計9件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第142号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第150号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの

計9件についてお諮りいたします。

議案第142号から議案第150号までの計9件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

**○赤平勇人委員** 議案第143号に異議があります。

**○天内慎也委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** それでは、議案第143号について、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○天内慎也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第143号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第143号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございます。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

**午後4時14分閉会**